目　次

はじめに　三

第一章　「足利家政権」性質　四
㈠　足利尊氏の全国統治の特質　七
㈡　天皇（北朝・南朝）―足利家―守護大名相関関係　八
㈢　幕府を京都に置いた理由　一一
㈣　寺社勢力との関係　一三

第二章　「足利家政権」存立の仕組みと政治運営　一八
㈠　北朝天皇と足利家と間の政権の仕組み　一九
1尊氏時代　2義詮時代　3義満時代　4義持時代　5義教時代
6義勝・義政時代
㈡　南朝天皇と「足利家政権」との間の実態　二四
㈢　足利宗家と京都出仕の管領・守護との間での絶対的な家格差　二五
㈣　幕府内での「実権争奪」　二七
㈤　足利宗家と兄弟・鎌倉公方との「政権争奪」　三二

第三章　義教弑逆後の「足利家政権」の背景　三四
㈠　天皇との関係　三四
1権力の減退派　2権力の非減退派
㈡　後南朝との関係　四一
㈢　鎌倉公方との関係　四八

第四章　応仁の乱勃発の直接の原因　五七
㈠　応仁の乱の原因についての先行研究のまとめ　五八
1応仁記　2読史余論（新井白石）　3足利時代史（田中義成）
4室町時代史（渡辺世祐）　5応仁文明の乱（稲垣泰彦）　6応仁の乱（鈴木良一）
7応仁の乱（永島福太郎）　8足利義政の研究（森田恭二）
9山名宗全と細川勝元（小川　信）　10.室町幕府将軍権力の研究（家永遵嗣）
11.応仁・文明の乱（石田晴男）　12.山名宗全（川岡勉）
㈡　政局の推移から見る応仁の乱勃発の原因　六二
1細川持之管領期　2畠山持国第一次管領期　3細川勝元第一次管領期　4畠山持国第二次管領期　5細川勝元第二次管領期　6畠山政長管領期

終わりに　八六
別紙　別表「室町幕府における管領（守護）と足利家惣領との実権争奪の政局」　八九
「後醍醐天皇・後二条天皇系図」　九一

応仁の乱前史―乱の原因―

はじめに

室町時代の歴史は、文化、経済、社会が中心になりがちであるが、この時代の「政権運営」、政局がその後の政治史に及ぼした影響が極めて大きい事を注目しなければならない。後の「織田政権」、「豊臣政権」や「徳川家政権」は、室町幕府の制度・政策を見習いながら、又一方反面教師として「政権運営」を行ったと考えられる。その意味で歴史的に重要な「政権」であることを充分認識しなければならない。

室町幕府といわれるこの武士が樹立した政府の実際の「政権」は足利家の家督である室町殿（征夷大将軍）（1）が継承する。しかし「実権掌握者」はいつも室町殿ではない。管領である事もあるあし、有力守護、そしてその衆合体の場合もある。

ひとつ言える重大なことは、この「政権」が大きくゆらぎ顕著に解体の方向に進むきっかけになったのは間違いなく応仁の乱である。

応仁の乱は、乱が収拾された後も「政権」が足利家で安定せず、戦国時代（2）へと室町時代は推移していく。

室町時代の「足利家政権」の特質を見るとき、応仁の乱に到る根本原因、経緯の究明は重要である。これを究明するとき次代の戦国時代到来と「足利家政権」崩壊の必然性がおのずから浮かびあってくるものと考える。

本稿においては、「足利家政権」に対する南朝等の周囲の勢力及び同族身内や守護勢力の内部勢力に対し、「政権維持」と「実権掌握」をどのように各将軍が図ったかを義政将軍を中心に考察したい。

従来、「足利家政権」の特質は、将軍の専制の時とそれと相反して、管領の「実権掌握」時期や守護との合議制の時期等将軍権力の脆弱性の時をもって概ね説明されてきた。しかし「後醍醐天皇政権」から「政権」を奪取した足利尊氏の路線を踏襲してきた八代義政将軍までの歴代の将軍が、「政権」を維持し、「実権」を掌握する為に目指さなくてはならなかった方向は一致している。それは、南朝対策、鎌倉府足利家対策（関東対策）、守護対策の三大重要対策を同時にせねばならなかった。そしていずれもその対処は政争と内乱を経て、解決を目指して進まざるを得なかった。

八代義政将軍は従来、政治への嫌気から「政権」からの逃避を指摘され、応仁の乱の混乱の責任者とされその評価はよろしくなく、評価は文化面のみとなっていること多い。

しかしここで、「足利家政権」が「政権」の当初より持つ「政権」の特質とその後の時代経緯から推して義政将軍について、「政権担当者」としての評価を洗いなおしてみたい。

手法として、先ず「足利家政権」の性質を吟味し「政権運営」の仕組みを説き、そこから生じてくる幕府政治の運営についての問題を考察する。更にその性質と運営の行き詰まりから八代将軍義政時代に、誰も「実権」を掌握出来ない不安定な政局を醸し出し、これが二十数年わたり、ついに応仁の乱の勃発となる経緯を究明する。

第一章　「足利家政権」の性質

中世政治史を論述するとき、「幕府」、「権力」、「政権」の基本用語が使用される。特に本論文おいては「政権」の用語を多用する関係で先ずこれらの用語の定義、解釈を論述して一定し、これを前提にして持論を開陳したい。

現在用いられる用語としての「幕府」は、佐藤進一氏が「幕府論」（3―1）において定義された内容に基づくことが通説である。即ち要約すれば幕府とは、〈鎌倉殿（鎌倉将軍家）・室町殿（室町将軍家）などとよばれる者を首長として、武士とよばれる一箇の封建団体の造成したところの政権の主体―政府〉と言うことになる。

本論おいては、更に「権力」と「政権」について定義し、「権力」、「政権」、「幕府」の意味を区別して議論したい。

先ず「権力」については日本国語大辞典では〈①他人を強制し服従させる力、権勢、権柄②国家や政府の有する政治的権力〉と記述がある。

川岡勉氏「足利幕府と守護権力」（3―2）によると〈室町幕府は将軍権力（上意）と管領を筆頭とする守護家集団（衆議）の複合体であり、幕府は将軍権力を支える形で運営されている〉とされている。

佐藤進一氏の「室町幕府論」（4）において」権力」の使用例として〈室町幕府の制度上の主権者であり、したがって本来幕府権力の核心であるはずの「将軍権力」〉がある。

「政権」の定義については、日本国語大辞典によると〈①政府を構成して政治の運用にあたる権力。〉使用例として〈藤原氏以外戚世執政権〉と記述がある。

佐藤進一氏の「幕府論」においては次の「政権」の用語の使用例がる。個人名称として、「北条政権」、「尊氏政権」、「足利政権」あり、それ以外としては、「幕府政権」、「全国統一政権」、「連合政権」（足利氏と外様大名）、「室町政権」、「中央政権」、「公家政権」、「武家政権」の使用がある。

「権力」は個人の持つ政治権力の場合もあるし政府（幕府）の持つ政治権力の場合もあるし更に政治権力以外の一般的な強制力を包含する意味でも使われる。

一方「政権」については確たる定義がなされていない。一つには個人の政治家権力を指す場合がある。その時は必ず「北条（家）政権」であるとか「足利（家）政権」であるとか個人名（家）が付く表現となることが多い。二つには「政権」が個人をさすのか、団体をさすのか、幕府（政府）をさすのかあいまいと思われる使用である。。それは　「幕府政権」、「全国統一政権」、「室町政権」、「武家政権」などである。

筆者は、「権力」、「政権」、「幕府」を明確に区別して次のように定義する。

『政権とは個人（家）が奪取したあるいは保持している政治権力で、そして公権が事実上授受されるか公権を奪取した政治権力である。政府（幕府）は政権発動の中枢の執行機関である。』と定義したい。

例えば、北条政権〟、足利政権〟、政権樹立〟、政権維持〟、政権争奪〟などと表現する。「政権」は人が樹立し、保持するもので、「権力」が公権としてオーソライズされたものであると考える。

足利尊氏が樹立したものが「尊氏政権」（足利政権）であって、その政権発動の中枢の執行機関が室町幕府（政府）である。幕府の運営は足利宗家と守護によってなされるのである。室町幕府は「政権発動」の中枢の執行機関（政府）である。

従来「将軍権力」（上意）と言い、守護を「守護権力」と言い、両者同質の「権力」のように表現されてきたが、室町将軍の「権力」はオーソライズされた「政権」を保持する権力であること認識されなければならない。将軍と守護の「連立政権」と言っても両者同質の権力ではない。足利将軍家は公権を授受された権力、即ち「政権」なのである。

「政権」の使用は従来「幕府」（政府）と同じ意味で使用される場合もあるが、本論では「幕府」は「政権」でなく「幕府」と表現する。

室町幕府に限って言えばその運営に当たって、守護の「権力」は、「足利家政権」と「実権」の取り合い行うのである。守護の「権力」は足利政権を越える「実権」を持つ事もある。

本論は「政権」と「実権」をキイワードにして展開する。「政権」の用語の使用を右記の意味で使うことを前提にすることから「政権」の言葉については文中「　」を付けることにする。

室町幕府の政治的性格については、佐藤進一氏は「幕府論」（3）において〔武家政権をして唯一の全国的統一政権たらしめること、そしてこの作業の実質的裏づけとして、荘園制を崩壊せしめて、一元的支配収取関係に基づく純粋封建体制を確立することである。〕とされた。

そして更に「室町幕府論」（4）において、室町幕府の将軍権力の問題を取り上げられ、将軍権力を形成・確立・解体の三段に分けて論述された。要約すると次の通りである

この将軍権力の意味は筆者の言葉では「足利政権」となる。

〔形成期―南北朝時代〕

○　武士の統制、軍事指揮、統制等の武士支配権は尊氏が掌握し、評定、引付、裁判権の組織的権限は弟の直義が掌握することによる将軍権力の二元性が見られる

○　その後守護職権を強化し、直轄軍を整備する。

〔確立期―応仁の乱以前〕

○　中央政治機構の統一としては管領制の導入（義詮時代）と守護の家督相続を幕府が介入する

○　京都市政権を獲得する。（十四世紀末）

○　将軍権力の絶対化

絶対の観念は実力と北朝による承認だけである。（将軍の候補は足利家や新田家以外

にもある）

将軍の公家化で天皇家との一体化が進むがその結果天皇の存在価値が失われ、新たな保障を外に求ることになり、将軍権力確立維持の為に明の冊封を受けることになる

〔解体―応仁の乱以後〕

○　奉公衆や守護代を守護に補任し下克上の正当化

○　直轄領は、守護が代官を追放して御料所を押領、又代官を被官化する。

○　京都支配は中世的な商業組織が崩されるなかで支配権の危機

○　対明外交権の独占は西欧の進出、中国商船の積極的来航で価値を失う。

著者としては本論を更に進め、次のような観点から論述したい。

足利尊氏が後醍醐天皇を退けて打ち立てた足利家の「政権」を、現在我々は室町幕府と称している。この幕府の「政権」を担う者は歴代足利家の家督・惣領である。しかしこの「政権」は幕府の首長としていつも「実権」をもって安定して日本を統治できた「政権」ではなかった。

南朝、幕府内有力守護大名、身内（鎌倉公方・兄弟）との勢力と対抗していかなければ成立維持が困難な「政権」であった。

本稿での考察は、室町幕府という武士の政府・体制の視点ではなく、足利家の「政権」という視点に重心をおいてその特質を究明したい。

それが応仁の乱を引き起こし、戦国時代に突入し、室町幕府・「足利家政権」の崩壊の根本原因を解明する大事な視点であると考える。

これまでの研究は、往々にして室町幕府の研究と「足利家政権」（室町殿）との研究が区別されずに論じられてきた感がある、しかしこれはきっちり区別されなければならない。室町幕府の主体は、もちろん足利宗家が主人であり、首座であるが、管領、有力守護の言わば幕閣で構成されている。「足利家政権」（室町殿）の立場から見れば「政権」は足利家にあるが、「実権」はその時代により室町殿の運営の仕方や実力で大きく変わり、義満時代の後半のようにには専制的な「実権」を掌握した時代もあるし、管領個人あるいは有力守護達の「実権」が大きくなった時代もあった。

室町殿と管領・有力守護の幕閣との利害は必ずしも一致しないし、むしろ室町殿と「実権」の取り合いしている。（管領間や管領と有力守護間の実権争奪の局面もある）この根本は双方の権力欲もあろうが、朝廷・公家温存の制度（荘園）と守護制度（守護領国）の並存にある。

室町殿が両制度を必要とし、一方守護が武士の代表（幕府の代表）としての足利家が絶対不可欠と考えるならば（実際に考えてきた。織田信長の義昭の追放まで）両者（両制度の並存）の問題点を内包したままとなり究極の時代、即ち応仁の乱を迎える事になる。

更に室町殿と守護との利害関係がかならずしも一致しないところは、南朝問題（第三章㈡）にもあり、鎌倉公方問題（第三章　㈢）にもある。

「足利家政権」の性質について先学の研究成果を踏まえながら自説を展開したい。

㈠　足利尊氏の全国統治の特質

鎌倉の「北条家政権」との比較での特質を三点あげ、そうならざるを得なかったこと、そしてそれで「政権」を運営出来ると考えた事について論及したい。

イ、守護の権限の拡大

大犯三カ条（大番催促・謀反人・殺害人の追捕その後夜討・強盗・山賊・海賊権断を追加）の追加即ち苅田狼藉の取り締まり・使節遵行を加えたこと、更に半済給与権や欠所地処分は守護の権限を大幅に増やした。（建武以来追加）

ロ、大型の守護大名

後醍醐天皇に応じて立ち上がった元弘三年以来の一族、主要同盟者を守護にし、同族で複数国の守護を兼ねさせた結果、大型の守護大名の誕生となった。

義満没前における京都在住の大型の守護大名としては、細川氏、山名氏の各7カ国、畠山氏4カ国、斯波氏、赤松氏、一色氏、京極氏大内氏の各3カ国である。一方「北条氏政権」の末期においては北条氏の24カ国守護は別格として、足利氏で3カ国、千葉氏の2ヶ国の規模である。他は1カ国守護。（5）

ハ、足利家（室町殿）の直轄領が小規模

これは直轄軍（奉公衆）（6）の規模が小さい事を意味する。（宝徳～享徳年間で356人）この事は京都で突発的な守護大名の反乱（一揆）を押さえる事が将軍自身で出来ない。反乱の鎮圧は守護大名頼みで、奉公衆は将軍の近辺警護の役だけとなる。直轄軍を維持するためには臨時収入ではなく、安定して収入源となる直轄領（御料所）（7）からの年貢が必要である。

足利家（室町殿）の経常収入がどれ位であったかははっきりしないが、直轄軍の規模からみて一国守護の規模があったのかどうかであろう。天皇、室町殿やその一族の邸の建造や、重要式典の費用は段銭などで守護から徴収している。この段銭は臨時収入で守護経由で入ってくる。

尊氏が全国を統治する方法として、一族を中心として限られた主要な同盟者に地方統治を任せざるを得なかった。これは尊氏が、頼朝が各地の武士を自分の御家人とし、地頭とした事とは異なり、地頭、国人を直接御家人にするだけの結びつきが弱かった事による。

「北条政権」においても守護に大犯三カ条の範囲で権限を与えたが、地頭、御家人制度併用の下で「政権運営」を行ってきた。

足利家（室町殿）の収入源については、直轄領が小さい、即ち経常収入が小さいと考え

られるが、段銭、土倉役、酒屋役や寺社からの上納で充分支えられる計算であったのであろう。

そうでなければ「足利家政権」は財政的に行き詰まってしまい、義政までもたない。応仁の乱の原因に室町殿の財政難は挙げられない。

尊氏がこの統治の方法で運営できると考えた事は、守護を統制できる自信があったからである。

それは弟の直義を滅ぼした後、息子直冬の反抗があるといえども最大の身内の対抗者はおらず守護・有力武将達は尊氏に付くか南朝に付くかの選択となり、大方の主要守護・有力武将は武士である尊氏の「政権」に付いた。これは守護たちが南朝に付くよりも尊氏の武士の政権に付く方が領地維持・拡大に有利であると考えたからである。

尊氏はもちろん味方になった守護達のこの意識を心得ている。

更に尊氏には、武士が打ち立てる「政権」となれば、源氏名門筆頭足利家でなければ統一出来ない。どの守護（細川・斯波・畠山等々）が棟梁でも武士たちが一本にまとまれない。そしてこのことは彼らは充分承知している」との根本的意識がある。

これを前提に右記に挙げた三点（イ・ロ・ハ）の特質を持ちながら「足利家政権」が開始されたと考える。守護達が足利家を武家の筆頭として、主人として担いで行くのは、時代によって担ぎ方（実権把握具合）は異なるが、織田信長の十五代将軍義昭追放によるまで「足利家政権」は実質的にも形式的にも終焉するまで続く事になる。

㈡　天皇（北朝・南朝）―足利家―守護大名の相関関係

「足利家政権」は守護による全国統治を進める。（これは基本的に鎌倉幕府と異なる。鎌倉幕府は守護と地頭の両制度の運営を幕府がコントロールする）

一方荘園制度は荘園領主の年貢の徴収権を削り、削られつつ（半済・守護請け）しながらも、制度は維持していく方針が続く（応仁の乱以降荘園制度は崩壊状態になる）。

荘園制度の維持は「足利政権」（室町殿）にとって必要な制度であって、守護達（被官・国人を含めて）にとっては基本的には必要な制度ではない。武力が乏しい荘園は彼等の領地拡大のターゲットとなる。

「足利家政権」にとっては天皇―公家の旧来制度が政権維持の為に必要との認識である。

天皇―公家、寺社を維持する為には、その経済基盤である従来からある荘園制度の存在が不可欠と考えた。

天皇―公家存続の理由は、一つには対南朝の事もあるが、（南朝が後南朝となり、勢いが衰えた後も存続を図っている。）天皇なしでの「政権維持」には自信がないことである。足利家（室町殿）が天皇を担がないと他に「政権」を目指そうと思う者が担ぎ、

「政権争奪・維持」に不利となる。

更に思想的にも「政権」の根拠となれる。天皇家なしで、もし形式的にも実質的にも日本の支配者（天皇又は王と称し方どうであっても）になれば革命思想の思想家に根拠を与え、「政権打倒」の動きが出やすい。）

その為には天皇―公家の旧来制度（権門）を維持する必要があった。三代義満以降は積極的に公家―朝廷の中に入り実質的に天皇につぐ位を得て「政権」の安泰を図る。

これをもって公家化された室町幕府というのは妥当ではない。室町殿は自分の「政権」保持の為に天皇―公家を利用しているのである。室町殿は畠山家（満家、持国、持富）従三位としたが、それ以外の守護を公卿にしていない。そして畠山家は左衛門督で太政官に就かず朝廷で活動した形跡はない。

（応仁の乱以降の永正９年（１５１２）に大内義興が従三位に昇叙されたがもはや公卿活動の意味はない時代である）。守護は「実権」を欲しても足利家にとって代わって名実的に武家のトップにたつ意思がないので、天皇―公家の政治ラインに近づく必要がなかったのである。

天皇（北朝）と足利家（室町殿）の関係においては、天皇は、天皇家存続の為には保護者である足利家はなくてはならない存在であり、一方足利家にとっては「政権存続」の為の重要装置と考えている。

義満は足利家が天皇になろうとしたとの先行研究（田中義成氏（８）や今谷明氏（９））もあるが、本稿ではその説にはとらわれない。なろうとした検証が難しいからである。

義満は足利家が朝廷において天皇につぐ第二位の地位を確保することが目的でその為に種々活動し、さらに朝廷の権力を奪い、足利家の「政権」の強さを厚くすることを図ったことまではいえるのではないかと考える。。（１０）（１１）

それは、守護達に対し守護と室町殿との間に源氏の最高名門家以外にも歴然たる家格格差がある事を示し(第二章　㈢)、政権につける者は武士社会においても公家社会においても足利家しかない事を示したものと考える。

一方有力守護は、守護が領地保全、拡大、経営において足利家は必要であるが、足利家が自由に勢力を伸ばす事には警戒し、「政権」は狙わないが、「足利政権下」で「実権」を求めることになる。

織田信長により「足利政権」が形式的にも実質的にも崩壊する戦国時代後期に至るまで、守護大名も戦国大名も形式的には足利家を担いできた。足利家を担ぎ、足利家を形の上で主人にしてきた。それは形だけでも「足利政権」にしないと、「実権」をふりまわす根拠が作り出されず、従う武将（被官、国人等）に分派活動が起こりやすいからである。

室町時代に政争による守護と室町殿に関係する内乱は頻発するが、足利家を滅亡させて、それに代わる「政権」を打ちたてようとした動きはみられない。

明応の乱における細川氏もその後の三好氏、松永氏も近畿地域で実権を持った者も自ら

が幕府のトップ（将軍）にはならなかった。いやなれなかったのである。

武士の棟梁・首長は足利家の惣領（武士のトップ）であって、代が代わろうと又時の「実権」を持つ者が足利家の惣領（将軍）を代えようと足利家の人であることが、定着してしまった。

このことは「政権交代」がなされるか否かにおいての時に重大事である。

鎌倉時代に足利宗家は源氏の一派であり三河の守護であって、北条家からも用心されていた勢力を持っており、支族で小領主の斯波、細川、畠山とは歴然たる家格差があったことは間違いない。

しかし室町殿と守護の格差（実権ではなく地位の格差即ち家格差）は、義満の「政権確立」の活動の結果から確立されたものと考える。この家格差については第二章㈢において後述する。

天皇（北朝）―公家と守護との関係は足利家の惣領が幼い時期（義満、義政幼少期）で、足利宗家が武家の棟梁としての指揮が危うい時に接触する。（義政幼少で、赤松満祐追討を綸旨に仰ぐ）しかしこれ以外には、守護は政治的には天皇―公家とは積極的には接触を行わない。（文化面は別）

守護と天皇―公家は被官を抱える守護領国と公家の荘園とは両制度併存の対立が宿命的にある中で、足利家を入れないでは政治運営がうまくいかないのである。

室町幕府は「足利政権」が天皇―公家と守護の経済的利益の調整を行う制度的な機関であるともいえる。

天皇―（南朝）と足利家との関係を「政権」ということから述べれば次の通りと考える。

後醍醐天皇は天皇親裁の専制政治を目指したのは明らかである。一方尊氏は征夷大将軍となって鎌倉幕府の北条政権に代わって足利政権（室町幕府）を樹立することを目指し、実行したのである。

基本的にこの後醍醐天皇と足利尊氏の方針が変わらない限り、足利家が南朝と結合することはない。一時的に弟の直義の乱に勝つために南朝に和議を申し入れてもそれは政治的な駆け引きに過ぎない。

義満時代に南朝天皇は、自力「政権樹立」をあきらめ、「足利政権」を認めて南北朝合一となったが、時既に南朝方の勢力は衰退しており、合一の条件であった天皇の両統迭立は実際には認めてもらえなかったのである。「足利家政権」としては、将来の「政権」の安全面から北朝系の皇統を進めるのは当然の施策である。

南朝方は、九州は別にして貞治２年（１３６３）に大内氏、山名氏が「足利政権」に服する事を鮮明にして以来、南伊勢の北畠氏以外大きな勢力はなくなった。

各地の武士勢力は基本的には自分の領地保全と拡大を求める。南朝の勢力が激減して

いくこともあるが、南朝が室町幕府を認めない限り（武士が領地の展開に有利）、守護は南朝そしてその後の後南朝（南北合一後の南朝の後胤）の方向には基本的には振れて行かないのである。

更に守護達の中でも幕府内での「実権争奪戦」が繰り広げられる。幕府内で足利家（室町殿）に対抗する「実権」を、又は室町殿につぐ権力を収得し、自己勢力を拡大しようとする。

「足利家政権」の幕府内ではあるが、この実権争奪をめぐって足利家（室町殿）、管領、有力守護の間で政局。政争となり応仁の乱に突入する事になる。

これ等の論理が根底にあって応仁の乱前の政局、政争を理解しなければならない。即ち応仁の乱の原因を斯波と畠山の家督相続が決着がつかないことや、細川氏と山名氏との単なる確執、義政の性格、能力や山名宗全の横暴などを理由だけで片付けることはできない。

この「実権争奪戦」（政局・政争）が具体的にどのように展開され応仁の乱に突入したかについては、第一章、第二章、第三章をもとに第四章で詳述する。

守護は「政権」を求めず、幕府内での「実権」を求める。南朝は「政権」を求める。この違いを明確に認識しなければならない。北朝も「政権」を求め得る立場にあるが、求めた形跡は室町時代もそれ以降もない。

「政権」はただの権力（実権）ではなく公権が授受されるか、公権を奪取した権力である。従って守護が「政権を」を取るとは足利家を滅亡させるか追放して新たに「政権」を樹立しなければならない。しかし守護はその意思がない。守護はただ足利家政権下、室町幕府内で実権を求めるだけである。

「政権」を求め「政権」を奪取したのは織田信長まで下ることになる。

㈢ 幕府を京都に置いた理由

尊氏は京都に本拠（幕府）を置き続けた。このことについては当時の史料の建武式目（１２）において「鎌倉如元可為柳営歟。可為他所否事」の項に「・・・・然者居所之興廃可依政道之善悪。・・・・」とあり、具体的に本拠を鎌倉から京都に本拠を移す理由は記していない。

京都に移す云々の記述はないが、場所は京都以外には考えられない。

しかし本拠を京都に置いた理由の推定は出来る。それは南朝への対処である。北朝建武３年（１３３６）後醍醐天皇が吉野に潜幸され南朝延元４年（１３３９年）に崩御されたが、未だ南朝は一大勢力であり、直義を鎌倉で倒した（文和元年　１３５２年）とは言え、尊氏は尚対南朝の為、上京して本拠を京都にせざるを得ない。南朝方に山名、楠など有力大名武将が未だついている。近畿は平定されていない。南朝軍による京都占拠が起こる（都度反撃し、回復）このような不安定な時は、尊氏の死没（延文３年　１３５８年）後、更に二代義詮時代も続く。貞治２年（１３６３年）となり、大内弘世、山名時氏が義詮に帰

服し、足利家政権は安定の方向に向かうが、未だ南朝勢力は侮れない。

義満時代（貞治６年　１３６７年）になっても天皇（北朝）を守って京都で南朝に対抗しなければならない状況は続いていく。

本来的には、尊氏、二代義詮は元々の地元である関東の中心鎌倉を本拠地にしたいと考えていたと思える。

それは、尊氏＝足利家の政権をバックアップしてくれる勢力が大きい、逆に反対派がてくる可能性もある。「頼朝政権」も「北条政権」も関東を制する事によって「政権」の増強と安泰を図ってきた。関東を制するものが武士を制し、日本を統治できると考えた。

これでは北朝を立て、南朝への対処が出来ない。鎌倉は鎌倉府とし、関東の統治の為半独立的な組織とし、政治的に軍事的に機敏な行動が出来る言わば最重要の地方本部とした。

尊氏、義詮は京都で南朝に敗れた場合は、鎌倉に一旦引いて出直すための根拠地と考えていたと考える。（北朝の擁護、地理上略全国の中心、京畿で敗れた時、鎌倉に戻る最後の根拠地と考えていた。（渡辺世祐氏）（１３））

義満が成長し、細川頼之から自立し、南北朝の合一（明徳3年　１３９２年）で、北朝の当面の脅威はなくなったが、天皇家―公家と足利家との関係強化を考えていたと思わ京都での政権基盤が強化されてき、幕府機能の運営が軌道に乗ってきた。更に鎌倉は基氏系列の実績を尊重せざるを得ない時代に進んでいく。

京都に幕府を置いた理由として、他に京都の商業権益を得るためとの理由を挙げる向きもある。しかし京都市政を検非違使から移った時期は義満期からであり、土倉や酒屋などに対する商業課税権が朝廷から幕府に移ったのも同時期である。

渡邊世祐氏は「室町時代史」（１４）において、「かくて尊氏は幕府を京都に置きたしが、その結果は自ら足利氏の政治に一大変化をきせり。これが足利氏が京都にありて朝廷と親しみ公家と結びし為に純粋武家政治より脱して藤原氏若しくは平氏時代のそれに類するのや止むなきに至り全く公家化せり」と解説されている。

平家や藤原摂関時代に逆戻りの指摘である。摂関時代の藤原家は朝廷の中での「実権」を掌握した。平清盛は後白河法皇の下で後白河法皇より「実権」を争奪した。

平家は一族あげて公卿になり朝廷組織の下で実権樹立を図ろうとし、相当程度実権を掌握した。

一方「足利家政権」は一族で公卿として活動したのは、足利将軍家＝足利家督相続＝足利惣領だけで、鎌倉公方も守護も朝廷（院を含む）での活動をしていないし、武家の政府（幕府）組織は朝廷と別に明確に機能している面は大いに差異があると考える。

㈣　寺社勢力との関係

寺社勢力については黒田俊雄氏の「権門体制論」（１５）で解明されている。その中で次の様に述べられている。「約言すれば宗教の立場においてのみ独自権門たりえたのである。・・・・政権と行政の次元では公家とはついに対等のものとはならなかったのである。」そしてそれ故公家権門と結合して互いの役割を補強したとされている。

寺社勢力は、「足利政権」の室町幕府に対し、一定の権威・勢力はもって国政へなんらかの力はあったし、抵抗勢力ではあった。

しかし寺社勢力は、公家や武家と大きく異なる事は、過去も室町時代も中央での「政権」を樹立しなかったし、しようとした動きは見当たらない。

信仰の拠点として公家、武家に保護され、荘園を中心とする経済においては、公家、武家と並び三権門となるが、古代から中世そしてその後も、中央での政権に参加する主勢力ではなかった。

源三位入道頼政が高倉の宮をたてて、平家に対抗したおり、三井寺と興福寺が味方し、又東大寺も平家に反抗したが、寺家（僧侶）の政権樹立の為の戦闘とはは言えない。又戦国時代の織田信長に抵抗した比叡山延暦寺や石山本本願寺も寺家（僧侶）の政権樹立までは考えていたとは思われない。

戦国時代になり、一向一揆による門徒が加賀を支配した事はあるが、一時の地方政権である。

しかしながら寺社勢力は「政権」や「実権」を目指さなくとも一大勢力であった事は事実であるのでこの寺社勢力即ち宗教勢力が何ものか著者の見解を簡略に記述する。

寺社勢力（宗教勢力）が何故大きな勢力となり得るのかである。これは宗教そのものの考える必要がある。

「宗教」の定義は簡単ではないが、政治史から見てそして簡潔に述べる事を主眼にすれば次の通りと考える。（１６）

（イ）　宗教（団体）たる要件

○　信仰

絶対者（神・仏）に対し、祈り、恐れ、信じ、尊ぶ、信心

（祈りの内容は後記）

○　儀式

祈り（祈祷）を儀礼化し、儀式化する。

この二つの要件は宗教（団体）の成立要件の絶対必須である。

更に世界の主要な宗教には、教義（教理）があり、教祖の存在がある。

（これがある宗教はキリスト教、イスラム教、仏教等で、ない宗教は日本の神道などである）

この外、宗教の概念には布教の為の施設や組織を備えた教団の設立や悟り等の為の修行があるが、かならずしも宗教の成立の絶対要件ではない。

因みに宗教法人法（法人法二条）において宗教団体の定義を、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教科育成すること」としている。

（ロ）　祈りの種類

祈りの種類を次の通り分類する。もちろん一つの宗教や宗派が全部を網羅するも訳ではない。

○　現世利益を求める祈り

この世に生きている間のご利益（りやく）

・個人的な祈り

家内安全、健康病気治癒、出世、金儲け、武運長久、悟りを得る、占い等

・国家的、団体的な祈り、

国家安泰、国歌鎮護、村等の鎮守、五穀豊穣、天候（雨・晴れ）、団体の繁栄等

○　来世利益を求める祈り

・現世での罪の許しを願い、死後、天国、極楽浄土に行かせて欲しい。

・亡くなった祖先の供養（祖先があの世で幸せな生活が送れますようにと祈る）

○　呪詛（調伏）

・相手に災い（死等）が起こることを求める。（戦いでの相手等）

・怨霊や悪霊の調伏

（ハ）　一神教と多神教

○　一神教

唯一の絶対に神を信仰する宗教

例えばキリスト教、イスラム教、ユダヤ教等

○　多神教

複数の神を同時に信仰する宗教

例えば日本神道、仏教、ヒンズー教等

（ハ）の分け方が一般的に言われるが、キリスト教においてはゴッド、キリスト、聖霊をもって三位一体と言われる、信仰者は現実にゴッドに祈ったり、キリストに祈ったり、更にキリストの聖母マリアに祈ったりもする。それでも一神教の範疇にいれる。

又、日本の仏教の宗派の中には、浄土宗、浄土真宗では阿弥陀如来を絶対視し、唯一神のごとく崇めるが仏教は多神教の範疇に入れる。

ここで政治史的見地から何故寺社（宗教団体）が大きな経済力が必要で、政治に対して一定の影響力を持ち得るかである。

宗教には信仰と共に儀式化が絶対であって寺院内部だけの儀式も多数あるが、中世において、規模の大きい儀式開催の指示者（依頼者）は天皇を筆頭とする公家及び将軍を筆頭する武家である。

宗教儀式の目的は右記した祈りのために、国家、集団、一族、家族や個人、己（達）の為に行われる。

儀式を挙行するために寺社の施設整備が必要であり、その為に人・物・金が必要となってくるのである。日本仏教の場合は次の通りである。

人とは、僧侶である。儀式（法要・法会）を作り、集団礼拝のリーダー（祭司）であり、信者に教義を解説し、引導をわたし又布教し、後進の育成そして寺院の運営者である。

そして中世寺社にとって大きな仕事は荘園領主としてその経営あたるのが僧侶である。

物とは寺院（堂塔）・仏像・仏具等である。これも儀式に欠かせない仕掛けである。そして宗派の運営、僧侶の育成機関としての設備でもある。

さて金は収入である。安定的に収入源を得る一番は荘園よりの年貢と段銭で得る方法である。その元は天皇、公家、武家等から寄進され、足利政権等に保護されてきた荘園である。収入源はこの外にも祈祷料や寄進等でも入るが荘園からの年貢が経常収入の最大である。（段銭は大きな儀式や堂塔の造営にあたって徴収する臨時の課税）この収入は、寺院の維持費、儀式開催費用、堂塔の修復費用、僧侶の人件費や幕府への進上等に支出される事になる。

時の政権にとって仏教（宗教）が信仰の対象として絶対必要とされるならば、儀式の挙行が政治的に最重要の一つである。

仏教を含め宗教界は時の個々人が仏に祈る行為より大きな儀式（大勢の僧侶が日にちをかけての祈り）をもって祈ることが絶対との考えが基本にある。祈りは天皇家、足利家の国家的、あるいは私的な場合も含めて極めて重要な儀式である。「政権」が一つの宗教を信じ、尊崇する具体的な行動が儀式の挙行である。

時の「政権」（足利家）やその他の勢家（天皇家、公家・地方豪族）がこの宗教儀式を絶対必要と考える限り、仏教は保護される位置につけるのである。この時代、寺社の保護は具体的には彼等の荘園の保護である。

この保護される立場にある寺院が僧兵（堂衆等呼び名は各寺社によって異なる）をもって時の「政権」に圧力をかけ国政を左右する事件も多々あったが、これをもって寺

院勢力（僧侶）が武家のように「政権」を狙ったり、幕府内で実権を掌握しようとしたとはいえない。彼等は時の政権に対しての圧力団体であって、土一揆が「政権」に圧力をかけるのと同じ種類の圧力団体である（土一揆も「政権」をとろうとはしない）。

「政権」をねらって新政府を樹立しようとする又は「実権」を掌握して中央政府を実質運営しようとする動きがない（もちろん実績もない）。これはは天皇―公家、武家勢力と同じ土俵では語れない存在である。

王法と仏法については黒田俊雄氏の「寺社勢力」（17）で解説されているが、〔王法と仏法は対等を主張しているのは仏法から言い出している。〕更に同氏によれば〔寺社勢力は自己を国家権力と不可分の関係にすえおおせたのである〕としている。

王法と仏法の論は仏法（寺院勢力）が王法（時の「政権」）上回る実権を有しようとしたことにはならない。それは実際に僧侶が「政権」をとろうとした史実がないし、実際に「政権」をとったことはないからである。

尚、「足利政権」で活躍した醍醐寺座主の満済も、相国寺の季瓊真蘂も足利将軍のブレーンであって幕府で管領守護と同じように「実権」を得た訳ではないし、まして寺院勢力として「政権」をとろうとの考えがないことは明らかである。

満済の幕政への関与（実権）について今谷氏は「守護並みそれ以上」（18）との見解であるが、川岡勉氏は「満済の関与は内々で、大名衆議を構成する守護と同列に論じる事は出来ない」（19）との説を出されている。

満済にしても季瓊真蘂にしても時の将軍義満、義持、義政の個人的なブレーンの役割であって一定の権限や「実権」を掌握しているわけではない。それは彼等が寺社勢力をバックにして活動していない。個人的な能力（知識・秘書役）が時の将軍の目に適ったからである。彼等の後、同じ寺社勢力からだれも同じ立場の人間（僧）は輩出されていない。

この時代においても寺社勢力（僧侶）は公家や武家ののように中央の「政権」（実権）をめざす存在ではなかった事に注視しておく必要がある。

（1）室町幕府の「政権」を担う者は征夷大将軍の時もあるが、将軍職を後継者に譲った時も又未だ将軍に就任していない時も足利家の家督の者が担う。よって室町幕府の「政権」を担う者の名称は征夷大将軍と呼ぶより、「室町殿」と呼ばれるのが一般的である。

（2）戦国時代の始まりについては諸説あり、代表的な説は次の通りである。

・応仁の乱（１４６７～１４７７）説

旧来説で「詳説日本史Ｂ」（山川出版社）の教科書はこの説であり、通説である。

・明応の政変（１４９３）説

細川政元が足利義材を廃し、足利義澄（義視の子）を擁立の時期。近年この説を取る研究者が多くなっている。

・伊勢新九郎（北条早雲）が堀越公方足利政知の子の茶々丸を追放（１４９３）説
以後、伊豆、小田原に地盤を築いていく。
いずれの説も下克上の始まりを理由としている。著者は応仁の乱の原因が下克上の問題だけでなく室町幕府の根本の性質から来る幕府の支配体制の現実的な崩壊の始まりと見て、戦国時代の始まりを応仁の乱と見る。

（３―１）佐藤進一「幕府論」新日本史講座　１９４９　中央公論

（３―２）川岡勉「足利幕府と守護権力」吉川弘文館　２００２

（４）佐藤進一「室町幕府論」岩波講座日本歴史　中世３　１９６３

（５）一族で複数の国を兼帯の守護
「日本史大辞典」朝尾直弘・宇野俊一・田中琢　角川書店　１９９７及び「守護戦国大名事典」西ヶ谷恭弘　東京堂出版　２００８よりまとめる
・鎌倉幕府（末期）
北条氏　２４カ国（内得宗家の高時が駿河・武蔵・上野・若狭の４カ国）
足利氏　３カ国（宗家が三河・安房・上総）
千葉氏　２ヶ国（宗家が下総・伊賀）
・室町幕府（義満没前の在京守護）
細川氏　７カ国（内宗家の満元が摂津・丹波・土佐・讃岐の４カ国）
山名氏　７カ国（内宗家の時熙・が但馬・備後の２ヶ国）
畠山氏　４カ国（宗家の満則が河内・能登・越中・紀伊の４カ国）
斯波氏　３カ国（内宗家の義重が尾張・越前の２ヶ国）
赤松氏　３カ国（宗家の義則が播磨・美作・備前の３カ国）
一色氏　３カ国（宗家の満範が三河・若狭・丹後の３カ国）
京極氏　３カ国（宗家の高光が飛騨・出雲・隠岐の３カ国）
大内氏　３カ国（宗家の盛見が周防・長門・豊前の３カ国）

（６）奉公衆の規模
室町幕府守護織家事典下巻「室町幕府の奉公体制」福田豊彦　新人物往来社１９８８によると、宝徳～享徳年間（１４５０～５５）の奉公衆の人数は３５６人でその従者の数を入れて数千人の規模とされている。又「明徳記」では三千余騎（義満期）との記載があることを記述されている。
奉公衆がどの乱で顕著な働きをしたのか定かでない。赤松満祐追討でも出征の記録が見えない。畠山義就追討では出征しているが顕著な働きをしているか不明である。応仁の乱においては、その軍勢は応仁記においては守護のように個別の記載ではなく、官軍、公軍、近習、外様、諸国同心の志卒６万人の中としての一括記述である。
奉公衆の規模は将軍の身辺警護と御所の通常的な警護程度で一守護に匹敵するような戦力を持っていたとは思われない。

（７）直轄領（御料所）

御料所については「室町幕府経済の構造　桑山浩然　日本経済史大系２中世　１９６５　東京大学出版会」で御料所は約２００ヶ所、３８ヶ国に分散しているとされている。

御料所の全体規模は見えにくいが、御料所からの収入は段銭などと違い、経常収入であって奉公衆の人件費（奉公衆への預け置き方式を含め）が大きい割合を占めると考えられる。逆に見れば番衆３５６人程度（その従者をいれて数千人　注６）の規模しか直轄軍を持てなかったと言える。

応仁の乱における軍勢は、応仁記では細川一族計で６万人、東軍全体で１６万人は誇張があるかもしれないが、義政将軍の直轄軍の小規模さが推定できる。

（８）田中義成「足利時代史」　第七章義満の非望　明治書院　１９２３

（９）今谷　明「室町の王権」中央公論新書　１９９０

（１０）榎原雅治「一揆の時代」日本の時代史11.　吉川弘文館　２００３

（１１）石原比伊呂「准摂関家としての足利将軍家―義持と大嘗会との関わりから」史学雑誌第一一五　　編第2号　史学会　２００６

（１２）「建武式目條々」群書類従巻題四百一武家部二

（１３）渡辺世祐「関東中心足利時代の研究」　１９１５　博士論文

（１４）渡辺世祐「室町時代史」創元社　１９４８

（１５）黒田俊雄「権門体制論」黒田俊雄著作集第二巻顕密体制論　中世における顕密体制の展開
二王法と仏法2権門勢家の権威と寺社（一巻Ｐ２３４に同主趣旨の記述）

（１６）参考文献、○「岩波講座宗教」第一巻宗教とはなにか　編集委員池上良正外　岩波書店　２００３、○世界宗教史叢書１２　日本宗教史Ⅰ　笠原一男編　山川出版社　１９７７、○「宗教法人の基礎研究」井上恵行　第一書房　１９６９

（１７）黒田俊雄「寺社勢力」岩波書店　１９８０

（１８）今谷明「室町幕府解体過程の研究」岩波書店　１９８５

（１９）川岡勉「室町幕府と守護権力」Ｐ７３・７４　吉川弘文館　２００２

第二章　「足利家政権」存立の仕組みと政治運営

室町時代の「政権」は、時代を通して足利宗家（将軍家）にあったのである。

第一章で記述したように、「政権」、権力、幕府の用語の使用については「政権とは個人（家）が奪取したあるいは保持している政治権力で、公権が事実上授受されるか公権を奪取した政治権力である。政府（幕府）は政権発動の中枢の執行機関である。」を前提とする。

室町幕府は足利宗家が首長で管領・有力守護と共に運営された武士の政府であって足利家の「政権」である。

重要な事は、結果的にはこの「政権」は織田信長が十五代義昭を元亀四年（１５７３）に追放するまで足利宗家にあり続けたことである。「政権」そのものを狙った者は南朝、鎌倉公方、足利宗家の兄弟である。実際には狙わなかったが北朝天皇―公家も「政権」をとれる立場にある。

しかしながら「実権」が、時代をとおして足利宗家と管領・守護又はそのグループの間で揺れ動くのである。「実権」の取り合い、あるいは実権ナンバー２の確保をめざし、足利家、管領・守護間あい混じって政治的な動きがなされ、それが政局、政争、誅罰、弑逆、内乱となって現れるのである。

その時（歴代将軍）の政治情勢によって「政権」の存立そのものに関わる関係については本章㈠、㈡㈤で、管領、守護が何故「政権」奪取を目指さないかについては㈢で又幕府内の「実権」がどのように動きでバランスが崩れ、また復帰し、足利家と管領・守護が幕府を維持してきたかは㈣で論述し、「実権」のバランスが激しく揺れ動きだれも「実権」を掌握出来なくなり、ついに応仁の乱に突入する経緯の論述は第四章で行う。

㈠　北朝天皇と足利家との間の「政権」の仕組み

足利家の「政権維持」の為に北朝天皇の存在の必要性については第一章㈡天皇（北朝・南朝）―足利家―守護大名相関関係において述べた通りである。

しかしながら天皇―公家も一部掌握していた権力、即ち京都の行政権、叙任権、司祭権を義満に奪われてしまう。以後「政権」も「実権」も天皇―公家に傾く事はなかった。

池享氏は「公武統一政権論」（１）において「室町幕府は朝廷支配権を吸収し、武家による全国支配を確立した。武家の首長である「室町殿」が公家・寺社などの諸権門を支配下に置きその国家機能を統括する公武統一政権という形態をとって行われており、その意味では中世国家の枠組みを継承するものだった。」とされている。

又、堀新氏は、自説の「公武結合王権論」（２）において〔公武に国家権力の一元化をめぐる対立抗争はなく、両者は当初より必然的かつ相互補助的に結びついた。（もちろん武家側に主導権があった。）承久の乱や後醍醐天皇の統幕運動は例外〕と王権論を展開された。

著者はこの相互補助的に結びついた公武結合状態について尊氏より義政期について概説してみたい。

１　尊氏期（光厳・光明・崇光・後光厳天皇）

尊氏は、「後醍醐天皇政権」（天皇専制）に対抗して北朝光厳天皇を担ぎ、天皇を頂きながら「足利政権」を目指してスタートした。

天皇に「政権」は渡さないが、天皇は「政権」の存立を正当化する絶対必要な制度であり、不満をもたれて京都より消えられては「政権」が危うくなる。

よって康永元年（１３４２）９月治天の君光厳天皇に狼藉をはたらいた美濃守護土岐

頼遠を厳罰に処したことからも大事さが分かる。

又、京都行政権は以前のまま検非違使にあり、商業権も社寺・公家にある。南朝に対抗上天皇―公家は後世に比し優遇時代といえる。

一方、観応の擾乱において直義反乱の時は、直義（観応元年）も、尊氏（観応２年）も南朝につくもしくはつこうとしている。北朝天皇としては地位の危うさは実感していたと思う。

尊氏は延文３年（１３５８）４月死没しているが、文和４年（１３５５）京都で戦いを行い、この時期でも尊氏は一時京都を奪われている。まだ「政権」は不安定時代であったのである。

この時期、尊氏は南朝対抗が主目的で北朝天皇―公家との提携が必須な時代といえる。北朝天皇と足利家の間には「政権」又は「実権」争奪の争いは見当たらない。

2　義詮期（後光厳天皇）

尊氏死没の延文３年（１３５８）から義詮死没の貞治６年（１３６７）の９年間である。

南北の戦いは続いており、康安元年（１３６１）には一時南軍（細川清氏味方）に京都を奪われたこともあった。

しかしその後大内氏、山名氏が「義詮政権」に加わり、関東もほぼ「足利家政権」の手中にあり、九州は未だ不安定であるが、尊氏時代よりは政権の安定さは確実に増している。

しかしながら南朝勢力に対する警戒心は大きく、足利家にとって北朝天皇との提携は必須であり、天皇―公家への処遇は尊氏の頃と代わらない。

3　義満期（後光厳・後円融・後小松天皇）

義詮死没の貞治６年（１３６７）から義満死没の応永１０年（１４０３）までの３６年間である。義満が足利家惣領（将軍）としての最初の１０年間は義満は若く、細川頼之が管領として「実権」を行使する時代であるが、その間南朝との戦いも、九州での戦いもさして大きい争いはなく、「足利家政権」は確実性、安定性を増してくる。

天皇との関係も以前と変わらなく安定していたと思われる。それは細川頼之の朝廷への不干渉主義によるものと言われる（今谷　明氏）（３）

しかしながら細川頼之が失脚し、義満は自立を始め、永徳２年（１３８２年）左大臣昇進した頃より、朝廷での活動を活発に行い始めた。

官位除目の介入、僧侶人事の介入、皇位継承関与（皇統は北朝後円融―後小松系統する）、国家祈祷（五壇法）を朝廷から幕府主催に変える等である。

更に朝廷の官庁である検非違使庁を廃止（応永年間）し京都の治安・警察・裁判権は侍所で、商工業・営利の権益に関する諸事は政所で掌握した事である。これらの義満の

政策が功を奏し足利政権を確立したといえるが、北朝天皇―公家勢力に対しては、その時未だ有していた一部の権力を「足利政権」が吸収したことになる。。

そして明徳３年（１３９２）の南北朝合一をなした。

ここで義満により「足利家政権」がなし得た事を要約すると左記の通りである。

イ　足利宗家は朝廷（公卿世界）において准摂関家もしくは実質その上のナンバー２の位置を確保する。

ロ　天皇が持っていた権力の一部を右記のように、足利宗家が侵食する。

ハ　家臣たる管領・守護以下の武士は公卿としない。（朝廷活動をさせない）

ニ　国家支配の為の天皇権威の恩恵は一身に自分だけが自由に浴することが出来ることにする。

ホ　南北朝合一をなし、北朝を正統とする。

武士の棟梁として他の武士（特に管領守護）とは犯しがたい別格的な地位を築くことに成功する。

この手法は天皇家と摂関家が他の公卿では就けない別格の地位であって、豊臣秀吉まで厳然と続いたことをも比されると考える。

管領・守護はこの義満の対天皇―公家政策に反応がないように見える。これは、彼らにとって見れば武士の樹立した政府（幕府）の存続・維持の為には足利家が棟梁であることが最良との基本に立つならば、足利宗家と天皇―公家の関係には関心がうすくなる。しいて言えば、「足利政権」が天皇―公卿の勢力を削いてくれれば、幕府の権力が増大し、守護大名としての領国経営（拡大）にはプラスと思ったであろう。

そしてこの義満の政治的仕組み作りは「足利家政権」存続の為の重要な装置となって次世代以降の足利家政権の支えとなる。

これをもって義満以降の足利宗家が公家化、貴族化されたことにより「足利家政権」が軟弱になったと後世非難される向きがあるがそうではない。天皇と足利家（実質公卿ナンバー１であって武家の棟梁）の連携（結合）があるから十五代義昭まで存続したのである。

右記イ・ロ・ハ・ニ・ホは、政権の安定的維持を目的とする足利義満が、歴史的権威と政治実績を持つ天皇家と武力を持つ守護に仕掛けた政治的仕組みである。

足利将軍家は「政権」の維持、天皇家（公家）は北朝の存続と荘園の維持、守護は守護領の維持、拡大を意図してこの仕組みは機能し、存続していくのである。

4　義持期（後小松・称光・後花園天応）

石原比伊呂氏は「公武は協調・補完・相互依存の関係。天皇家の権威と室町殿の実力が互いに必要の関係である。義満期は准王家、義持期は准摂関家待遇」とされている。

（4）筆者は、義持も基本的には義満の天皇―公家対応とは変わらないと考える。義満が左大臣・准三后に任じられた（没後太上天皇の称号を贈られたが四代義持は辞退）が、義持は内大臣に止まっている。しかし義持も従一位と最高位にはあったし、天皇と関係は儀礼の上下関係は臣下の関係（実質ナンバー1と2）で政権は足利家と天皇の関係は義満期と変わらない。

これは推測であるが、義持が亡父義満の太上天皇の称号辞退や自身が内大臣に止まったのは、管領・守護の意向の反映かもしれない。守護にとって足利家は武家の棟梁であらねばならない。、足利家が公家よりになって公家社会の利益優先の方向を恐れたのではないか。。足利家が天皇―公家をコントロールする事は歓迎したであろうが、公家よりになって守護の権益が削れることを心配したかもしれない。中央政府である幕府は守護にとっては足利家と守護で運営するのであって、領国経営を有利に展開を望むところである。

義満将軍が作り上げた天皇と守護との関係の仕組みの政治は、義満将軍時代は将軍専制で遂行され。義持将軍時代には幕府の運営は守護との合議となる。

しかし「政権存立」の仕組みは変わらない。

5　義教期（後花園天皇）

「義教政権」の後半は専制政治へと進む。義教によって処罰を受けた公家は多く、榎原雅治氏は「薩戒記の永享6年6月23日条で処罰を受けた公家・僧侶が95名にのぼる」事が記されていること指摘されつつ、「専制のかなりの部分は義満、義持時代から続く公家抑圧策の延長線上にとらえるべきであろう」としている。（5）

義教の専制は公家だけでなく守護にも及んでいる。一色義貫、土岐持頼の謀殺（永享12年5月）、畠山持国の家督取り上げ（嘉吉元年正月）がある。

この一連の義教の行為は将軍専制の政治形態を作り上げたものと位置づけたい。

しかし義教においても足利家（武家）と天皇（公家）との結合関係を解消する意図はない。足利将軍が主導しての公武結合形態は義満、義持時代と変わらないのである。

基本的には足利将軍家、守護、天皇家との間の仕組みは変わらない。

6　義勝・義政期（後花園天皇）

義教が赤松満祐に弑逆され、次代足利惣領義勝は若くして病死、更に八代義成（改名義政）も十二才と若く実際に足利宗家として管領・守護を指揮することが出来ない状態となった。

四代義持（既に将軍就任）、六代義教惣領就任はそれぞれ二十四才、三十六才と成人であったが、十二才の幼子が惣領を継ぐのは義満（十一才）以来である。

義満の時は細川頼之の実力が幕府内で他に勝っており、義満の成人までの約一〇年間、頼之の「実権掌握」で「足利家政権」を維持する事ができた。

その後は義満が「実権」を掌握し、対天皇―公家、管領・守護に優位に政治展開し、「足利家政権」を磐石にした。

一方義教が赤松満祐に弑逆された（嘉吉の乱１４４１年）された後、幕府内の「実権」は管領の細川持之が握る。しかしもちろん「政権」は足利家にあるが、七代義勝は幼く、持之としては、赤松満祐討伐のための軍事動員力の正当性を確認し、動員勢力の士気を高めるために綸旨を得たのである。

既に義教の時に、鎌倉公方足利持氏追討（永享の乱）の折、治罰の綸旨が出されており、持之としては当然の綸旨要求であったであろう。

これを「政権」が天皇に移ったと考えるのではなく、足利幕府は「政権」への求心力強化の為に天皇を利用している現象と見る。綸旨がなければ幕府は軍事力を動員出来ない状態であると考えにくい。更に推測するに南朝の利用を図ろうとするかもしれない勢力への牽制とも考えられる。

「今谷　明氏「戦国大名と天皇」（6）によると、室町時代の治罰の綸旨に関し、「治罰の綸旨は義満で一旦廃止にされたものが、義教（永享の乱）より再び求められ、以後幕府の権威が低下した義政時代に頻発された〟事を指摘されている。そしてついには謀反人の処罰の最高責任者が天皇であることを意味し、足利氏は国王の地位から転落した」とれている。

著者としては、今谷氏の治罰の綸旨についての発給はその通りであろうが、結論としての右記今谷氏の主張「ついには謀反人の処罰の最高責任者が天皇であることを意味し、足利氏は国王の地位から転落した」はそのまま同意は出来ない。

足利家が国王であったかどうかの議論は置いておいても、中央での「政権」が尊氏から義政まで天皇家ではなく足利家にあったことは明らかである。形の上での改元や叙任、更に綸旨の発行があっても天皇が「政権」を掌握しているとの議論には無理があると思う。「足利政権」（義政まで）もすべての面で足利家が権力を掌握していたとは思わないが、これをもって「政権」といわなければ、日本の歴史上そして現在の政権を含めて日本には「政権」の位置にいた者がいないことになる。

義政の後の将軍が中央の「政権」でなく近畿圏の「政権」と言われようとも室町時代に「政権」が天皇にあった事にはならないと考える。

更に天皇が「政権」を掌握した事は戦国時代から徳川幕府を通してなかったと考える。

大政奉還そして明治維新をもって天皇が「政権」を掌握したかどうかについては議論があるところであろう。ここではそれは本論の主旨ではないので議論としない。」

義教没後の義勝・義政時代の天皇と「足利家政権」の間の仕組みに変化が生じたのかどうかについては更に後述する。（第三章義教将軍弑逆後の足利政権の背景㈠天皇と

の関係）

（二）南朝天皇と「足利政権」との間の実態

南朝と足利家は言うまでもなく公家か武家かの「政権争奪戦」の間柄である。尊氏が後醍醐天皇に対抗して北朝天皇を擁して「足利政権」を樹立した。二者が相い並ぶことは基本的にはない。しかし弟の直義の反乱の時は、一時的に尊氏は南朝と和睦した。（正平一統―観応２・正平６年１０月　１３５１、北朝の崇光天皇を廃した翌年閏２月には破談し、京都を奪還した。）尊氏は自分の「政権樹立」の為に当面の敵と戦う為には、終局の敵とも和睦する。これが政治である。これによって持妙院統の北朝天皇皇統が「足利政権」の運命の下にあることは歴然としている。

一方、南北朝時代は二代義詮までは南朝に一時的に京都を占拠されることもあり、「足利家政権」も安穏としていられる情勢ではなかった。それでも義詮時代の貞治２年（１３６３）に大内氏と山名氏が「足利政権」に味方を表明したことは大きく、又義満時代になって今井了俊の九州攻略が進み、「足利政権」の基盤は拡大し南朝の勢力は減退に向かった。

義満時代の明徳３年(１３９２)南北朝合一となるが、これは南朝の敗北宣言に等しい。南朝は、政権を奪取することをあきらめたのである。

持妙院統の北朝天皇と迭立との約束があったが（森　茂暁氏の「闇の歴史、後南朝」）（７）、足利家の「政権」を脅かす事になり得る南朝系皇統を天皇に立てるわけがないことは史実が示す通りである。

しかしながら南北合一後もいわゆる後南朝からの抵抗がある。

足利家は南朝皇統を僧籍に入れ、皇統の断絶をはかったと考えられる（森　茂暁氏の「闇の歴史、後南朝」。（８）

更に森　茂暁氏は南朝が長期延命した理由として「武家政権が常に掲げた〝両統不可断絶〟の方針と関係があるのではないか」そして南朝の終焉を決定づけたのは「足利義持が打ち出した〝南朝後胤の断絶策〟であった」とされている（９）

義満時代益々「足利政権」の勢力が南朝を凌駕する中で、義満が軍事力で南朝を完全制覇出来なかったのか、（既に幕府の守護も勢力がある）どうして和議の方法をとったのかは今は想定でしかない。著者は、それは〇南朝天皇の正当性を否定出来ずそして最終的に天皇を弑逆はできない。〇山岳戦で壊滅は困難、北朝天皇を追撃することは更に逃避してしまう恐れがある。

義満は天皇を弑逆（自殺も含めて）出来ないことを考えたことの方が大きいのではないかと思う。

和議で皇統迭立の約束をしても、足利政権下で南朝勢力が更に弱まっていく中で約束は反故にできると考えたのでないかと思う。それが義満の政治力手腕であろう。

南朝は、足利家政権にとって政権打倒を掲げて刃向う勢力で幕府内の実権争奪の政局と

は基本的に異なることを認識する必要がある。

㈢　足利家と京都出仕の管領・守護との間での絶対的な家格差

川岡　勉氏の「足利幕府と守護権力」（１０）によると「室町幕府は将軍権力（上意）管領を筆頭とする守護家集団（衆議）の複合体であり、幕府は将軍権力を支える形で運営されている」

「足利幕府―守護体制は上意と衆議が相互に規制しあう関係でバランスを保っていた」としている。

この将軍権力（著者の言葉では「足利家政権」）がどのように確立されていったのかを論じたい。

義満～義政時代の京都出仕の守護（１１）

足利系…仁木・細川・畠山・今川・斯波・渋川・一色

新田系…山名

その他源氏系…佐々木・土岐・小笠原・甲斐武田・安芸武田・若狭武田

足利家被官…伊勢

外様…赤松・大内・富樫・有馬・河野

源義家（八幡太郎）―義国系は義国の子で新田氏と足利氏に分かれる。足利氏系は頼朝（頼朝は義家―為義―義朝系）に仕えた足利義兼以来繁栄し、宗家は尊氏に続くことになる。

足利宗家・足利系支族・庶流で鎌倉幕府で守護だったのは足利氏のみ。御家人は斯波氏（陸奥国斯波郡）と畠山氏が確認できる。仁木氏、細川氏、畠山氏、今川氏、渋川氏、一色氏は庶流・支族で足利宗家の傘下にあり元弘の乱で尊氏の下で戦った家系で、建武政権以降守護に起用された。

山名氏は新田氏より分かれた家系で鎌倉時代は、上野山名郷で御家人で、足利系源氏ではない。元弘の乱以降尊氏に従い、建武の後醍醐政権で初めて守護に補任されるその他源氏系の守護も外様である。鎌倉幕府では佐々木氏（近江）、武田氏（甲斐）が守護に補任されている。小笠原氏も守護に補任された事がある。元弘の変以降尊氏に従った一族である。

足利氏往年の家臣の高氏は観応の擾乱で滅んだ。伊勢氏は足利宗家の近臣として政所執事として仕えた。

外様の守護の鎌倉時代は、赤松氏は播磨国佐用荘の地頭、大内氏は御家人、富樫氏は加賀国富樫郷の在庁官人、有馬氏は赤松一族、河野氏は伊予国で御家人である。

足利宗家（尊氏）は鎌倉幕府で三河・上総・安房の守護で、元弘の乱で後醍醐天皇に味

方した
勢力ではもともと一番大きく、右記からしても後醍醐天皇軍の中でも他の諸将に比しに抜きん出て大きい勢力である。

建武政権（後醍醐）においても足利氏に新たに武蔵、遠海、駿河、伊豆、越前が守護として加えられた。（「守護・戦国大名事典」西ヶ谷恭弘編）（１２）

太平記(１３)では武蔵、常陸、下総、遠江が足利氏の恩賞となっている。

後醍醐政権下での恩賞後の一族別の勢力は、一番は足利尊氏、二番は新田義貞（上野・越後・播磨）、三番は楠　正成（河内・摂津）となる。

このような武家勢力の中で、新田氏、楠氏に打勝ち「政権」を打ち立てた足利尊氏は北朝の足利幕府の中では「実権」を完全掌握できる体制であるはずである。しかしながら、近臣である高氏と尊氏の弟直義との三つ巴の「政権」・「実権」獲得闘争で「政権確立」に手間取ってしまう。直義は「足利政権」を掌中に、又高　師直は尊氏に続くナンバー２として幕府での「実権」を掌中にしたいとの行動に出た。結局尊氏は両者を切って「政権」の確立を図るが、直義(及び息子の直冬)の味方の有力大名大内広世や山名時氏が「政権下」に戻るのは二代義詮時代になる。（貞治２年　１３６３）

足利家は鎌倉時代から有力守護であり、後醍醐天皇味方の諸将の中で勢力が抜きん出ており元弘の乱後の恩賞後の一族の勢力も一番である。

足利幕府を打ちたてた中で正面きって足利氏に対抗でき、足利氏の「政権」を狙える守護はいない。それは足利氏が足利源氏の宗家であるとの名門家、鎌倉時代より北条家を除くと一番の有力守護であり、元弘の乱、建武後「醍醐政権」を通して一貫して武家方の棟梁であったことにある。

更に義満時代に、朝廷で天皇に次ぐ地位を確立した。管領・守護は公卿とせず、武士の棟梁の足利宗家との格差をつけた。（本章㈠北朝天皇と足利家との間の「政権」の仕組み）そして南北朝合一を成功させたことにより守護との絶対的な家格差を確立した。

尊氏の時代から足利家から「政権」を奪おうと実行した守護・武将は織田信長までいない。

応永の乱の大内氏も嘉吉の乱の赤松満祐も将軍に自己防衛の為に反抗したが自分で「政権」を樹立する意思は見当たらない。これは推測であるが、反抗が成功していたとしても、足利家の誰かを「政権」につけ、自らは「政権下」で「実権」を得る方法で勢力を拡大することになったと考える。

細川氏も、三好氏も松永氏も「足利家政権」で「実権」を得たが「足利家政権」そのものを奪う事はなかった。細川政権、三好政権、松永政権とそれぞれ言われることがあるが、彼らは足利家政権（室町幕府）を倒したわけではないし、足利家から禅譲されたわけでもないので、「政権」の名を与えるのには異議がある。彼らは「足利政権下」で

一時的に「実権」を掌握したのである。

守護は、自己の政治的勢力の維持・拡大を図り自己防衛の為に足利将軍にたびたび反抗するが、「足利家政権」を打倒して自分の「政権」を打ち立てる気概や実力がなかったといえる。

室町幕府が「長期政権」となったことは「政権」は足利宗家にあることが守護も認めてしまい、それが大前提となる根本思考があった事が大きい。

これは右記した理由があるが足利尊氏が北朝天皇を取り込み（結合）、義満が天皇に続く第二位の地位を実質確立し、それが武士社会で固定観念として定着してしまった事が大きい。足利家は「政権確保」の仕組みづくりに成功したのである。

足利家と管領、守護との間に絶対的な家格格差出来上がったのである。征夷大将軍となって幕府の「政権」の座に着く者は足利家惣領であることが固定観念となっていったのである。

㈣　幕府内での「実権争奪」

室町幕府は武士によって作られた政府であるが、「政権」は足利家にあって、足利家と守護によって運営されるのである。

井ヶ田良治氏は〔室町幕府は足利義満によりその権力基盤を確立したが、その権力は強大な守護大名権力の相互対立の均衡の上にあったから、常に動揺をまぬがれなかった。〕とされている。（１４）

又、安田元久氏、大野達之助氏、児玉幸多氏によると〔「将軍の権威が諸国の有力守護大名の相互の連合と牽制の上に成り立っていた。」

「守護大名の連合政権的性格をもって構成された。」「守護大名相互の対立を中心にこれを利用せんとする将軍の専制化が進み、同時にそれが守護と摩擦を引き起こさざるを得ないという方向にそって進んでいく。」とされている（１５）

著者は、室町幕府の「政権」は足利家が保持し、幕府内の「実権」を足利家（宗家・将軍）と管領・守護との間で争奪する政局の時代と位置づける。

守護は自己の勢力の維持・防衛・拡大の為には「政権」の奪取ではなく幕府内で「実権」を拡大しようとする行動となる。場合によっては足利家を上回る「実権」を得ようとの動きを示す。

一方、守護の幕府内（足利政権内）での強みは、守護権限をもって守護領国の支配をし、定期（年貢）不定期（段銭等）の税収を得ること、権限をもって領国支配権の拡大を図れることにあり。そして在京守護は幕府の運営に参画できる事である。政局の中で勢力を得て実権者もしくは実権者の一人となって政権に参画する。これは権力欲の充足だけでなく実利として、守護職の拡大・防衛や荘園とのトラブルの解決を有利に展開させることが出来ることである。

「足利政権」で幕府を構成する守護勢力の内、足利一門が担った割合は大きい。

三代義満時代以降在京守護の分国の数は次の通りで守護間の勢力の概容を見ることが出来る。(16)

先ず細川一族は、義満没前(応永15年　1408)に於いては、細川満元の分国摂津・丹波・土佐・讃岐の4カ国を筆頭に一族が合計7カ国、六代義教弑逆前(嘉吉元年)には三河と和泉が増え9カ国守護となり、応仁の乱勃発前も同じく9カ国守護である。　応仁の乱一方の旗頭山名一族は、義満没前に於いては、時熙の但馬・備後の2カ国を筆頭に一族で合計7カ国守護、義教弑逆後の赤松満祐討伐の論功により播磨・但馬・備前の3国が増え、応仁の乱(応仁元年)勃発前には一族で10カ国となっていた。

他の有力守護としては畠山一族(満則)が義満没前に於いては、河内・能登・越中・紀伊の4カ国守護、応仁の乱勃発前の文正元年12月では、政長が河内・越中、紀伊と大和の宇賀郡の守護、義統が能登守護で一族合計としてはほぼ変わらない。

同じく4カ国守護としては、大内一族で義満没前は、周防・長門・備前の3カ国であったが、応仁の乱勃発前には筑前1国が加わり、4カ国守護となっている。

3カ国守護としては、京極一族で、義満没前は飛騨・出雲・隠岐の3カ国であったが応仁の乱勃発前に於いては山城が加わり4カ国守護となっている。

同じく3カ国守護としては、斯波一族で、義満没前は尾張・越前・加賀、応仁の乱勃発前の文正元年9月では義廉が尾張・遠江・越前で3カ国守護。

一色一族は義満没前は、三河・若狭・丹後の3カ国守護であったが、応仁の乱前は伊勢(北半国)・丹後の守護である。

分国が多い(大きい)守護が軍事力、経済力が大きく幕府内で政治勢力の基本となるのである

因みに応仁の乱において主な守護の軍勢の動員力は応仁記(17)によると、東軍では細川一族七万7千人(9カ国守護)、斯波義廉一万人(3カ国守護)、畠山政長一万人、京極持清一万人(4カ国守護　隠岐・飛騨は小国のためか国数に比し少ないと思われる)、西軍では山名一族四万一千人(10カ国守護)、大内一族二万人(4カ国守護)、畠山義就一万人、一色義直五千人(1カ国と半国守護)

細川一族(9カ国)の動員力に比し山名一族(10カ国)が二万九千人も少ないがこれは旧赤松分国の播磨・但馬備前よりの動員力が少なかった事によるものでなかったかと推測する。

この軍事力、経済力を背景にした政治力により、「足利政権室町幕府」では尊氏以来有力守護が幕府内の政治の主導権を得ようとして「実権争奪」の政局の繰り返しといえる。

初代尊氏より八代義政までの幕府内での「実権争奪」の政局を別表「室町幕府における管領（守護）と足利惣領家との実権争奪の政局」により次の通り分析する。

（A）　将軍、兄弟、有力家臣とで三つ巴の「実権争奪」の政局

○　尊氏、直義。高師直の政争（尊氏時代）

尊氏、直義、高師直の幕府内の「実権争い」から尊氏と直義との兄弟間での「政権」そのもの争奪の戦となる。（観応の擾乱）

・・・１３３６～１３５１年（１５年間）

（B）　将軍が「実権掌握」の政局

○　尊氏の実権掌握

高師直、足利直義敗死後尊氏が没するまでの期間

・・・１３５１～１３５８年（７年間）

○　二代義詮「実権掌握」

尊氏没後義詮が没するまでの期間

・・・１３５８～１３６７年（９年間）

○　三代義満「実権掌握」

義満成人後に管領斯波義将より「実権」を奪取し、義満が没するまでの期間

・・・１３８０～１４０８年（２８年間）

○　六代義教「実権掌握」

元管領畠山満家、同斯波義淳没で、管領と有力守護の合議制から義教が「実権」を奪取し、赤松満祐に弑逆されるなでの期間

・・・１４３２～１４４１年（９年間）

「政権」と「実権」が一致する時期で、幕府内の政局は安定するが、将軍の専制と進むと、守護の中には自己防衛の為に、反乱や抵抗を企てる者が出てくる。

「義詮時代」

仁木義長（１３５９）や細川清氏（１３６１）の反抗もあったが、「実権」は義詮にあったといえる。

「義満時代」

土岐氏の乱での土岐康行（北朝明徳元年）、明徳の乱での山名氏清・満幸（北朝明徳２年）、応永の乱での大内義弘（応永６年）で鎮圧に成功し、専制の強化となる。

「義教時代」

専制が進んだ中で、嘉吉の乱での赤松満祐（嘉吉元年）によって将軍義教は弑いされ

る。

（C）　管領が「実権掌握」の政局

○　細川頼之の「実権掌握」

二代将軍義詮没後、三代義満が幼く頼之が「実権掌握」の時期で斯波義将に追放されるまでの期間

・・・１３６７～１３７９年（１２年間）（１２年間）

○　斯波義将の「実権掌握」

・・・１３７９～１３８０年

斯波義将は細川頼之より「実権」を奪ったが、直ぐに三代義満に「実権」を奪われる。

（義満は２３歳であり、義将を上回る政治力の手腕を発揮する。）

○　細川持之の「実権掌握」

七代義勝が幼く、持之が管領辞任までの期間

・・・１４４１～１４４２年（１年間）

義教没後、足利家家督義勝が自立していない時に、赤松満祐追討の為に守護達を一つにまとめる事には苦労したであろうが、政局としては持之の対抗馬はいない。よってこの時期を持之の実権掌握の時とする。

いずれも足利家惣領が幼い為、管領が政権者（将軍）の代行を臨時的に行う必要があり、細川頼之は二代義詮に要請され、細川持之は六代義教時代からの延長であり、対抗馬もおらず管領職に留任した。

（D）　管領間での「実権争奪」の政局

○　細川頼之と斯波義将との「実権争奪」

三代義満が幼い為頼之が「実権」を掌握したがその後土岐氏や義将が反抗し、頼之は没落し、義将が「実権」を掌握した。

・・・１３７９年

○　細川勝元と畠山持国との「実権争奪」

勝元は山名持豊（宗全）と提携して持国に対抗する。・・・１４４２～１４５４（１２年間）

細川持賢や勝元が持国への対抗のため山名宗全と提携した時期ははっきりしないが、勝元と山名宗全の女が婚約した頃とするならば、婚約の時を川岡勉氏は、文安４年（１４４７）（18)とされ、小川信氏は嘉吉３年（１４４３）（19)とされている。

（E）　将軍、管領、有力守護の合議の政局

○　四代義持の時期

義持は、義満が仕組みづくりを完成させた足利惣領家（将軍）の「政権」を確保し、実質天皇に次ぐ第二位の家格を継承した。

しかし幕府内での政治の執行は、将軍義持、管領家の斯波義将・義淳、細川満元、畠山満家、更に一色義範、山名時熙、赤松義則等の有力大名の合議によるもである。

・・・・１４０８～１４２８年（２０年間）

○　六代義教の前期

義持時代の合議の政局が継承されたが、有力大名の相次ぐ病没（畠山満家、斯波義淳）で義教が「実権」を掌握していく。

・・・・１４２８～１４３２年［４年間］

将軍と有力大名の合議の政局となるのは、三代義満将軍のような専制の将軍の出現を忌避したいための大名達の集団的自衛の行使といえる。

義持は四代目として弟の義嗣を退け、惣領として「政権」の座に着くためには斯波義将等の大名の協力を得ている。それが故に義持は合議の政局とならざるを得なかったのである。

六代義教も前半は合議に従わざるを得なかったが、有力大名の病没で、合議の力が弱まるところで、「実権」を掌握したことになる。

（Ｆ）　将軍、管領、有力守護の三者での「実権争奪」の政局

○　将軍義政、管領細川勝元、守護山名宗全（持豊）との間での実権争奪

義政成人後は義政将軍対細川勝元・山名宗全連合での対局、そして文正の政変(１４６６)で義政将軍の政治勢力の減退の後は細川勝元対山名持豊（宗全）「実権争奪の政局となり、ついに細川対山名の武力闘争となる応仁の乱の勃発である。。

・・・・１４５４～１４６７年（応仁の乱までの１３年間）

足利宗家は幕府内では他の守護には比肩しがたい家格として「政権」は確保していくが、幕府内での「実権」は、かならずしもいつも足利宗家が掌握していた訳ではない。将軍、管領、守護、（大名衆議）との間で実権争奪の政局が時代を通して続くことになる。

幕府内の「実権争奪」の政局は右記の通り（Ａ）～（Ｆ）の六通りに分類した。

最も安定の時期は将軍が「実権」を掌握した時であるが、将軍の「実権掌握」が進むと専制となる。義満将軍は守護の自衛的抵抗を鎮圧したが、六代義教将軍には弑逆（嘉吉の乱の赤松満祐）との局面が出来する。

しかし将軍が弑されてもその後も「政権」は足利宗家で動かない。「足利家政権」存続

の政治的な仕組みが義満によって完成されていたからである。（第二章㈠３義満時代）それでも嘉吉の乱は「政権運営」に大きな影響を与え、新たな実権争奪の局面は極めて不安定になる。そして応仁の乱へ突入となる。

㈤　足利宗家と兄弟・鎌倉公方との「政権争奪」

武士の有力者である守護によって成り立っている政府、即ち室町幕府の「政権」は足利家が担っているが、それも足利宗家当主、惣領が担う。（惣領は征夷大将軍に就任するが、就任中であろうとそれ以前であろうと又退任後であろうと当主が担う。義持将軍であっても義満存命中は義満の「政権」、義教が将軍就任前であっても義教の「政権」。

足利家で八代義政まで、「政権」を担った惣領（将軍）は承知の如く初代尊氏から始まり、尊氏後は二代目として息子の義詮（兄弟に義冬あり、尊氏の弟の直義に養子、そして後に尊氏に反抗）、三代目は義詮の息子である義満（弟満詮あり）、四代目は義満の息子義持（兄弟に義嗣、義教等あり）、五代目は義持の息子義量であるが、夭折、外に義持は息子なく六代目は義持の弟の義教となり、（義持の兄弟三人の中から籤により義教が選ばれる）、七代目は義教が弑逆され、息子の義勝となるが夭折、ついで八代目は七代目義勝の弟義政となる。

足利家をめぐって尊氏より義政の間での「政権争奪戦」は、対南朝と鎌倉公方ともう一つはは兄弟での間で、それは三つのパターンに分けられる。即ち（イ）初代尊氏と弟直義の間、（ロ）四代目義持とその弟義嗣の間、六代目義教と弟の大覚寺義昭の間、（ハ）八代目義政と弟の義視（義政は後継に義視指名したが後に実子誕生）の間に起きている。

兄弟間の争いは、（イ）尊氏と弟の直義の間については、一応尊氏が惣領ではあったが、形勢によってはどちらが足利家の惣領になってもおかしくない「足利政権」が確定しない時期であった。足利尊氏は直義との戦いに勝つ事（１３５２年）で「政権」を樹立出来たと考える。「足利家宗家政権」の樹立を確立の戦いと位置づけたい。

その後の（ロ）四代義持―義嗣、六代義教―義昭は惣領が決まり、義持、義教が将軍となっているのに弟の反抗である。軍事行動に出たわけでもないし、義嗣も義昭もどこまでその時の惣領を倒して「政権獲得」を目指していたかは不明である。時の惣領としては、疑わしくは罰する事になる。足利家惣領にとって、もちろん守護も身内の弟も必要である。

幕府内で「実権」を脅かす守護はあっても、守護は「政権」を狙う存在ではない。「政権」を狙える一番身近な存在は兄弟である。守護より脅威である。惣領は母親の家柄と長子が条件ではあるが、絶対ではない。不穏と感ずる兄弟を誅戮するのは常套手段である。（守護がはっきり弟につく前に誅することになる）

（ハ）八代将軍義政―義視の間は右記の場合と異なり、次期惣領候補の問題である。

実子が誕生してから、跡継ぎに決めていた養子の義視を、義政が引退して惣領（将軍）にしないのである。これは義政が実子の無事成長の暁には実子を跡継ぎにとの思いと考え

られる。そうでなければ義政が将軍職を義視に譲らないはずがない。（将軍職を義視に譲っても義政は「政権」を保持できる。…義満・義持）

実子がなく養子を迎えた後に実子が誕生した場合は、跡継ぎの惣領問題がおきやすい。文正元年９月（１４６６）謀反の疑いで義視誅戮未遂の事件が起きる。義政の側近の伊勢貞親や季瓊真蘂の策謀と言われているが、側近が主の意に反した行動に出るとは考えられない。貞親は逃亡の後許されることからも義政の意で動いていたものと考えられる。いずれにしても兄弟間の惣領の争奪は厳しく、尊氏―直義　義持―義嗣、義教―義昭のようにどちらかの死をもって決着となり一方の家系は没落となる事が一般的に多い。

義政―義視の場合は、決着の間に応仁の乱が入いり、思わぬ方向で義視も生きのび、義視の息子の義植が将軍になることになる。（十代目）

足利家をめぐる三つの「政権争奪戦」のもう一つは京都の足利宗家と鎌倉公方の間である。

足利宗家と鎌倉公方の「政権争奪」は、三代義満と鎌倉公方二代目氏満の間で起き、上杉憲春の陳死によって収拾された。（康暦５年３月　１３７９）義満将軍は嘉慶２年（１３８８）駿河の富士山を遊覧したが、これは鎌倉公方氏満への威嚇の為の遠征と言われている。氏満は応永５年１１月没（１３９８）、鎌倉公方氏満の跡の三代目満兼は反乱の大内義弘の誘いに乗るかのような振る舞いをする。即ち義弘が反乱中に武蔵府中から下野足利へ出陣する（応永の乱　応永６年１２月　１３９９）。

義満は応永１５年５月没、（１４０８）、満兼は応永１６年７月没（１４０９）。満兼の跡の四代目鎌倉公方の持氏は応永３０年（１４２３）、義持将軍に反抗したが、その時は謝罪して収拾される。永享１０年・１１年嘉吉元年（１４３９～１４４１）持氏は又、義教将軍に反抗して結果は敗死（永享の乱・結城合戦）した。

その後持氏の息子の成氏が鎌倉公方に就任するが、成氏も義政将軍に反抗し、康正元（１４５５）幕府軍に負け、下総古河に移座となった。

長禄元年（１４５７）に義政は弟の政知を関東に派遣するが、政知は鎌倉に入れず伊豆堀越に館を構える。以降関東は古河公方、堀越公方、扇谷上杉、山内上杉の分立で鎌倉府は存立していたとはいえない情勢となる。

足利尊氏、二代目義詮の時代は、基氏の鎌倉公方は全国統治上なくてはならない分身であった。その後満兼以降は鎌倉公方は足利宗家の惣領になれる家格との意識がたえず持っていたものが、時宜を得てたびたび噴出し、騒動になったものである。ただ、鎌倉公方は関東の守護を完全に掌握出来ておらず、上杉等有力守護が京都の足利宗家に味方することから足利宗家の惣領となることは出来なかったのである。

そして関東管領家の上杉家との「実権争奪戦」から鎌倉府は存立出来なくなり、戦国時代に入り、結局は足利家や守護とは直接関係しない伊勢長氏（北条宗瑞・早雲）によって関東は制覇されることになる。

（１）池　淳「講座日本荘園史４荘園の解体」荘園の消滅と太閤検地　吉川弘文館　２００８

（２）堀　新「織豊期王権論再論」Ｐ２１３　王権を考える史学シンポジューム叢書　山川出版　２００６

（３）今谷　明「室町の王権」中央公論新社　１９６３

（４）石原比伊呂「室町幕府最盛期の室町殿と公武関係」　博士論文

（５）榎原雅治「一揆の時代」日本の時代史11.吉川弘文館　２００３

（６）今谷　明「戦国大名と天皇」講談社　２００１（原本１９９２福武書房）

（７）森　茂暁「闇の歴史、後南朝」　角川学芸出版　１９９７

（８）同前書

（９）森　茂暁「南朝全史」講談社　２００５

（１０）川岡　勉「足利幕府と守護権力」Ｐ８６・８７　吉川弘文館　２００２

（１１）朝尾直弘編「日本史事典」角川書店１９７９

峰岸純夫編「戦国武将事典」吉川弘文館２００５

（１２）西ヶ谷恭弘編「守護・戦国大名事典」吉川弘文館１９９８

（１３）「太平記」日本古典文学大系３４　岩波支店１９６０

（１４）井下田良治「日本史料集成」中世編第一部史料解説第二章政治法制一封建権力の成熟　平凡社　１９５６

（１５）安田元久・大野達之助・児玉幸多編「史料による日本の歩み」中世編　第三章封建制の進展第三節室町政権の成長１７２中央機構　吉川弘文館１９５８

（１６）西カ谷恭弘編「守護戦国大名事典」東京堂出版　１９９８、朝尾直弘等編「日本史大辞典」角川書店　１９７９

（１７）「応仁記」　群書類従　第二十輯　合戦部

（１８）川岡勉「山名宗全」吉川弘文館　２００９

（１９）小川　信「山名宗全と細川勝元」新人物往来社１９９４

第三章　義教将軍弑逆後の「足利家政権」の背景

応仁の乱を引き起こした原因は、元々の「足利家政権」の性質から来るものが根源にある。そこに幕府内において、「政権」争い（足利と南朝、足利家兄弟、足利惣家と鎌倉公方及び「実権」争い（将軍と守護大名）によって政局が揺れ動くのである。

これについては先の第一章、第二章で論述した通りである。ここでは第四章で論述する「応仁の乱勃発の直接の原因」の背景について義就の弑逆以後を論述する。

(一)　天皇との関係

「足利政権」と天皇のとの基本的な関係については、第一章㈡）おいて又尊氏期より義勝期の間での各期における足利政権と天皇の結びつきについては、第二章㈠において述べた。

ここでは、義教弑逆以降の義勝期（夭折）と義政期が天皇との関係においてそれ以前の期と異なる状況に至り、応仁の乱の要因の一つになったのかどうかを論述したい。

義勝・義政期の足利政権と天皇との関係について、先行研究は嘉吉の変以前と以後との比較で綸旨・院宣の発給、特に追討・治罰の綸旨・院宣（以後は治罰綸旨）の性質や回数を基に議論されて来た。

そして先行研究は、嘉吉の変以前、以後において足利家（幕府）の権威・権力は天皇＝朝廷に対して減退したのか、しなかったのかに二分されて論争されている。言い換えれば天皇＝朝廷の権威・権力は上昇したのかどうかの議論である。

義満期で途絶えていた治罰綸旨は永享の乱で義教が鎌倉公方の持氏追討で再開（永享10年8月28日　1438年）（1）し、嘉吉の変で義教が弑逆された時も赤松満祐治罰綸旨（嘉吉元年8月　1441年）（2）でも発給される。

足利持氏追討綸旨（1）

（端裏）「綸旨案」被綸言倆、従三位源朝臣持氏累年忽朝憲、近日與（輿）（擅）檀擅兵、匪啻失忠節東關、

剩是致鄙輩於上國、天誅不可逭、帝命何又容、早當課虎豹武（之脱）臣、可令拂豺狼賊徒者、

綸言如此、以此旨可令漏入（申脱）給、仍執達如件

永享十年八月廿八日　　左少辯資任　奉　（花押）

謹上　三條（公綱）少將殿

赤松満祐治罰綸旨（2）

被　綸言倆、赤松大膳大夫満祐入道性具事也法師幷教康構陰謀於私宅、忽乱入人倫之紀綱、拒　朝命於播州、相招天吏之干戈、然早發軍旅可報仇讎、盡忠於國致孝於家唯在此時、莫敢施日、兼亦与彼合力之輩、必可被處同罪之科者、

綸言如此、以此旨可令申入給、仍執達如件、

八月一日　　左小弁俊秀

謹上　右京大夫殿

先ず先行研究について、天皇との関係において足利政権の権威・権力が減退（天皇＝朝廷の権威・権力の上昇）したとされる説の派（減退派）として伊藤喜良氏と今谷　明氏そして減退はないとの説の派（非減退派）として富田正弘氏と堀新氏の各説を要約する。

1　足利家政権の権力の減退派

○　伊藤喜良「伝奏と天皇―嘉吉の乱後における室町幕府と王朝権力について」（３）

「赤松満祐らは自殺して嘉吉の乱は終わる。この後朝廷側の政治的地位・発言力が増大した。

その理由は、専制的な義教の殺害、将軍義勝が幼少であった事、更に武家の奏聞により、王朝側が赤松満祐追討の綸旨を下したところにもあった。

赤松鎮圧について綸旨に頼らねばならない政治状況の大きな変化が出現し、大きく幕府側の地位が低下している。」

この時期の天皇の地位を伺い知るものとしては、次をあげて将軍権力の脆弱性により、天皇の全国支配、国政の中心的存在（国王）を指摘されている。

「南都の問題では、越智氏―畠山氏と筒井氏―細川氏との争いとなり、幕府御教書では意味がなくなり、追討綸旨や勅免の綸旨が発給される。」

他に関東管領補任の綸旨をあげ、綸旨の持つ政治的意義、権威が高まったことを述べられている。又相論、除目官位補任、祭祀権についても綸旨、官宣旨が復活されたことを指摘している。

この外に室町期、国王は天皇であることの論拠として「太政官機構が天皇の支配下にあり、天皇によって除目がなされ将軍が太政大臣になったり征夷大将軍に補任されている。」ことをあげられている。

○　今谷　明氏（４）

―戦国大名と天皇―

「義満は綸旨の廃絶策をとったが、これは天皇、上皇を頂点とする王朝国家がすべての権威、権限を接収することを狙っていたことが理由である。」

「持氏（鎌倉公方）に対する治罰綸旨の発給は、天皇、室町殿、左少弁蔵人資任、三条父子の間だけで知られ、他には秘密であった。これは将軍の権力の失墜を義教が恐れた為である。」

「治罰の綸旨の復活は、謀反人の処罰の最高責任者が天皇であることを意味し、足利氏国王の地位から転落した。したがって１４３８年（永享１０年８月）の綸旨復活は、中世天皇史上はかり知れない大きな意味をもつ」

「応仁元年の院宣は、法皇が中立を保った為両軍の戦闘が膠着状態に陥ってしまっ

た。」

「和平の院宣の発給は院宣がたんなる形式的儀礼的なものではなく、戦局に決定的といってよい大きな影響を及ぼしている。」

「治罰綸旨は比較的強固な中央政権が存在する場合、その敵対者を対象とすることで効果を発揮するが、戦国期に入って幕府が弱体化し、一個の大名権力と化した場合、従前のような機能を期待しえなかった。」

―室町の王権―

「赤松満祐への追討の綸旨発給は、管領細川持之の指導力のなさから綸旨にすがったものである」。

「その後も治罰綸旨は発給されており、これは武家固有の権限の軍隊動員力、交戦権の一部放棄ともいえる。」

「この外治罰綸旨ではないが、上杉の憲実関東管領職慰留の綸旨が発給され、管領の下知状の効力に疑問が出ており、綸旨の依存となっている。」

「応仁元年10月3日の山名宗全治罰院宣は、実際は天下静謐・祈祷令である。これから祭祀権も天皇に移ったこととなる。」

「嘉吉の乱を境として天皇制は復活の一途をたどっている。」

2　足利家政権の非減退派

○　富田正弘氏「嘉吉の変以後の院宣、綸旨―公武融合政治下政務と伝奏」（5）

「室町時代の全般は、室町殿の主導権の下に運営されている。公武二頭政治又は公武融合政治であった。義満執政は、公武二頭を超克の可能性あり、義教執政は公武一頭に近いが、公武二党を超克しようとはしなかった。

義持、義政執政期が室町時代の国家政治体制の典型である。（公武二頭政治）

義満、義教の執政が異色の時代である。

嘉吉の変以後治罰の綸旨が多い理由は、先ず赤松大膳大夫治罰の綸旨は、義勝が幼少で、自ら下知が出せない事態の下で、管領細川持之の下知では不安な為発給されたもので、綸旨は管領の申請により御判御教書の代わりであった。

それ以後の治罰の綸旨の発給も武家側の申請でなされたものである。綸旨は武家の都合によって発給されたもので、伝奏の都合によってなされたものではない。

これは公武二頭政治だったから可能であった。

これが室町殿の権威の低下であったとしても、決して公家の権威の復活ではない。」

○　堀新氏「戦国大名織田氏と天皇の権威―今谷　明氏の「天皇史」によせて―」（6）

堀新氏は自説の公武結合王権論を理論的背景として、富田正弘氏と同じく、天皇の権威の浮上を否定している。

「治罰綸旨は幕府の混乱状況下で、かつ決定的に弱体化しないもとでのみ効果があり、きわめて特殊な状況下に出現するものであった。つまり幕府が一定の権力を保持している段階のみ有効であり、一六世紀以降の戦国の動乱の激化のなかで治罰綸旨は中絶するのである。

従って治罰の綸旨の復活は、天皇の権威の浮上を示すものではない。」

「今谷は、〔治罰綸旨は比較的強固な中央政権がその敵対者を対象とする場合は有効であるが、幕府が一段と弱体化した後は効力を失う〕と指摘する。治罰綸旨の復活と中絶は、幕府権力を分析するメルクマールになりえても、ここから天皇権威の云々することはできない。

治罰綸旨の限界性を正しく指摘されながらも、それに先行する復活のみを強調する今谷の論理構成は理解に苦しむ。」

それでは著者の見解は次の通りである。

掘新氏が主張されるように公家と武家が互いに補完しあう公武結合王権は、互いに必要性を感じての結合であり、そして足利家が主導での結合が絶対である。

尊氏が北朝と組んで足利家が征夷大将軍（幕府の成立）なった意味を忘れてはならない。尊氏はもともと後醍醐天皇の下で第一の功労者として優遇されていた。それでも尊氏は天皇の下で単なる臣下では承知できなかったのである。つまり後醍醐天皇に反抗してでも足利家が鎌倉幕府（頼朝・北条）と同じように自分の幕府を開いて政権を手中にしようとしたのである。

義満は成人後、未だ残っていた朝廷の権力の一部を幕府に移し（官位除目の介入・僧侶人事・国家祈祷・検非違使廃止等）一層足利家・幕府の主導を揺ぎ無いものにした。いよいよ天皇・公家は足利家により保護される立場が強くなっていく。このように義満期は天皇＝朝廷の権力を平穏に幕府に移そうとしている時期であり、天皇＝朝廷に頼る政策となる綸旨・院宣の発給を求めたくないのは当然であろう。

義持期は、公武の権力のバランス（武家の絶対的主導の公武結合関係）は、義満期の延長線上にある。義持も武家の主導性の維持から朝廷の世話にならないとの意識であったであろう。

義教期は、武家主導の公武結合状態が一層強くなり（義教による一部公家の粛清）、足利家が公家を保護している立場が一層強くなる。

その見返りとして、永享の乱で朝廷に治罰の綸旨発給を要求した事は義教としては当然と考えたのではないかと推測する。

義教は、鎌倉公方持氏打倒のために治罰の綸旨がなければ指揮命令が行き届かない状況であったとは考えにくい。朝廷には出来る協力はさせるとの思いであったであろう。

義勝期の赤松満祐治罰綸旨（7　前掲）は先行研究の多くにおいて指摘のように義勝が幼く御判御教書が出せない。そしてこれに代わり大名間の結束を固める為には管領細川

持之の下知状よりも有効である綸旨の発給の活用を考えたのである。

これは管領が追討の名目の旗頭になれない。大名達が管領家を足利将軍家の代行を有する家格として認めないのである。大名達にとって室町幕府（武士達の政府）の存立は足利家が絶対であって、管領の細川持之が実権を持とうが足利家に成り代わる事（「政権」が代わる）は認められないのである。これは織田信長の十五代将軍義昭の追放、滅亡まで彼等の考えは変わらない。

そこで幕府の大名の連合は朝廷に名目上の旗頭を天皇にする事で、赤松満祐の治罰綸旨発給を求めたのである。この綸旨は大名間の収まりのために発給を求めたものである。

次に義政期である。

赤松一族で嘉吉の乱で満祐に組しなかった赤松満政がその後反乱を起こした際に治罰綸旨が発行された。

赤松満政追討綸旨（文安2年正月26日）

師郷記　文安二年（１４４５）二月十四日条（８）

…去比被下綸旨於山名云々、播州（赤松満政）敵可追討事欤、左中弁書之云々、去月廿六日云々、

それに治綸旨ではないが、上杉憲実関東管領辞任慰留綸旨（文安４年３月）（９）と上杉憲実関東管領職加諷諫綸旨（文安４年７月）（１０）とがる。（第三章㈢）

これ等は、義政は幼年期であり、管領や主要大名が計って綸旨発給を求めたものでる。

追討治罰綸旨は上記赤松満祐の折と同じシチュエーションの延長線上にある。又、上杉憲実に関する綸旨は治罰綸旨ではなく関東管領の人事のことである。このことについては史料と共に本章㈢鎌倉公方との関係で論述するが、京都の幕府（管領細川持之や大名たち）は同格の上杉憲実に対し足利宗家の代理者と足りえないため綸旨の発給となったものである。

義政成年後についての代表的な追討綸旨は畠山義就の治罰綸旨（１１）

一昨日為衛門佐治罰、被下綸旨（論）幷御幡云々、遊佐弥九郎令持下向云々

そして応仁の乱中の山名宗全治罰院宣（治罰院宣か中立的な平和令院宣か判断が難しい。）（１２）があるが、院宣の効果はなく乱は続くのである。

山名右衛門督入道宗全（持豊）□□□（治罰之力）院宣□（并）御内書在之、

就今度兵革事、可至忠節之由、可令相觸満寺（給力）賜旨、院御気色（後花園法皇）所候也、仍執達如件、

十月三日　　按察使（甘露寺親長）

謹上　興福寺別當（東門院孝祐）法印御房

追伸

天下静謐事、可致懇祈之由、同可令下知給也、

応仁の乱中の義政は、特に前期、中期は細川勝元に実権を握られており、治罰綸旨の発給の要求は細川氏にあった。

義教期から義政期における治罰綸旨の発給の全般に言えることは、天皇＝朝廷は基本的には武家に強く保護されている立場にあり、武家よりの綸旨発給要求には、否といえる立場ではない。

富田正弘氏が指摘のように治罰綸旨は武家の都合で申請され発給され、伝奏の提案ではない。

公武結合状態では互いに協力しあう立場にあり、天皇・公家が保護されている認識にあるならば武家よりの綸旨発給要求を同意するのは当然である。

治罰綸旨を発給しても天皇には多少の危険を感じたかも知れないがデメリットはない。武家を助けてやったという貸しは作れる。

次に治罰綸旨の効果である。

室町殿（幕府）に相当に力がないと治罰綸旨・院宣が有効に働かないとの指摘は、富田正弘氏、今谷明氏、堀新氏も同様である。

著者は更に綸旨・院宣の有効性は室町殿（幕府）に相当の力があった時期においてもこの命令書は決定的な役割をもっていたかどうかを疑問視する。

例えば，畠山義就治罰綸旨は有効に働いたとは言えない。

上杉憲実に関する二つの綸旨（文安４年３月・文安４年７月）はまったく効果がない。

山名宗全に関するものもこれが治罰綸旨とすれば、これも有効ではなかった。

綸旨が出ていなければ負けたかもしれないし、綸旨が出て勝った争いもある（赤松満祐追討）。

しかしながら綸旨が出ていなければ勝てなかったと言い切る事の方が無理があると考える。又、治罰綸旨の復活が謀反人処罰の最高責任者が天皇であることを意味するとの論

は行き過ぎの感がある。天皇＝朝廷に軍事指揮権が移ったとはとても言えない。

もともと公武結合状態であり、足利将軍・室町幕府の主導下で軍事力や政治の実行力を高めるために、足利将軍や幕府が天皇を利用するのは当然の政治力の発揮である。

「実権争い」や将軍幼少のため、幕府内の混乱により室町殿（足利宗家）の「実権」が低下しても決して天皇・公家の権威・権力の復活ではない。これは富田正弘氏、堀新氏と同じ見解である。

次に応仁の乱と天皇との関係である。

この追討・治罰綸旨の復活がなされても、足利将軍・室町幕府と天皇＝朝廷間の権威権力のバランスは崩れず、従前と同じく武家主導の公武結合状態は続くのである。

義政と守護大名との「実権争い」の中に天皇＝朝廷が入り込む事はないのである。応仁の乱の展開、終結についても天皇＝朝廷の積極的な役割をあげることはできない。天皇＝朝廷は義政・東軍（細川氏等）の保護下で協力させられたに過ぎない。

ただ言えることは、足利義政・東軍と天皇との王権結合は、東軍結束に一定の役割はあったであろう。これは尊氏以来の政策を継承したもので足利政権・室町幕府の政権の仕組みが変わったものではない。

義教弑逆後の政局が応仁の乱に及ぼす原因として、その直接の原因の一つに「義政政権」・幕府と天皇との関係をあげることはできない。

義政と天皇との関係も歴代将軍と天皇との関係の中で見ることでよいと考える。

即ち義教将軍死没後も義満将軍が作り上げた政治上の仕組みの中にあると考える。

㈡　後南朝との関係

後南朝の定義は、現在の歴史学においては、「国史大辞典５」（１３）で村田正志氏記述（１４）の中から「南北両朝が合一の後、南朝の皇族や将士が、南朝再興をはかり、断続的に武力抗争した運動をいう」。が妥当であると考える。

更に森　茂暁氏の見解「闇の歴史、後南朝」（１５）によると「後南朝という言葉自体は近世末に誕生するものの、近代史学史のなかで歴史用語としてのそれは長く使用されなかったことがわかる。戦後になって多分に便宜的に使用されるようになり、今日にいたって定着したようである」となる。

この一連の武力抗争の原因について論述する前に、史料(１６)　大乗院日記目録・続神皇正統記・満済准后日記・看聞日記・康富記・師郷記・斎藤基恒日記・大乗院寺雑事記・嘉吉記・経覚私要鈔で確認できる主な関連事件、抵抗、乱を編年で記述すると次の通りである。

後南朝の系図については別紙「後醍醐天皇・後二条天皇系図」にまとめた。

イ　明徳３年（南朝元中九年　１３９２）閏１０月５日

南北朝合体

北朝―後小松天皇・崇光上皇・後円融上皇　将軍―義満
南朝―後亀山天皇・長慶上皇

（応永１５年　１４０８　５月　義満没）

ロ　応永１７年（１４１０）１１月２７日
後亀山院、吉野へ出奔
理由：経済的理由と共に後小松の後に称光天皇が決定的になり抗議
天皇―後小松　将軍―義持

ハ　応永２２年（１４１５）３月２８日～応永２２年（１４１５）８月１６日
南朝勢力の伊勢国司北畠光雅が決起したが、幕府と和議成立する。
天皇―称光　上皇―後小松（１４１２　践祚）　将軍―義持

ニ　応永２３年（１４１６）９月２２日
後亀山院、京都嵯峨へ帰還

（応永３１年　１４２４　４月１２日　後亀山院　没）

ホ　正長元年（１４２８）７月６日～１２月２１日
小倉宮聖承、（後亀山院の孫）、７月に京都小倉より、伊勢国司北満雅のもと（伊勢多気）へ出奔。満雅蜂起。鎌倉公方足利持氏の反幕蜂起の勧誘によるものと考えられる。
しかしながら満雅は１２月に敗死。（北畠家は存続を許される）
天皇―後花園（称光天皇没、７月２８日践祚）
上皇―後小松　将軍―義教

ヘ　永享２年（１４３０年）４月２日
小倉宮聖承は嵯峨へ帰還
天皇、上皇、将軍は右記に同じ
（嘉吉元年６月２４日義教弑逆で没・嘉吉３年５月７日　小倉宮聖承没）

ト　嘉吉３年（１４４３）９月２３日
金蔵主・通蔵主兄弟宮、挙兵し内裏を襲う、神璽行方不明、日野一品入道父子（有光・資親）が加担する。３人は殺される。（禁闕の変）
森　茂暁によると、兄弟宮は南朝後村上天皇の子、後亀山天皇の兄弟である説成親王

（護聖院宮）の孫に当たる。、日野有光親子の加担の理由については、義持・義教将軍により不遇かこち、朝廷・幕府への不満があったとみておくしかない。その外、山名氏の反旗の可能性や嘉吉の乱を起こした赤松浪人の関与を指摘されている。
「闇の歴史、後南朝」１９９７　角川学芸出版）（１７）
天皇―御花園　将軍―義勝

チ　文安元年（１４４４）７月
円満宮円胤が紀伊の北山で挙兵。
南朝後村上天皇の子、後亀山天皇の兄弟である説成親王（護聖宮）の子
天皇―後花園　足利家惣領―義政

リ　文安４年（１４４７）１２月２２日
右記８で円胤再び挙兵。討伐される。
天皇、足利家惣領は右記８に同じ

ヌ　長禄元年（１４５７）１１月４日
南方宮蜂起、吉野寺（金峯山寺）衆徒と合戦、南方が打勝つ。その後退く、
天皇―後花園　将軍―義政

ル　長禄元年（１４５７）１２月２日
赤松氏遺臣等、南朝の後胤を吉野の山中に殺害し、神璽を取るが、郷民に奪い返される
後胤は一宮、二宮と言われる。
天皇、将軍は右記ヌに同じ

ヲ　長禄２年（１４５８）８月３０日
赤松氏遺臣、南朝後胤の御母儀より神璽を取り戻し、後花園天皇に献上する。
義政将軍は、赤松主家の再興の約束の下に。加賀半国等を宛がう。
天皇、将軍右記ヌに同じ

ワ　文明３年（１４７１）８月２６日
西軍、小倉宮の王子を迎える。
山名宗全没（文明５年３月１８日）後消息を絶つ。
天皇―後土御門　上皇―後花園　将軍―義政

明徳３年（１３９２）の南北朝合体以降、後南朝は朝廷・幕府に対し主要なものだけ

でも右記のような事件、反乱、武力抗争を起こしている。後南朝の抵抗史はおおよそ８０年になる。

何故このように続いたのかについて二氏の論説を挙げる。

○　村田正志氏（１８）

両朝合一の後、合一条件が実行されなかったこと、特に皇位継承（北朝、南朝迭立）が実行されなかったことが大きいことを挙げられている。

南朝阿野実為宛義満請文案（陽明文庫所蔵）

「御合躰事　連々以兼熙卿申合
候之処、　入眼之条珍重候　三種神器
可有帰坐之上者　可為御譲国之儀式
之旨　得其意候　自今以後両　朝御
流相代之御譲位令治定候畢　就中
諸国々衙悉皆可為御計候　於長講
堂領者諸国一円可為　持明院殿御
進止候　以此等趣　吉田右府禅門相共
可有執　奏候　御入洛之次第等　猶申含
兼熙卿候　可得其意候哉　恐々謹言

明徳三（十）十一月十三日　　義満（足利）

阿野前内大臣（実為）殿　　」

合一条件は右の通りであって、合一後これは北朝、「足利政権」のよって実行されず、南朝の君臣は日常生活にも困窮する。ここに武力闘争が生じてきたと、されている。

○　森茂暁氏（１９）

義満は、両統迭立の考えからから脱し得ていない。南朝断絶策を打ち出したのは義教である。これに対し南朝勢力の対応も粗暴化した形跡があると、されている。

筆者は、この長引いた後南朝問題の理由として両氏の論に加え、更に強調したいこは時の政局、政争に影響された事が大きいと考える。

応永１７年１１月から同年２３年９月の間、後亀山院の吉野への出奔の背後には、応１８年の飛騨国司姉小路尹綱が挙兵、応永２１年９月から２２年八月の伊勢国司北畠満雅の決起、又この頃鎌倉公方持氏の統治の関東の不穏な情勢、義持将軍と不仲な弟の義嗣

の動向がある。実際に後亀山院がこれら勢力と連携されたり、担がれたりした形跡ははっきりしないが、互いに期待した関係にあったと見てよいのではないかと推測する。（右記ロ・ハ・ニ）

正長元年7～8月にかけて小倉宮聖承（後亀山院の孫）が伊勢国司北畠満雅へ出奔の背後には第一に満雅の勧誘によるもの（満雅は幕府軍によって敗死）であるが、森茂暁は、更に一月の義持没で義教後継直後、5月の鎌倉公方持氏上洛の企て、7月には称光天皇の危篤があり、満雅と持氏は通じており、更に在京の大名中にも与同者があったとのうわさがあり、当時幕府の支配体制を揺るがす動きがあったことを指摘されている。（２０―１）

小倉宮聖承の永享２年４月の嵯峨への帰還は、義教体制が整備され、鎌倉公方に対しても優位にたった事へのあきらめであると考える。（右記ホ・ヘ）

嘉吉３年９月の乱はいわゆる禁闕の変であって、森茂暁氏(２０―２)は、「金蔵主と通蔵主の兄弟をクーデターのシンボルとして祭り上げて、政権奪取の反乱」と位置づけている（金蔵主、通蔵主の出生はいまひとつ明らかでない）。首謀者は源尊秀（身元は確認出来ない）と日野有光・資親親子ははっきりしているが、その背後についてははっきりしない。

森茂暁氏は、看聞日記（嘉吉３年９月２４日条）に背後に細川、山名の名が挙がっていること更に、大乗院日記目録の記事にある没落した赤松惣領家の一門・家臣「赤松党」の関与の記述があることを指摘されている。

山名野心日来風聞間存内也、細川も同心山名縁者之間無不審、

当時のうわさを日記に綴ったもので傍証する史料がない。しかし当時は、赤松討伐が終わってはいたが、嘉吉２年８月に前の管領細川持之が没し、将軍義勝が嘉吉３年７月没し、足利家惣領は幼少の三春(義政)に代わったばかりの時である。鎌倉も公方が不在であり、管領の畠山持国で幕府の政局は安定しない時期である。

クーデターを起こす勢力が出てきてもおかしくないが、首謀者の武力凶族二～三百人（康富記　嘉吉３年９月２３日条(２１)）だけでは幕府を転覆させる事は不可能である。きっちり約束はなかったであろうが首謀者に期待される有力大名がなければ立ち上がる事はないと考えるのが普通である。神器だけを取っても皇位を継承は無理であり、相当の武力を持たないと政権は奪取、維持できない事は明白である。

これは推測であるが、首謀者と歴史上確定出来ない隠れた与同者（有力大名、公家）予定していた比叡山が幕府軍側に回り、首謀者が敗退してしまった。隠れた有力大名は、未だ様子見で行動を起こしておらず終結後の幕府の追及を逃れたものと考えられる。

文安元年７月と文安４年１２月の円満院円胤が挙兵しそして討ち取られた。挙兵の背後勢力はわからない。（右記チ・リ）

長禄元年１２月の赤松氏遺臣が南朝の後胤を殺害（右記ル）、更に翌年の南朝後胤の御母を殺害して神璽を取り戻し、天皇に献上する（右記ヲ）一連の事件が起きるが、これは幕府よりしかけた事件である。

その前に長禄元年１１月に「南方の宮」が蜂起し、吉野寺（金峰山寺）の衆徒と戦い、南方の宮が勝ったがその後退いたとの記録がある。（２２）

南帝被出之間、於吉野衆徒相支之處、衆徒之内多門院と申者被打候、

これについても背後勢力やどの勢力を期待して蜂起したのか不明であるが、勝っていて退くには理由があるはずで、それははは期待した勢力が蜂起しなかったのではないかと推測する。南方の宮が赤松の遺臣が襲った南朝の後胤（一宮・二宮）をさす事は間違いないと、森茂暁氏の見解である（２３）

１１月の蜂起は背後勢力が立たず、結局自分達の拠点を教えただけになり、赤松氏遺の襲撃の不味い作戦となってしまったと言える。

この後、後南朝が現れるのは文明３年８月の応仁の乱の真っ最中に西軍により小倉宮の王子が迎えられるが、山名宗全没後、消息を絶つ。

後南朝問題は、表面は皇位継承に係わる後南朝の反抗、反乱はではあるが、このように長期に頻繁に事件が起こり収まらないのは、関東を含む幕府内の政局、政争によるものであると考える。

特徴的であるのは反乱そのものの規模は小さく、それだけでは幕府や足利将軍を倒す力はない。反乱を起こして政局の不満グループ（大名）の立ち上がりを期待しているのである。不満グループとのしっかりした事前の提携は出来ていない。そして実際に立ち上がったのは伊勢国司の北畠満雅しかいない。それでも北畠氏だけでは「政権転覆」には無理がある。

これらの事件や蜂起、クーデターで主人公の後南朝の宮（王子）で系統がはっきり分かるのは小倉宮聖承（後亀山院の孫）までで、禁闕の変の金蔵主・通蔵主からは系統が当時でもはっきりしない事が指摘できる。

もともと皇統については、もし持明院統の崇光天皇系が途絶えることがあっても自動的に大覚寺統の後醍醐天皇系の後村上天皇系となるとは限らない。同じく大覚寺統の後二条天皇系（後醍醐天皇の兄）も続いている。大覚寺統も誰が正嫡なのかもめることになる。

このことからも後南朝の問題は、時の政局に翻弄された事件と言える。

次に後南朝の終焉の意味である。

後南朝は、長禄２年（１４５８）３月の赤松遺臣の神璽奪回、後花園天皇に献上をもって歴史は終わろうとした。そしてその後文明３年（１４７１）８月の応仁の乱での西軍が小倉宮王子を迎えたが、文明５年（１４７３）３月に山名宗全没後は消息を絶ち、その後後南朝は確かな史料から見られなくなる。

尚応仁の乱中に、紀伊大和で旗揚げした日尊王や大和の橘寺で兵を集めた小倉宮の末裔があったと今井啓一氏は指摘されている（２４）が、もはや後南朝終焉時の弱い抵抗で中央政権に及ぼす影響力がない事件として割愛する。

後南朝は正史の上から終焉したと見てよいと考える。

そこで何故８０年間も続いた後南朝事件がぴたり終わってしまったのかである。それは幕府内の政局の事情が代わったのである。

ひとつは、関東は混沌とした武力闘争の政争（古河公方、堀越公方、上杉氏の攻防）の時期に突入しており、鎌倉の政局を絡めての反乱の立ち上げには無理な情勢にあった。

次に京都の幕府内政局も武力による政争（義政将軍、細川勝元、山名持豊の攻防）の段階に入っており、多数派の武力で勝たねば政局は動かない状況に入っていった。更に天皇を直接保護する立場の将軍が文正の政変ですっかり実権を失った。ここで細川勝元グループと山名宗全グループとは幕府内の実権争奪のため雌雄を決するため応仁の乱に突入することになる。

細川勝元は義政将軍を陣営に確保することに成功する。よって必然的に後花園天皇を戴くことになり、北朝天皇―将軍―東軍で体制派を形成することになる。

一方山名宗全も天皇―将軍―西軍の政体を考えており、将軍に義視を迎え、天皇候補として文明３年８月南朝後胤（小倉宮王子）を京に迎えた。

しかし山名宗全没後は保護する大名はいない中、同王子は消息を絶つ事になる。これは西軍の諸将は乱の中で、政体を整えるより東軍に武力で勝つ事が先決で、東軍に勝てばその時しかるべき皇統の天皇は戴けると考えていたと思う。

西軍が不利な戦闘情勢の下で、勝利後の政体安定のための天皇の確保（後南朝後胤）のことは、乱中には考えられる状況ではなかったのである。

ついで応仁の乱後である。

足利家（義政）政権は一時的に実権を回復するが、ほとんどの大名が分国に帰り、分国、地域で支配闘争を展開する。そして「実権」も細川氏、大内氏等に移る事になる。

幕府自体も近畿地域支配に限定された政府となる中で、足利将軍家は衰退していく。

いわゆる戦国時代の到来である。天皇を保護する立場の足利将軍家が衰退し、代わって保護しようとする勢力はなく、は天皇家の困窮につながっていく。

このような情勢において、当時の天皇に代えて後南朝を立ち上げようとする勢力が出現しないのは当然であろう。

吉野の奥で後南朝を信奉する人々がその後もあったかもしれないが、それはもはや政勢力とは言えるものではない。

右記からまとめると、後南朝と応仁の乱との関係は、応仁の乱の原因に後南朝問題の要素はない。応仁の乱が一時的に後南朝を引き戻したのである。それも山名宗全があってのことで、西軍の大名も既に役割を認めていないのである。

そしてその後戦国時代を通して今日まで後南朝が勢力をもったり、政治勢力と手を結ぶことはない。

後南朝は政権を狙える立場にあるが、単独で足利政権（北朝）に対抗できる軍事力（政治力）はない一派と言える。

㈢　鎌倉公方との関係

鎌倉公方持氏が永享の乱で義教将軍によって永享１１年2月（１４３９）自殺させられ、更に結城合戦で持氏の遺児（安王丸・春王丸）も嘉吉元年４月（１４４１）敗死した。

その年の6月、義教は赤松満祐に弑逆されることになる。（嘉吉の変）

義教の突然の死で、鎌倉府の主（鎌倉公方）の決定が直ぐになされず、持氏の息子である成氏に決まるのは文安４年（１４４７）で、鎌倉に着任は宝徳元年（１４４９）であって、持氏没後１０年間鎌倉公方は空席のままであるというのが通説である。

成氏が持氏の遺児であることは間違いない。しかし遺児の永寿王丸であるか万寿王丸であるか現在も議論があるところであるが、本論では深入りしない。要するに持氏の遺児に決まった事がその後の関東地域での内乱状態を呼び起こし、京都の「足利義政政権が」関東をコントロールできなくなった原因であることは間違いない。

その結果、義政将軍は自分のコントロール下にない為、関東勢を政局で細川勝元や山名持豊に対抗して有利に活用する事が出来ない。応仁の乱においては関東も争乱中にあり、細川も山名も関東勢力を軍事投入出来なかったのである。

義政時代に成氏に決まった経緯を先行研究を踏まえ論述したい。

渡辺世祐氏（２５）・百瀬今朝雄氏（２６）は永享の乱で持氏自殺後、義教は子息の東下向（鎌倉公方）を検討したことを左記（２７）「蔭涼軒日録」もって指摘されている。

「若君可有御下向関東之賀礼有之」

しかし両氏は実際には義教は子息を鎌倉に下向させなかったとされており、これが通説であろう。

高柳光寿氏（２８）は子息は実際に下向させ、その人は、宇津宮公方であるが、正式には鎌倉御所としては取り扱われなかったとされている。

渡辺世祐氏（２９）は、「鎌倉府の滅亡は持氏の幕府に抗争させる為と云うより寧ろ義教が基本政策を敢行せんとしたりし結果に外ならざるなり」（基本政策とは関東平定のこと）と指摘され、義教の子息の関東下向（関東公方就任）は、義教存命中は当然の帰結ことであったとされている。

渡辺氏は(３０)義教死没で、美濃の土岐持頼（持頼は永享１２年５月義教に誅殺されるので、持益の間違いか）の許にいた永寿王（渡辺氏は成氏は永寿王との見解）を幕府が上洛させ（建内記　嘉吉元年７月２８日条）鎌倉公方に決め、その折、予め宝徳元年に関東下向が決められていたとされている。

「傳聞、鎌倉故持氏卿子息於両人者其比被誅了〔去カ〕、所残今一人已擒之、美濃州垂井邊於路次可誅欤之注進之時分、普廣院殿薨御了、仍沙汰付鎌倉、以彼可聽相續之由治定事了（管領已下評定）、以上杉房州（憲実）如元爲鎌倉管領（執事也）之由同評定了、仍自垂井・下向鎌倉由風聞之処、今日彼小生京着、直御渡管領宿所云々、……

同内容のことは、田中義成氏(２８)や高柳光寿氏（３２）も指摘されている。

これは、義教と細川等京都在住の大名（以後「幕閣」と言う）の考えが元々異なることを意味している、義教は鎌倉足利家を滅亡させ、京都の足利宗家の全国完全統治を狙ったものである。一方幕閣は持氏の反幕府的行動は制圧するも、基本的に京都の足利宗家とは別に鎌倉の足利家存続の必要性を考えていたことになる。

石田晴男氏（３３）は、「幕閣は上杉憲実の関東管領慰留と持氏跡の倉公方について京都の義政の御連枝か持氏の子か決定を見なかったが、上杉憲実に人選をゆだねようとしている」ことを指摘されている。

又、百瀬今朝雄氏（３４）は同じく、その後の綸旨では鎌倉公方の遺跡継承者を憲実に選定依頼する文言が消えたことを指摘されている。

建内記（万里小路時房、大日本古記録）の記述の内、鎌倉公方の後継についての部分は次の通りであってこれについて論述したい。

○　文安４年３月１３日条

・・・以「故（補入）」鎌倉殿子息被立申可輔佐之由、不存之、・・・

これは上杉憲実についての条目であって、憲実は前鎌倉公方持氏の子息を立てて補佐することに反対しているとの意味に取れる。

○　文安４年３月２３日条

・・・彼御遺跡人躰事、或京都御連枝欤或持氏卿子息欤、両様未決、唯可然之様安房入道可計申、同可輔佐之趣、被成下　綸旨、以其下知猶可加下知之由、武家御執奏也・・・

この時点では鎌倉公方の後継人事は決まっておらず安房入道（憲実）に綸旨をもって決めさせようとしている。（綸旨には憲実に鎌倉の管領下知の内容も含まれる）

○　文安４年三３月２４日条

実際の綸旨は次の通りである。（綸旨草案であるが清書したとあるのでこれが実際の綸旨であろう。

関東事宜奉輔佐之旨、可被遣仰長棟（上杉憲実）之由、
天気所候也、以此旨可令申入給、仍執達如件、
三月廿三日　　右中弁冬房
右京大夫（細川勝元）殿

この綸旨には、憲実（長棟）の補佐についての下知だけで、後継の公方人事についての内容がないとの百瀬氏の指摘についての更に裏づけの史料として、左記をあげておく。

同建内記の３月の紙背文書には草案として二通あって一通は文言は右記の最終文言とは異なるが、内容は同じく憲実の管領慰留だけであるが、もう一通は左記の通り鎌倉方の後任についても触れている。

鎌倉御遺跡事、宜計申其人奉輔佐之旨被遣仰之由、
天気所候也、以此旨可令申入給、仍執達如件
三月廿三日　　右中弁冬房
謹上　右京大夫殿

この綸旨草案では、鎌倉御遺跡についてその人に計らうように管領細川勝元に下知されている。その人とは上杉憲実である。しかし何故に細川勝元等の幕閣は最終的に鎌倉公方人事を憲実に計らう文言をさけたかである。

同じく建内記３月２４日条には、「・・・於御人躰者已一定欤之由有其説也・・・」とあり関東公方後継が決まったとの説を記載している。

憲実が関東管領職を辞退したため、息子の憲忠が綸旨を蒙ることになった。

○　文安４年７月９日条

関東輔佐事、長棟（憲実）謙退之上者、以龍忠（憲忠）丸為其職、加諷諫可存知之由、可被仰長棟之旨天気所候也、以此旨可令申入給、仍執達如件

七月四日　　左大弁俊秀

右京大夫殿

憲忠に対しても鎌倉御遺跡（鎌倉公方）についての相談はない。

しかしこの後　新鎌倉公方の鎌倉下向や公方就任についての左記の史料の如く故鎌倉公方持氏の息、永寿王又は成氏との記載があり、後継が義教の息子（義政の兄弟）でなく持氏の遺児に決定した事は事実である。成氏（元服後の名）に正式に決まった時期について、そしてそれに関連して成氏は遺児の誰であるかについて次のＡ・Ｂの二説がある。

Ａ　文安４年（１４４７）又は、５年（１４４８）（上杉憲忠の関東管領就任時）に成氏を鎌倉公方就任としている。

これは百瀬今朝雄氏の説（３５）で喜連川判鑑や鎌倉大日記より推測されており、更に成氏（新鎌倉公方）は京都から下向したのは永寿王でなく、美濃の大井持光の元にいた永寿王の兄である万寿王とされている。（今谷明氏（３６）・榎原雅治氏（３７）もこの説をとっている）

Ｂ　京都在住の永寿王を成氏とみなす説を鎌倉大草紙と嘉吉記から見ると次の通りである。

・宝徳元年（１４４９）正月

是月、上杉房定、関東の諸将士と議シ、足利持氏ノ季子永寿王ヲ関東管領ト為サンコトヲ幕府ニ請フ、幕府之ヲ許ス（３８）

・宝徳元年（１４４９）８月１９日

足利永寿王、京都ヲ発ス」（３９）

・宝徳元年９月９日

足利永寿王、鎌倉ニ入ル、上杉憲実遁去ル（４０）

・宝徳元年（１４４９）

昌賢（上杉家臣長尾左衛門）曰　関東一日不可無君主　如聞持氏四男遊干信州

令人迎之　特達京都伺天気　任昌賢請旨　被下綸言　元服名成氏幼名永壽王

任少将叙従四位下　是稱鎌倉公方　関東従是寧謐（４１）

・宝徳元年１１月３０日

・・・義成、偏諱ヲ授ケテ、成氏ト名ラシム（４２頁）

どちらの遺児にしても鎌倉公方は義教が望んだ義教の息子でなく持氏の遺児が就任したのである。

筆者は持氏の遺児が就任した事が、その後の関東動乱の元凶であって、鎌倉公方勢力が義政将軍の政治勢力の拡大にならず実権を掌中に出来なかったことで応仁の乱の勃発つながり、そして応仁の乱後も幕府が関東を制御できなくなり、それが戦国時代を招来した背景になると考える。

成氏決定の流れをまとめると次の通りとなる。

① 永享１１年七月２日時点

永享の乱後、持氏の死後義教は自分の息子を後任の鎌倉公方に決めた。（名前は不明）

しかし義教は実際には息子を鎌倉に下向させないうちに没した。

② 嘉吉元年６月２４日

義教の横死

③ 嘉吉元年７月２８日時点

管領細川持之等幕閣は成氏の息子（名は不明）を京都に呼び、鎌倉に下向させる事に決めた。

しかし鎌倉まだ不穏であり、赤松氏もまだ討伐されていないので、息子は京都に置いておくことにした。

④ 文安４年３月１３日時点

上杉憲実は持氏の息子を立てて補佐することを嫌っている。

⑤ 文安４年３月２３日時点

綸旨は二通の草案が作成され、一通の内容は「鎌倉公方は憲実に決めてもらい、そして補佐してもらう」、もう一通の内容は「鎌倉公方の選任については憲実に依頼なく、補佐の依頼のみ」となっている。

そして実際に出された綸旨は憲実には鎌倉公方選任の依頼の内容がないものであった。

⑥　文安４年七月９日時点

右記⑤の綸旨で憲実が補佐を辞退したので、改めて綸旨が出され、それは「関東補佐は憲実の息子の憲忠とし、憲実が支援するように」との内容であった。

鎌倉公方の選任については触れていない。

鎌倉公方の決定と鎌倉下向についての説を整理すると次の通り。

○　A説

・文安４年から５年の間

成氏が鎌倉公方に就任（決定）する。（成氏は美濃にいた永寿王の兄）

・宝徳元年８月１９日

美濃より永寿王の兄（成氏）鎌倉へ下向

○　B説

・宝徳元年正月

永寿王鎌倉公方に決定

・宝徳元年８月１９日

京都より永寿王（成氏）鎌倉へ下向

生存中の義教が自分の息子を鎌倉公方の後継に考えていたが、義教没後直ぐに管領細川持之等幕閣は、その方針を止め、持氏の息子の起用を決めている。

ここで先ず義教の判断について考察してみたい。

渡辺世祐氏は、右記したように永享の乱、結城の乱で義教は持氏一家の討滅は関東平が目的であって、息子の関東公方就任は当然の帰結とされている。

義教は息子の鎌倉公方就任を決めたが実行出来なかった。

それについて百瀬今朝雄氏は、義教は上杉憲実の退穏の表明で息子を支える者に不安があり、直ぐに実行できないところに義教自身の横死で、実際の下向はなくなったとされている。

それでは何故義教死没で方針が変わり持氏の遺児起用が決まったのかである。

これは明らかに義教と幕閣の考え方が施政方針において基本的に異なるからである。

義教は鎌倉足利家を滅亡させ、京都の足利宗家の全国完全統治をねらったものである（渡辺氏の言われる義教の基本政策）。一方幕閣は持氏の鎌倉府の権限拡大を狙った反幕府的行動を制圧するも、基本的には京都の足利宗家と共に鎌倉の足利家存続の必要性を考えていたことになる。

足利尊氏が、鎌倉府を設けた理由は、足利政権の地元である関東の統治の安定と軍事的に機敏な動きをさせるために半独立的な組織とし、息子を送り込んだのである。

渡辺世祐氏は、尊氏は鎌倉は、南朝に京畿で敗れた場合最後の根拠地として考えていたと指摘されている。

南北朝の合一以来南朝の脅威は薄れる一方鎌倉足利家の京都の足利宗家への反抗は続き、血筋も薄れていく中で義教にとっては鎌倉の足利家の存在は、全国完全統治の欲望と相まって不要であり、むしろ足利宗家政権への危険な血筋との判断であったと考えられる。

これに反し、幕閣の守護達はたえず足利宗家（将軍家）の専制を恐れてきた。

強力な足利宗家の実現に用心してきたが、義教政権の後半は将軍専制の脅威にあった。このためには足利家の権力の分散の分権のために鎌倉足利家の存続を考えたものと思われる。義教存命中は義教と幕閣との力関係は義教が圧倒的であったため、持氏遺児の起用は言い出せなかった。しかし義教死没は嘉吉元年６月２４日で、幕閣が持氏遺児起用を決めたのは７月２８日頃（建内記より、右記に記載）で直ぐに幕閣が意見一致したのもその証左であろう。

その後関東の統治には上杉憲実の補佐が絶対との認識から憲実に後継を決めてもらうとの考えが出てくるが、憲実の退穏慰留の話とが絡まってか文安４年まで記録上鎌倉公方後継の話は出てこない。

そして建内記によると文安４年に後継問題と補佐についての右記記述があり。後継は持氏遺児の成氏（元服後の名で、京都にいた遺児か美濃にいた遺児か二説あり）に決まったことになる。

上杉憲実は誰を望んでいたかはっきりしないが、建内記の文安４年３月１３日の条（右記に抜粋掲載）や、持氏の遺児の成氏が鎌倉に着く前に伊豆国に落ち行くとの鎌倉草紙の記述もあり、成氏就任は賛成ではなかったと思われる。もし賛成なら自分は退穏してもその表明を幕閣にすれば成氏決定（着任）は文安４年（宝徳元年）まで六年も要さなかったのではないか。文安４年３月２３日の綸旨では憲実に関東補佐の指示だけであって、鎌倉公方選定の指示はなく、この時点で幕閣は成氏に決めていたと読み取れ、これに対し憲実は承諾しなかったことになる。

これに対し幕閣は、同年７月４日に憲実に代え息子の憲忠に綸旨を出しなおしている。

この期間は４ヶ月足らずで、成氏公方就任（及び関東補佐）について憲実への説得の意志は感じられない。

憲実が自分の退穏後の公方補佐の体制について、息子一人は京都へ出仕させ、後の息子は出家とし、山内上杉の相続は弟の清方（越後上杉）とするも文安２．３年頃清方は死没した。その後継には結果的には家臣の長尾氏等が推す息子の憲忠となったが、百瀬今朝雄氏によると憲実は山内上杉の血を引く憲基の弟の義憲（佐竹家に養子）の息子にしたかったとの由である。憲実は何故自分の退穏を先に出し、鎌倉公方後継についてはっきり意見を言わなかったかである。はっきりしている事は彼は持氏遺児の成氏を補佐することなく又、息子の憲忠を補佐することなく退穏した事である。その後憲忠が成氏に誅殺されても現役に復帰しなかった事である。

これは、推測であるが、憲実は永享の乱で持氏を攻め自殺させた事に対するある種の倫理観と、今後の関東の平穏のため、憲実一家（親子）の引退とともに持氏系足利家（遺児）の引退をも希望したのではないか。それがどちらも叶わず退穏することになってしまった考える。

著者は、関東の動乱の様相は上杉グループと反上杉グループの争いが端緒であって、持氏・成氏が反上杉グループと結託し、上杉グループは京都の足利家のバックアップ得ての関東覇権闘争と見る。

足利基氏が上杉憲顕を起用して鎌倉の足利家を磐石なものにするとの考えはその後の上杉の隆盛と、上杉の京都の足利宗家の密着で両者の信頼関係は消えていくのである。

ならば永享の乱、結城の乱で京都足利宗家と上杉の勝利の上は当然京都の足利宗家から鎌倉公方を迎える事が政局の常道と思えるが、それがそうならずに持氏の遺児の成氏起用となったのは幕閣が足利宗家の権力の抑制を図ったものと考える。

成氏が憲忠を誅戮（享徳３年　享徳の乱の始まり）する。後に義政の弟の政知を派遣するが（長禄元年）、この時、義政は将軍に就任しており、二十二歳になっており、足利宗家の惣領（政権）として義教の考えを通したものと考える。

しかしながら一方の貴種を頂いた反上杉グループの地盤は既に出来ており、政知を送っても容易に切り崩せなかったのである。

足利宗家の「政権下」、惣領が成人として「実権」を持つならば当然義教が考えたように義教の息子を派遣するであろう。それが「中央政権」で「実権」を掌握したい足利宗家の考えの常道であると考える。

関東の動乱が収まらず、後継予定の義視の誅戮未遂事件の文正の政変（１４６６）を引き起こし、失敗し、政治勢力を衰退させ、義政は政局を収拾出来ないまま応仁の乱に突入してしまう。そして義政、細川勝元、山名宗全はいずれも関東の軍事勢力を利用できないままの戦いとなる。

そうゆう意味では関東動乱は応仁の乱に影響を及ぼさなかったと言えるが、もし、最初から持氏遺児の成氏でなく義教の息子を上杉の元に派遣しておれば、関東は動乱状態にならずに足利、上杉の主導の元で、義政の味方となって義政の実権掌握に貢献していたことも充分考えられる。。

さすれば応仁の乱がはたして勃発していたかどうかもあり、勃発していても結末の様相とそれ以降の時代変遷が何様に展開したかを考えると関東公方の選任は室町幕府、「足利政権」にとって極めて重要な人事であった。

故に鎌倉公方選任問題は、応仁の乱勃発への直接の原因とは言えないが、間接的な原因と言えると考える。

（1）「安保文書」北畠顯家卿奉覧會印行　後花園天皇綸旨案

（2）赤松満祐治罰綸旨「建内記」嘉吉元年８月１日条　大日本古記録　東京大学史料編纂所

岩波書店
（3）伊藤喜良「伝奏と天皇―嘉吉の乱後における室町幕府と王朝権力について」Ｐ３６３～３６７・３８０　豊田武先生古希記念会編　日本中世の政治と文化　吉川弘文館　１９８０
（4）今谷　明「戦国大名と天皇」講談社　２００１（原本１９９２福武書店）Ｐ１９・２２・３１・４４
今谷　明「室町の王権」Ｐ８９・１９２・１９６・１９７・２００　中央公論新社　１９９０
（5）富田正弘「嘉吉の変以後の院宣綸旨」小川信編中世古文書の世界　吉川弘文館　１９９１
（6）堀　新「戦国大名織田氏と天皇の権威―今谷　明氏の「天皇史」によせて―」歴史評論１１月号１９９３　校倉書房
（7）前掲（2）
（8）赤松満政治罰綸旨「師郷記」文安2年正月２６日条　史料纂集　続群書類従完成会
（9）「建内記」文安４年３月２３日条　大日本古記録　東京大学史料編纂所　岩波書店
（10）「建内記」文安４年７月４日条　大日本古記録　東京大学史料編纂所　岩波書店
（11）畠山義就治罰綸旨「大乗院寺社雑事記」長禄４年閏９月１９日条
（12）「経覚私要鈔」応仁元年１０月３日条　史料纂集
（13）「国史大辞典５」吉川弘文館１９８５
（14）村田正志「村田正志著作集第一・第二・第三巻」思文閣出版１９８３
（15）森　茂暁「闇の歴史、後南朝」角川学芸出版１９９７
（16）史料
○「満済准后日記」　続群書類従　補遺一　　応永２２年８月１８日条・永享２年４月２日条
○「看聞御記」　続群書類従補遺二　　嘉吉３年９月２３日・２４日条
○「師郷記」史料纂集　嘉吉３年９月２３日・２４日・２６日条.
○「康富記」　増補史料大成　嘉吉３年９月２３日・２４・２５・２６・２７・２８日条
文安元年８月６日条・文安５年正月１０・２７日条
○「斉藤基恒日記」　続史料大成　嘉吉３年９月２３日条
○「大乗院日記目録」　大乗院寺社雑事記」　増補続史料大成　明徳３年閏１０月３日条・応永１７年１１月２７日条・応永２２年八月１９日条・正長元年正月２１日条・嘉吉３年９月２４日条
○「嘉吉記」群書類従第二十輯
○「経覚私要鈔」　史料纂集　長禄元年１１月４日
○「大乗院日記目録二　大乗院寺社雑事記」　増補史料大成　長禄元年１２月条・長禄

2年8月晦日条

○「尋尊大僧正記」大乗院寺社雑事記　増補続史料大成　文明3年閏8月9日条

（17）前掲（15）P183～191

（18）村田正志「村田正志著作集第三巻」P83～85・P103　思文閣出版　1983

（19）前掲（15）「闇の歴史、後南朝」P159

（20―1）前掲（15）「闇の歴史、後南朝」P135・136

（20―2）前掲（15）「闇の歴史、後南朝」P186

（21）増補史料大成　臨川書店　康富記一

（22）「経覚私要鈔」　史料纂集　長禄元年11月4日

（23）前掲（15）「闇の歴史、後南朝」P218

（24）今井啓一「嘉吉の変と長禄の変」後南朝史料集　新樹社1976

（25）渡辺世祐「関東中心足利時代史の研究」P501　博士論文1915

（26）百瀬今朝雄「神奈川県史通史編―原始・古代・中世」P857～861

（27）蔭涼軒日録永享11年7月2日の条

（28）高柳光寿「鎌倉市史総説編」P444　吉川弘文館　1959

（29）前掲（24）「関東中心足利時代史の研究」　P400

（30）前掲（24）「関東中心足利時代史の研究」　P427・435

（31）田中義成「足利時代史」P157　明治書院　1923

（32）前掲（26）鎌倉市史総説編」　P456

（33）石田晴男「応仁・文明の乱」P118　吉川弘文館2008

（34）前掲（25）」「神奈川県史通史編―原始・古代・中世」　P890

（35）百瀬今朝雄「神奈川県史通史編―原始・古代・中世」P893～897

（36）今谷　明「日本国王と土民」P220　日本の歴史⑨　集英社1992

（37）榎原雅治「一揆の時代」P79　日本の時代史11　吉川弘文館　2003

（38）鎌倉大草紙　群書類従第二十輯683頁

（39）鎌倉大草紙　群書類従第二十輯683頁

（40）鎌倉大草紙　群書類従第二十輯684頁

（41）嘉吉記　群書類従第二十輯322頁

（42）鎌倉大草紙　群書類従第二十輯684頁

第四章　応仁の乱歩勃発の直接の原因

義教が弑逆され、息子の義勝（十歳で病死）続いて義成（義政）が足利家惣領となり将軍となっていくが、政局は安定していかない。第一章、第二章及び第三章でその原因について「足利家政権」の根本的な性質から来る事情や背景となる諸問題について論じてきた。

本章では義教弑逆以降、特に義政時代の政局（幕府内での実権争奪）が応仁の乱を引き起

こした直接の原因について考察する。

幕府内の実権争奪の歴史（尊氏将軍期から応仁の乱まで）については、「第二章㈣幕府内での実権争奪」で概括した。ここでは義勝（7代目将軍）から義政（8代目将軍）の応仁の乱に至るまでの期間について論述する。

義政政権時代に、応仁の乱までの期間において政局の上で多くの事件が勃発し、これまでの考察は、当時の人々から今日の我々迄その事件そのものの解説や論述に力点を置いてきた。筆者はこの時期のの政局の基本的な要件を示し、応仁の乱の直接の原因と乱に進まざるを得なかった当時の政局を考察したい。

㈠　応仁の乱の原因についての先行研究のまとめ

主要な原因の説の要約を左記に列挙し傾向をまとめることにする。

1　応仁記（1）

義政批判として「○天下の成敗を管領に任せず、御台所、幸樹院、春日野の局たち青女房と計らい伊勢貞親や鹿苑院の蔭涼軒と評定をする。○畠山両家勘当は三度、赦免が三度○武衛（斯波）両家を改動すること両度○五～六年の間に九度の晴儀の執行」が挙げられ、この外に御台所（日野富子）が若君（義尚・・後の九代将軍）を山名持豊（宗全）に頼み、持豊は細川勝元が義視（義政の弟で後継を約束）の後見に対抗してこれを受諾し、更に勝元の畠山政長贔屓に対抗して畠山義就贔屓となる。

群書類従による応仁記の解題によると「○思想上、儒教的・道徳的諷喩の辞の挿入がある○客観的立場を以ってした諷刺・批判の態度が見える」と説明している。

家永遵嗣氏（2）は、応仁記は「日野富子と山名持豊が義視と細川勝元へのを攻撃を描き、大乱の放火犯は富子とする。これは応仁記の成立が永正5年（1508）から大永元年（1521）の間であってその頃義稙（義視の息子）と細川高国（勝元の息子政元の後継）とは提携時代であって、応仁記創作者（高国の周辺の人物）がパトロンに迎合した為と説明している。（家永氏の原因説については更に後述）

応仁記による原因説は、道徳的な見地が強いと思われ、現在でも一般的にうけが良いが、政治史の観点から見るとこれでは原因を解明した事にはならないと考える。しかしこの後現在に至るまで先行研究に影響を与えてきたことは間違いない。この説をおさえて出来る限り年代ごとに先行研究をまとめたい。

2　読史余論（新井白石）（3）

尊氏批判として「関八州を基氏に与えた事と幕府を京に開いた事」、義満批判として「義満より驕奢を恣にすること、義満の代に管領・七職を定めたことは虎に翼を作るこ

とに同じである」、義政批判として「義視を猶子した後、実子が生まれ、最初の志を変じたこと、奉行所で決めたことを伊勢貞親が変える」、山名持豊批判として「天性が悪い、赤松の家の絶つことを計り、細川勝元と仲が悪くなった。」その外「畠山、斯波両家の家督争い」を指摘している。

政治家・学者として応仁の乱の根本原因にもさか上ろうとしている。驕奢や持豊の性格など道徳論から抜け出せないこと、京都での幕府開設や鎌倉公方設置等政策については、新井白石の見解も一つであるが、著者としては尊氏や義満の政策を必ずしも否定できない。要はその後の幕府の制度の運営に問題があったと考える。

3　足利時代史（田中義成）（4）

「畠山・細川・斯波三家の家督争い並びに後嗣問題と更に当時の権力の消長が最大の原因である、それは幕府元老の凋落（義教時代の元老である細川持元・持之・畠山満則・斯波義淳が没した。そして畠山・斯波二氏の衰退）並びに細川・山名二氏の衝突であって、応仁の乱の原因はこの衝突の外ならず、その他の事情は単にその導火線たるに過ぎない。」

細川と山名との権力争いを最大の原因とし、更に幕府元老の凋落を挙げている。これは前代の義教後半期からの現象である。「応仁記」の解説を基本としていると思われる。

4　室町時代史（渡辺世祐　創元社　１９４８）（5）

原因として「〇義政に確固たる政綱なく、部下を統御すべき威勢がない。〇政治の実権は寵嬖若しくは二、三の権臣に動かされる。〇山名宗全、細川勝元は相続争いに関係して、諸大名を勢下に手中させる。〇義政夫人日野富子は諸大名を操縦し、宗全に幼子義尚を頼み、義政の弟義視を排除し天下の政治を左右せんとす。」を掲げ、結論として「応仁の乱は畠山義就、政長の争いに胚胎し、宗全と勝元の権力争いによりて争闘を激成し、諸家の相続争いを之に関連せしめて大戦乱になる」している

結論として細川と山名の争闘となるが、原因については応仁記の解説となる。

5　応仁文明の乱（稲垣泰彦　）（6）

「〇惣領織獲得のために家臣団が二派に分かれて争う。〇中央勢力が交替のたびに惣領織が移動し、紛争が収まらない。」

勝元と持豊との対立の図式を置きながら根本原因を惣領職の決定問題として捉え

ているのはこれまでの説と重点の置き所が異なっている。

6　応仁の乱（鈴木良一）（7）

「家督争いが戦争なり、それが飢饉を引き起こし、応仁の乱まで発展させた。畠山家の内紛は細川勝元の関与によるものであり、斯波家内紛は重臣の勢力争いによるもである。国人層が台頭し、国人が将軍側近に働きかけることにより側近が勢力を持ち、戦争に発展させた。」

家督争いが国人層と将軍側近と結びつき戦争となり、それが飢饉を引き起こし、応仁の乱まで発展させたことを主要因にされている。

乱の原因に飢饉を挙げられられている事が特徴である。これは大乗院尋尊（大乗院寺社雑事記）の見解に賛同された結果であると思われる。

7　応仁の乱（永島福太郎　）（8）

応仁の乱雑考（永島福太郎）（9）

「管領家の細川と畠山の対立で管領政治の有名無実化が芽生える。そして下克上の機運が増大する。かくてこの管領政治は応仁の乱に潰える。この管領政治の動揺を足利政権の自潰現象と見なして乱の原因とする」

永島氏は乱の原因については外にも挙げているが、主原因についてのこの指摘はこれ以前の説にはなかったものである。

8　足利義政の研究（森田恭二）（10）

「応仁の乱の主要な原因は国人・土豪層の台頭に守護領国の崩壊をはじめ社会そのもの変動を考えねばならない。「応仁記が一貫して将軍義政を非難し、その失政が大乱の原因とすることは、当を得ていない。」

更に同氏は、義政は芸術に心魂を打ち込んだ乱世の将軍といえる」されている。乱の原因が守護領国の崩壊のきざしや社会変動を客観的又は背景的な原因とされる。

9　山名宗全と細川勝元（小川　信　）（11）

「○家督相続の紛争の頻発、○細川勝元と山名宗全との権力争い」義政については、「○佞臣・寵姫の進言のままに、なりゆき任せ、○勝元・宗全の専権を抑えることが出来ない、○政治から関心をそらし、芸術や遊宴、造園事業に打ち込む」

原因について義政将軍に対し厳しく応仁記の解説の域の中にある。

10. 室町幕府将軍権力の研究（家永遵嗣　）（１２）
軍記「応仁記」と応仁の乱（家永遵嗣　）（２）
「当該期の畿内における戦乱は細川氏が覇権掌握のために両畠山氏の対立と分裂を作出し、促進した結果引き起こされたもの」

原因を細川と山名の対決論には反対の立場で、応仁記が日野富子と山名持豊が、足利義視と細川勝元攻撃を描く記載に反論されている。
細川、山名二大勢力の問題は、細川、山名以外の大名達の動向を無視している点にあるとされ、当該時期を斯波義廉・畠山義就・山名持豊の関係を重視されており、特に斯波義廉の動きに注目され、これを渋川氏、関東情勢から詳細に論述されている。
応仁記の解説等の従来説に頼られない独自な論説である。

11. 応仁・文明の乱（石田晴男）（１３）
「畠山政長更迭、義就の家督復帰、斯波義廉の管領就任、これらは山名宗全・斯波義廉が意図した事実上のクーデターであった。畠山義就の復活を意図する義政・伊勢貞親の構想にのりつつ、文正の政変で伊勢貞親・斯波義敏父子を遂うことに成功した。寛正６年五月ごろより進めてきた山名宗全、斯波義廉、畠山義就、大内政弘連携の到達点であった。」

乱への導入への１～２年の間の斯波義廉・畠山義就・山名宗全の提携の動きについては家永遵嗣が「軍記　応仁記と応仁の乱」（２００１）で論述されており、その延長線上にある。

12. 山名宗全（川岡　勉）（１４）
「斯波氏や畠山氏の内紛が応仁の乱の導火線となったことは確かであるが、将軍家の意向（上意）よりも諸大名の力が優越し、しかも諸大名が二つに分かれて覇権を争ったところに乱の根本原因あった」

上意の劣勢と幕閣の二分が原因との指摘と思われる。

各氏の原因説を重複せず整理すると次のと通りである。
○　個人の責任
・義政将軍
・尊氏将軍
・義満将軍

・日野富子（義政の生母）
・細川勝元（管領家）
・山名持豊（宗全）

○　個人以外の責任
・畠山、斯波両家の家督争い
・幕府元老の凋落
・細川と山名の衝突
・家督相続で家臣団が二派に分かれて争う
・家督争いが戦争になり、それが飢饉を引き起こしたこと
・細川（管領家）と畠山（管領家）衝突
・管領政治の動揺
・国人・土豪の台頭
・将軍家の上より諸大名の力が優越し、しかも諸大名が二つに分かれて争ったこと

原因説は右記のように多く、各氏の説はそのいくつかの組み合わせである。いずれの原因も現在完全に無効とされ葬られている説はない。

それ故に原因が一定ず、応仁の乱を難解なものとしている。そして応仁の乱の解明なくして戦国時代の研究は不確かなものになるのではないかと考える。

㈡　政局の推移から見る応仁の乱勃発の原因

六代義教将軍が謀殺された後、応仁の乱までのそれぞれの管領（細川持之・畠山持国・細川勝元・畠山政長）の時代に起こった事件、事象を時系列的に分析して、応仁の乱への導入の過程と乱の直接の原因を究明することとする

1　細川持之管領期（永享元年（１４３２）６月～嘉吉２年（１４４２）６月）

持之の管領は義教将軍時代よりで義教の専制を許した張本人ともいえるが、義教が嘉吉元年６月弑逆された後、義勝の家督相続を素早く決め、義教に没落させられていた畠山持国等の復帰を認め、赤松満祐の追討綸旨を得て、討伐軍を編成して討伐に成功した。

これにより幕府内で評価を得て政治を主導更に、「実権」の掌握がなせるところまでいったと考えられるが、嘉吉２年６月に管領を畠山持国と交替した。そして嘉吉２年８月に病没した。管領時代より体調が悪く、持国に禅譲となったものと思われる。

赤松満祐征伐の論功行賞で山名氏に偏った配分（旧赤松氏領国の播磨国、備前国、美作国の守護職）で、山名氏の勢力が従来の但馬、備後、安芸、因幡、伯耆、石見の国を合わせて９カ国の守護となった。政局の収拾のために持之の裁定との推測もあるが、山名持豊に勢力を持たせた一因であろう。

2　畠山持国第一次管領期（嘉吉2年（１４４２）6月～文安2年（１４４５）3月）

斯波家に一時の勢力なく、細川家家督の持之の息子勝元も１３歳と幼く、持国管領就任となったものであろう。

この時期の主な政治的な事件、事象とその対応は次の通りで、政局を見てみたい。

イ　嘉吉３年７月３日に義勝将軍夭折で、弟の三春（義成―義政）が家督に決定した。

義勝７月２１日の没で２日後に家督を決定したことは、持国は管領としての役割を果たしたと言える。

ロ　大和の騒動は衆徒・国民が興福寺別当経覚をも参画して永享年間より間欠的に起こしている大和国の覇権争いと言って良く、嘉吉２年１１月には成身院光宣・筒井順永と筒井順弘との兄弟間の戦いがあり、順弘が敗死、嘉吉３年(１４４３)９月に光宣は古市胤仙等反光宣方と戦うが勝てず、以後光宣・順永と経覚・越智・古市との対抗となる。そして文安２年(１４４５)９月光宣が攻勢を駆け勝利し、経覚は一旦没落する。この間持国は反光宣・順永である越智・古市の味方であった。

大和の騒動は幕府が調停しても収まらず、享徳３年(１４５４)６月まで続き、更に畠山家家督騒動に乗っていき、光宣・順永が政長に味方し、越智・古市は義就に味方し応仁の乱へと進むことになる。

石田晴男氏は(１５)持国が文安２年３月に辞任する理由の一つとしてこの騒動の処理の不手際を挙げている。

ハ　嘉吉３年２月８日に富樫家家督騒動が起こる。持国は嘉吉２年８月末に、富樫泰高を更迭し、義教将軍に斥けられていた泰高の息子の成春を加賀守護とする。成春はおさまらず泰高と合戦となったものである。細川一族重鎮の細川持賢は康高の味方であったが、日野重子の調停で成春が家督に決定した。

しかし持国が管領辞任後の文安２年４月に管領細川勝元は泰高を加賀守護に復帰させた。

畠山持国と細川との対立がはっきり分かる事例であって日野重子（義政（三春）の母親）が調停に乗り出している。ここに側近の出番が生じ、発言力が出てくることになる。

ニ　嘉吉３年(１４４３)９月２３日に禁闕の乱が起こる。禁闕の乱については第三章㈡後南朝との関係及び本章ⅱ:②禁闕の乱で触れた。

応仁の乱の原因に後南朝問題の直接的要素はないが、神璽奪還で赤松家再興がなり、山名持豊にとっては痛手であり、政治勢力において義政将軍や細川勝元の味方が増える結果となる。応仁の乱中、乱後の赤松政則の活躍は山名氏にとって現実に痛手あっ

た（赤松正則は東軍細川派）。

ホ　文安元年(１４４４)7月1日六角家家督騒動が起こる。家督の六角持綱が被官等に一揆されて自害に追い込まれた。幕府の実力行使はなかったが持国は被官等の推戴の時綱の家督を認めなかった。六角家の家督が決まったのは持国が管領辞任後の細川元管領の時の文安２年（１４４５）４月２３日である。

石田晴男氏（１５）は持国管領辞任の理由の一つとしてこの騒動の不手際を挙げている。

畠山持国の文安２年３月４日の辞任の理由は右記からの推測しかないが、一つも事件を解決出来ず、それが細川氏の横やりもあった事件もあったであろう、管領としての政治運営に行き詰まり、一応力を保持しての辞任と見たい。

当然持国は実権を得ようとしたが、細川氏との協調関係がうまくいかなかったといえる。

足利家家督は三春が９歳から１１歳の間で政治の表には立っていない。母親の重子の政治的動きが見える。この側近の動きは畠山氏と細川氏の協調がとれていない又畠山氏が実権を取れなった証左である。

3　細川勝元第一次管領期（文安２年（１４４５）３月～宝徳元年（１４４９）９月）

畠山持国辞任を受けて、細川氏は家督の勝元を管領に推戴した。勝元は１６歳であり、自立して政治にあたる事が出来る年齢ではない。一族の持賢、持常や成之によって支えられての管領就任である。

この時期の政治的事件・事象とその対応は次の通りで政局を見てみたい。

イ　文安２年４月勝元は加賀守護を富樫成春から泰高に代えた。成春には畠山持国、泰高には勝元が味方の構図は変わらない。その後成春と泰高とは争い、文安４年５月幕府の裁定で両者に加賀半国守護で落ち着いた。

しかし本騒動は長禄３年(１４５９)に義政将軍が加賀半国を赤松正則に与える事で再燃する。

ロ　文安４年(１４４７)に鎌倉公方が先の公方持氏（永享の乱で自殺）の息子の成氏に決まる。（着任は宝徳元年　１４４９）この決定経緯については、第三章㈢鎌倉公方との関係で論説した。

要は細川氏、畠山氏等の京都在住の有力守護大名が、足利宗家の専制を恐れて持氏の血筋の成氏に決めたのである。義政（義成）は十三歳で発言力はなく、守護大名が一致すれば側近の発言力は出てこない。

義政が若く自立していない間における側近の発言力は、義政将軍の威光や実権によ

るものではなく細川氏と畠山氏の対立の中で生まれて来るものである。

ハ　義政は、文安3年に三春より名を義成変え、文安6年元服し、征夷大将軍に任官した。１５歳である。未だ政治的に発言力はないと見るべきであろう。

ニ　文安４年(１４４７)2月勝元は、山名持豊の猶子（山名熙貴の娘）との婚姻がととのった。建内記（１６）によると持豊の望みとのことである。

「細川右京大夫勝元當管領也有嫁娶事、是山名右衛門督入道持豊朝臣法名宗峯猶子山名故中務大輔熙貴女可為彼妻室之由、山名年来之、今日終有此儀云々」

これは勝元と持豊との同盟の証であると考えるべきである。両者が畠山持国対する連合勢力であることを世間に公表したのである。畠山持国没落後は義政将軍に対抗する連合勢力となる。この連合勢力は表面では畠山義就が文正元年１２月（応仁の乱勃発の前年）に上洛するまで続く事になる。この間播磨国での持国と赤松氏との抗争については、勝元は初期の頃は持豊につくが一族の細川持常の意見にそって赤松氏側（義政将軍側）につくことになるが、同盟は両者に有効であった。それは畠山持国、その後の義政将軍への対抗の必要からである。

宝徳元年９月５日勝元は管領を辞任する。理由が不明である。勝元第一次管領期の四年半は京都の政局は他の期に比べ比較的穏やかと思われる。

4　畠山持国第二次管領期（宝徳元年（１４４９）１０月～享徳元年（１４５２）１１月）

持国の再登場である。細川氏と畠山氏の勢力が拮抗していると見るべきと考えるのが妥当と思われる。

イ　宝徳３年（１４５１）に尾張守護代織田家に家督騒動が起こる。

主人の斯波氏によって追われていた前の尾張守護代織田郷広は子である当時の守護代敏広に代わろうと、義成（義政）の側近今参局に依頼し、義成も交代を承諾したが、母親の重子が反対し、管領持国や細川勝元も反対し、義成に対し公方は織田家の守護代のことには口を出さないこを申し入れ決着を見た。

この時期、義政（義成）将軍に政治主導の力はなく、畠山持国と細川勝元が競り合い、その間隙をぬって、側近の重子や今参局が政治に参画してきたが、側近も一枚岩ではないことを見せつけた。

織田家の騒動は郷広が没落して収まった。ここでは持国と勝元が一致して敏広を推した事が騒動を後年にもち越さなかったことにあるが、今参局と重子の争いに両者が重子側について決着を見たと言えるし、この時期の義政（義成）将軍の力のなさを見

ることが出来る

ロ　宝徳元年１２月に細川氏の有力守護である細川持常が没し、甥の成之が跡を継ぐ。成之は阿波守護で、細川氏の中では細川京兆家（宗家）に次ぐ勢力であって勝元を支える立場となる

ハ　享徳元年正月、鎌倉公方足利成氏、関東管領上杉憲忠を殺す。いよいよ関東は争乱状態に入る。

持国は享徳元年１１月１６日辞任する。

5　細川勝元第二次管領期（享徳元年（１４５２）１１月～寛正５年（１４６４）９月）

イ　享徳３年４月３日畠山家家臣神保次郎左衛門等が家督の義就（持国の子）を廃して持富（持国の弟）の子弥三郎を立てる事を企てて失敗し、弥三郎は細川勝元に頼る。

師郷記（１７）によるとと「今日於畠山左衛門督(持国)入道宿所、家人等　有隠謀之企、神保次良左衛門先於屋形令切腹、・・・・・・・・畠山弥三郎故尾張守子今夜没落云々」

（故尾張守は畠山持冨（持国の弟）

両者の家督の問題は宝徳2(１４５０)年６月に持国が家督を弟の持富から実子の義就に代えた時点より生じており、この事件では弥三郎一派は事前に勝元と通じていたと考えるのが普通であろう。

同年８月２１日、弥三郎は持国・義就を襲い勝利し、持国は隠居し、義就は河内に逃げる。勝元と山名持豊は義政将軍に弥三郎を許すことを乞う。

康富記（１８）によると「　畠山勢、…牢人等押寄放火云々、畠山左衛門督徳本、潜寄宿畠山匠作入道屋形云々、子息義夏、落行山名相州亭之處、無許容之間、立歸遊佐河内守宅被坐云々、畠山被官人等一揆背伊予守之故…・」

師郷記によると（義夏は義就のこと）

師郷記（１９）によると「去夜伊与頭(守)義夏(畠山)没落云々、家人等相背、以故尾張守(畠山持冨)子弥三郎可主君云々、彼弥三郎自管領扶持之、隠置之、没落相憑山名、両大名(細川勝元、山名持豊)取立之欤、伊与守、公方(足利義政)御扶持不叶、空没落了、」（政長は弥三郎死没後の跡目で弥三郎と

政長は同一人物でないのが通説）

同廿八日条「畠山左衛門督入道、自修理大夫入道宿所移住建仁寺西來院、是隠居之分云々、・・・・・・・・畠山弥三郎参室町殿」（２０）

斎藤基恒日記（２１）によると　「畠山伊與守義夏河内國没落、」

勝元・持豊は持国勢力の追い落としの為、反持国派の弥三郎一派に手を貸した構図である。

同年９月１０日頃、持国は弥三郎を家督にする事に同意する。

康冨記（２２）によると「畠山左衛門督入道徳本、被隠居建仁寺再來院之處、彌三郎相續家督之間、自彌三郎方迎取、同居屋形」

持国は家督相続で勢力が二分され、更に勝元・持豊につぶされることを避けたと考えられる

畠山家督騒動のいきさつは、畠山持国は、次の家督を弟の義富に決めていたが、その後息子義就（義夏）が誕生し、文安５年家督を義就に変更した。これにより家臣の神保次郎左衛門等が反対し、吉冨の子である弥三郎たてて反発した。しかし以後弥三郎没後、跡を継いだ弟の政長と義就の家督騒動は、単に両家の家督相続の問題ではなくなり、義政将軍、細川勝元、山名持豊が各々の政治勢力の拡大の為の闘争なって行き、応仁の乱の導入の争いへと発展していく。

ロ　享徳３年（１４５４）１１月２日、山名持豊は、赤松則尚（満祐の甥）復帰に反対し、義政将軍の怒りをかい、誅せられんとす。勝元が仲裁に入り、持豊は、家督を子の教豊に譲らされ、持豊は播磨に下向で決着をみた。

康富記（２３）によると「可有御退治山名右衛門督入道之由、被仰下、已被出御旗、可有御勢使之程儀也云々、以外騒動也、雖然俄被仰出之間、可發向之由、被仰付之面々及猶豫歟、而管領細川京兆被申請子細有之、遅引歟云々、」

斎藤基恒記（２４）によると「山名金吾禪門為御退治、俄騒動」「赤松常陸彦五郎、有馬小次郎以下没落播州了、金吾御退治依不事成也」「山名右衛門督入道崇峯被宥御退治、被追下但馬國了、子息弾正教豊被仰付家督了」（常陸彦五郎は則尚）

嘉吉記（２５）によると「十一月二日ノ夜御所へ軍兵ヲ被召。…山名金吾ガ所へ押寄セ討果スベキ定リケリ。細川勝元ハ……金吾を打果スベキニアラズト二日逐電シケリ。……将軍ノ御憤モユルクナリ。金吾退治ハヤンデ。但馬ニ在国シテ上洛スベカラズ。嫡子□守教豊ヲ残置テ…」

義政将軍（２０歳）がここに政権としての力を行使した事が分かる。畠山持国が家督問題で動きが取れない時期とはいえ、有力守護の山名持豊への処置は、義政将軍の相当の政治力を評価できる。今谷明氏(２６)や森田恭二氏（２７）は義政将軍の自立を長禄２年（１４５８）とされているが、著者はこの時点（享徳３年）での義政将軍の政治力を認識したい。

ハ　享徳３年（１４５４）、義政将軍の畠山家家督の裁定

１１月２７日、義政将軍は持国と弥三郎を謁見する。

師郷記によると「今日畠山左衛門督入道病気以後始而出仕、男弥三郎召具了。…」（２８）

既に持国は義就家督をやめ弥三郎家督を認めており、この謁見は義政将軍が弥三郎の家督を認めた事になる

しかるに１２月１４日、義政将軍は義就を河内より呼び謁見する。そして弥三郎は追討の身となる。

師郷記（２９）によると

十二月十三日条「今日畠山伊与守義夏、自河内國入京、歸宿所、帯甲冑者五・六百騎召具云々、去八月没落之後、隠居伊賀國、室町(足利義政)殿御扶持之間、上洛云々」

同十二月十四日条「今日、伊与参室町殿」

斎藤基恒（３０）「與州義夏御免、自阿州歸洛、有御對面、」

長禄寛正記（３１）「又義就モ出仕ヲトゲ無罪シテ。政長河内國ヘ下向シケレバ。」

家督を弥三郎に認めて半月で翻して義就に変更した事になる。

変更の理由は弥三郎が勝元に近すぎる事への警戒感でないかと推測する。勝元に山名持豊がいない、（右記ロ）持国はこの騒動で勢力がなくなり、義政将軍が政治の主導につきだしたことが分かる。

康正元年（１４５５）３月２６日、畠山持国死没

斎藤基恒日記　（３２）「畠山三品禪門徳本俗持国、逝去」

畠山家の政治勢力は没落とみる。

ニ　康正元年（１４５５）４月２８日、山名持豊が播磨で赤松則尚を討つ。

持豊は健在で、義政将軍も持豊を武力で討つまでの実力はない。

ホ　長禄元年（１４５７）１２月１９日、義政将軍は鎌倉公方成氏が幕府の意に従わず、関東の争乱が収まらない中で、弟の政知を還俗させて改めて鎌倉公方として関東に派

遣する。

文安４年に持氏の子の成氏を鎌倉公方に決めた時は、義政将軍は十三歳で決定経緯の中で京都在住の有力守護達が成氏を推挙すればそれで決定であったであろう。有力守護達が義政将軍の弟でなく持氏の子である成氏に決めた理由は、足利宗家の専制を避けるためであった事は間違いないであろう。

しかし今回は、義政将軍は２４歳で政治的に既に主導の位置にある。有力守護達は成氏の鎌倉公方決定に失敗したのであり。義政将軍の今回の決定に反対の理由はない。

ヘ　長禄２年（１４５８）８月９日、山名持豊は入京して義政将軍に謁見が許された。３年前の康正元年４月に持豊は播磨で赤松則尚を討って義政将軍に反抗を続けていた。

これは、義政将軍が持豊を在野に置くことの危険性を感じ、京に戻すことにしたのではないかと思われる。一方持豊は京都で政治勢力の拡大を望むところである。

ト　長禄２年（１４５８）８月３０日、赤松政則（満祐の弟義雅の孫）は禁闕の乱で奪われていた神璽を取り戻した功績で加賀半国の守護に補任された。

これは義政将軍と赤松政則との約束とされており、加賀問題がある中で半国守護に補任し得たことは、ここでも義政将軍の政治主導が見えるところである。

義政将軍が何故に赤松家再興に手を貸したのかは確証を得ないが、政則に再興を認めたことは、正則を自分の政治勢力内に囲い込むことが出来た事には間違いない。それは文正の政変（１４６６）で義政将軍とその一派である伊勢貞親、季瓊真蕊と共に義政に協力した為、変後京都より奔走したことで分かる。

義政将軍は、細川や山名に比して弱い武力の面で、正則に恩をきせて武力の面で役立たせるため赤松家再興は大事な戦略であったと考える。

チ　長禄３年（１４５９）１月１８日、正妻日野富子の子が死産であったのは側近の今参局（義政の乳母、側女又はその両方との説あり）が富子を呪詛したと糾弾され、今参局は自殺に追い込まれた事件が発生した。

康正元年（１４５５）正月に「政は三魔に出ずる也、お今・有馬・烏丸也」の落書が貼り出された。お今（今参局）は近習の大館氏出身、有馬は摂津有馬郡の赤松持家、烏丸は日野資任で、義政将軍が幼少の頃で細川勝元と畠山持国が協調できない時期に活躍したもので、享徳３年（１４５４）における山名持豊への制裁や畠山家家督騒動で義就家督決定の頃は義政将軍（２０歳）は自立した政治活動をしていると見る。

この落書は日野重子の周囲から出たとの疑いがもたれている。義政将軍の成長と共に今参局が側近として力が落ちてきて更に追い打ちで、呪詛事件がでっち上げられた。

義政将軍はこれまでの側近を整理する為に今参局に罪を背負わせたと見たい。

リ　長禄３年（１４５９）５月１３日、義政将軍は斯波家家督の義敏と守護代甲斐氏との抗争の仲裁を康正２年（１４５６）より行っていたが、義敏が関東出兵の命令をきかず、甲斐氏を攻めたことを怒り、義敏を征討した。同年８月１３日には家督を義敏の子の松王丸と交代させた。義敏は大内氏を頼って周防に逃げる事になる。

師郷記（３３）によると「今日武衛邊以外物薮忩、此間与家人等有不快事、是卽公方仰付・・・・・、家人之内、三人可被加治罰之由風聞之故云々」

大乗院寺社雑事記　（３４）によると「去月十三日ツル賀ノ輩ニ屋形打負」

応仁記　（１）武衛家騒動之事附畠山之事「義敏ハ大内右京權大夫教弘ヲ頼ミ西国へ下向シテ居タリケル」

義政将軍自らの政治決断である。

斯波家家督騒動の経緯は、家督の義健は１８歳で没し、子がなく、義建の後見人だった一族持種（義将の弟の筋）の息子である義敏が享徳元年(１４５２)９月に家督に決まった。

しかしながら義敏と有力家臣の甲斐常治とが対立し、義政将軍も仲裁に入ったが、両者聞かず、長禄３年(１４５９)５月、右記事件が発生した。

その後義政将軍は、松王丸に代え、斯波氏一族である渋川義鏡の子である義廉を家督とする。更に文正元年(１４６６)８月に家督を義廉から元の義敏に代えた。これに義廉はもとより山名持豊、細川勝元や一色義直等が反発する事態となる。

ヌ　長禄３年（１４５９）７月２３日、義政将軍、弥三郎を許す。

大乗院寺社雑事記（３５）「管領以下諸大名ニ仰出之、畠山弥三郎可有御免、可其意云々、」

長禄３年（１４５９）９月、弥三郎病死、弟の政長が反義就派（弥三郎派）に担がれる。（３６）

寛正元年（１４６０）９月１６日、義政将軍は畠山家家督を義就より政長に代える。以後義就は追討される身となり、文正元年（１４６６）まで河内、大和、紀伊で幕府軍と抗戦することになる。

義政将軍がとったこの行動が理解しにくいが、左記の古記録や先行の研究は次のように述べている。

応仁略記（１２）では「天下殺生の事あり、しかるを義就鷹野に出たりと云沙汰あり」と幕府の禁令に背いたことを挙げている。

長禄寛正記（３７）では「畠山右衛門佐ニ早々屋形ヲ開テ分国ニ下向可致遅々ニ及ナラバ猶　背上意由被仰出ケレバ、義就承、更ニ以身ニアヤマリ

ナシ、何事ノ罪科ゾヤ、今子細ヲノブルト云トモ更ニ上聞ニ達スル人有ベカラズ・・・」と義就は罪科が何であるか分からなかったとしている。

碧山日録長禄（３８）では、「畠山公義就忤大相公之命、此日罷其謁也」と義政の命に背いたことだけで理由を記していない。

大乗院寺社雑事記（３９）においては「・・・・衛門佐義就ニ可開屋形之由御問答、難歎申入無御承引、仍開屋形了云々、言悟道断事也、仍畠山屋形事二郎政長ニ可給云々」と記述し、尋尊はこれを言語道断と非難している

義就がどのような命令に逆らったのか曖昧で、はっきりしない。

小川信氏は(１１)「勝元が義就の立場を不利に陥れる　工作を廻らし、その結果、義政より怒りをかった」とされている。

ここで何故義政将軍は義就を政長に家督を代える必要があったかである。義就を家督に決めたのは義政将軍である。それに対し勝元は弥三郎・政長を表に裏に支援してきた。

勝元の弥三郎支援の理由は当初は畠山持国への対抗の関係であった。持国没落後そして弥三郎死没後も反義就派の政長を支援している。政長には大和の有力者筒井順永や成身院光宣が味方しており、この有力者が細川派であることを注目したい。勝元は政長、筒井、光宣を一括して自派に組み込む公算であったであろう。

義就から政長への更迭が小川信氏の言う勝元の工作であるとしても、義政将軍も策動したのである。これは次のように考えざるを得ない。義政将軍にとって義就が意外に自分になびかない。義政将軍にとっては家督のことで充分恩を与えており、忠義をもって仕えて来ると思ったがそうではない。一方義就は勝元へは自分よりこれまでの経緯からして近づけない。両者より必要のない人物と見なされ、更にこの時点において義就には提携の守護大名を作っておかなかったことで、幕府内で孤立したことにある。義政将軍は政長起用で自分の勢力に取り込むつもりであったであろう。しかし実際には勝元に取り込まれてしまう。

それでは何故義就が義政将軍になびかず、義政の政治勢力の中に入らなかったのかである。これは根本的に足利将軍家と守護の位置関係にある。政権は足利家にあるが、将軍に対する守護は絶対服従の臣下の関係にはないことである。自分達の武士の政府、即ち幕府の存立の為には足利家は必要な存在であるが、自分（自分の家）の存立が前提である。自分を捨てて将軍に忠義をつくすことはありえない。

室町幕府の政治運営は将軍と守護との協調、対立の中で実権の奪いあいと、将軍に対し守護自身の存立の戦いが政治的にも軍事的にも必定的になされる事になる。そしてその為に守護間の提携も必要となってくる。

従って義就は歴然として格式高い守護であり、義政将軍の忠臣にはならない。義政将軍は、家督で恩をきせており、絶対的な奉公、忠節を求めたのではないかと推測

する。

義就はこの後、大和の越智氏の支援を受けるとはいえ、提携の守護もなく寛正４年まで約３年間幕府軍と抗戦する。これは義就が自分の存立を捨ててまで将軍に屈しないとの姿勢である。これは足利政権での室町幕府の守護達の基本認識である。

守護達は将軍の忠臣にはならない。守護達は将軍の専制を許さない。守護は守護、将軍は将軍である。守護は守護達で固まり、一派を作り将軍に対抗し、あるいは協調する。しかし室町幕府には足利将軍家が絶対に必要欠くべからざる存在なのである。

これは守護達や有力大名も一致した根本的な認識である。

義政将軍は忠臣を誓う守護作り出し、実権掌握を目指したのではないかと考える。そして義就に見切りをつけ、政長の起用を打ち出したのではないか。しかし政長も守護家の人間であり、義政将軍の忠臣とはならず、細川勝元一派になることは宿命的である。

いずれにしても義就と政長の家督交替は義政将軍の政治主導で決められたのである。

ル　寛正元年（１４６０）閏９月、細川勝元は周防の大内氏の元にある斯波義敏（応仁の乱では細川派）の許しを義政将軍に願うが許されない。

長禄四年記（４０）によると「武衛（斯波義敏　佐兵衛佐）出世事、以三方院殿管領（細川勝元）御申処、不可叶之由被仰出之…」

前月９月１６日に畠山義就を政長に代え、政策の一致を見たが、ここでは勝元の申し入れは却下された。

同年６月２９日伊勢貞親を政所執事に任命してブレーンを使う政治が確立されてきた頃と思われる。

オ　寛正２年（１４６１）１０月、義政将軍は斯波家家督を義敏の子の松王丸から渋川義鏡の子の義廉に代える。

大乗院寺社雑事記（４１）によると「今日武衛参賀室町殿云々、甲斐・朝倉上洛ハ為也」（武衛は義廉）

この意味について家永遵嗣は「将軍権力の課題として関東征討をなさねばならず、この為に渋川義鏡の尽力が必要であった。義廉の家督起用はその為である」（４２）とされている。

細川勝元の関与は不明である。この時期義政将軍は実権を掌握とまで行かないが、政治主導の位置にあったと見て良いかと考える。

ワ　寛正４年（１４６３）１１月１３日、日野重子の百か日忌の恩赦で斯波義敏が許され、引き続き親の持種も許された。

蔭涼軒日録（４３）によると「兵衛佐殿御免許」

２年前に家督を松王丸から義廉に代える処置をなしたが、一転して持種・義敏親子の復帰が伺えるところである。

カ　寛正４年（１４６３）１２月２３日、畠山義就を許し、義就を征討中の畠山政長を京に呼び戻した。大乗院寺社雑事記（４４）によると「於義就者御免除之風聞、畠山政長被召上京都與之由…」免除は風聞であるが、政長の京都への召還は事実である。長禄寛正記（３１）「政長ハ上洛可然ト被仰下ケレバ。政長モ應上意」においても政長の京都召還の記載である。

政長が義就を河内、紀伊で追い詰めていたが、義政将軍は政長撤退を指示した。

この寛正４年の斯波義敏と畠山義就への義政将軍の対応について、家永遵嗣氏は、義政将軍が戦乱の終止符を打つことをねらったとされている。

両家についての方針変換が義政将軍によってはっきり公表されるのが、斯波家については文正元年（１４６６）８月の義廉より義敏への家督の交替、畠山家については、同年１２月の義就入京赦免である。上御霊の戦い、応仁の乱への道程である。

ヨ　寛正４年の義政将軍の動きに対して斯波、畠山両家の各々文正の騒動以前までの対応を見てみたい。

・畠山政長と義就

政長は寛正４年１２月優勢でありながら義就の討滅を果たせず義政将軍の命令で不本意に京へ引き上げてきた。翌寛正５年（１４６４）９月２３日、管領を拝命された。義政将軍の慰撫政策か政長封じ込め作戦かと考えられる。政長にとっては家督の保証を得たと考えたであろう。これより後、政長は筒井順永や成身院光宣には戦わせているが、陣頭指揮で義就征討をしていない。管領は将軍家の儀式に列席の機会が多く京を留守にしにくい事があったのであろう。

この間義就は勢力を盛り返して来たのである。寛正６年（１４６５）１１月には大和吉野を出て紀伊天川に陣している。

・斯波義敏と義廉

寛正４年１１月に許された義敏は寛正６年１２月３０日に持種、義敏親子は義政将軍に引見されている。

義廉は自分の地位の危うさを当然意識していたはずである。畠山政長にように管領の要職にあるわけではない。

義廉は政治工作に着手するのである。

家永遵嗣氏は、経覚私要鈔寛正（４５）「朝倉弾正馬太刀於衛門佐遣云々」を指摘され、義廉の重臣朝倉孝景が義就の出陣を祝って馬、太刀を贈ったとされ、仲介は義就与党の古市胤栄であるとされている。（２）

義廉は山名持豊とも提携を進めていた様子で、文正元年（１４６６）に入り、持豊の娘との婚姻の約束をして、提携を確かなものにした。

義廉は寛正４年１１月に義敏が許されて以来、地位保全の為に畠山義就や山名持豊と内々に提携を進めて行ったのである。提携が一般に知られるようになったのは、持豊とは文正に入ってから、義就とは文正年１２月の義就上洛の頃と思われる

6　畠山政長管領期（寛正５年（１４６４）９月～応仁元年（１４６７）１月）

細川勝元より畠山政長への管領交替は義政将軍の主導で決められたのである。勝元、政長一派は政長にとっては地位の安定に、勝元も勢力維持につながると、そして義政将軍は勝元を中枢から一歩退けて更なる実権の確保を目指したと考えられる。

イ　寛正５年（１４６４）１１月２４日、義政将軍は弟の義尋を還俗させ養子として後継に決めたのである。これを義政将軍が政治を嫌い隠遁生活に入りたい意思の表明であるとの説はとれない。義満的な手法で政治をコントロールしようとした説を基本としたい。即ち義政将軍は義視を後継将軍とし、実権は自分で掌握し、義政の意向を受けて伊勢貞親や季瓊真蕊が表向きの指示を出す政治形態である。これは父義教が実権を掌握したが、直接守護に命令を発して守護より恨みを一手にこうむり、やがて赤松満祐に弑逆されたいきさつを学んだものと推察できる。義政、義視そして義政のブレーンで権限を分けるがごときの政治形態で、表向きだけ権力を分散させ、謀殺のリスクを避けたのである。後継将軍やブレーンは自分が実権を掌握しておけばいつでも交替させることは出来る。将軍にとって実権を掌握するためには守護対策が最も重要政策である。これは室町幕府の宿命的な政治形態である。この時期までに義政将軍は学び実行に移したのである。

ロ　寛正６年（１４６５）１１月２３日、義政将軍と日野富子の間に義尚が誕生する。義視を養子にしたのは前年の１１月で義政将軍が、３０歳の時である。それまでに女子は誕生している。男子が誕生する可能性は感じていたはずである。

自分の後継はいつでも変更できると思っていた義政将軍は、意外にも義視が政治力を発揮し、細川勝元や山名持豊に接近する様子を見て、危機感を感じ義視誅戮の挙に出たのである。これが翌年９月の文正の変である。

ハ　応仁の乱へ進む文正（１４６６）の政局を見る。

○　文正元年７月２３日、義政将軍は斯波家家督を義廉より義敏に代えることを表

明して、同年８月２５日に義敏を越前、尾張、遠江の守護に補任する。山名持豊、細川勝元、一色義直、土岐成頼等が反対するが強行する。

大乗院寺社雑事記（４６）「今日被退武衛治部大輔（澁河）、給惣領織於兵衛佐義敏畢、」

後法興院記（４６）によると「是日筑紫武衛令出仕、可為家嫡由昨日自武家被仰出云々、退京武衛治部大輔云々可・・・・・山名可合力治部大輔由有世間、」

（筑紫武衛は義敏、武衛治部大輔は義廉）

大乗院寺社雑事記（４７）「…越前國以下二个國守護職事、昨日被仰付兵衛佐之間、修理大夫父子為御礼参申云々、一天大儀出来珍事云々、就之山名進退珍事也、細川又可隠居旨申入云々」

（兵衛佐は義敏、修理大夫は持種）

蔭涼軒日録（４８）「兵衛佐義敏拝領三箇國如舊之御判。而兵衛佐殿同松王丸及修理大夫殿。卽参謁拝謝」

義政将軍は何故に義廉から義敏に家督を代えたのか、家永遵嗣氏は、「渋川義鏡の関東での堀越公方政知への尽力を期待して、息子の義廉を斯波家の家督にしたが、義鏡に対し扇谷上杉氏、三浦氏、大森氏等の反発があり、寛正３年から寛正４年の早い時期に義鏡は退けられ、それに応じて義廉を起用した政治的意義が薄れた」とされている。（４２）

義政将軍は、赤松家再興で赤松政則に恩をうって自分のシンパにした。斯波家については家永氏の説に加えて、義政将軍は意外に自分になびかない義廉を代えて義敏に恩をうってシンパにする積りでなかったかと推測する。

義政将軍にとって、「実権」を確かにし更に専制をしくために不足しているものは自らが直に動かせる武力である。室町幕府は足利家政権であり、当時は足利家を倒して政権に着こうと思う守護はいない。しかし足利家政権は管領の政治的なバックアップと守護達の軍事力によって成り立っているのである。足利将軍が守護に対抗して実権を掌握し、専制をしくには政治的手腕が必要である。義政将軍は着々と政治手腕を発揮してきたが、更に専制をしく為には、番衆では足りない武力の補強である。即ちシンパの守護の創設である。斯波義敏もこの義政将軍の意を汲んでの復帰であると考えたい。文正の政変（１４６６）では義敏も赤松正則も義政将軍の一派となる。

この後義廉は越前に逃げるが、９月５日の文正の政変で、義敏が没落し、更に畠山義就の復活で、山名持豊の政治勢力が飛躍する中で義廉が復活し、山名持豊のバックアップで応仁元年(１４６７)１月８日管領に就任となる。

一方義敏は、勝元と持豊の対戦（応仁の乱）では勝元の東軍に組する事になる。斯波家家督騒動は、単に両家の問題でなく、義政将軍、細川勝元、山名持豊各々の政治勢力の拡大のために利用されていくのである

○　文正元年（１４６６）９月５日に文正の政変が起きる。義政将軍が斯波家家督を強引に代え　た二ヶ月後である。

この事件は、意外にも政治力がある義視に危機感を抱いた義政将軍が伊勢貞親、季瓊真蕊赤松政則、斯波義敏と図って義視を誅戮しようとしたものであると考える。いち早く気づいた義視が細川勝元と山名持豊に逃げ込み、計画が露呈して失敗した。

この時点で特段義視擁護の立場と思えないが、勝元と持豊は先の斯波家の家督問題もあり、義政将軍の実力行使、専制、独断を許さなかったのである。

義政将軍はこれで奉公衆（番衆）と赤松政則と義敏の武力位では花の御所を守れない事が分かる。義政将軍の全面的政治的な敗北である。

義政将軍は自分の責任問題となり、実権のない隠居、そして勝元と持豊による義視の擁立を恐れ、事件の手足であった伊勢貞親、季瓊真蕊、赤松正則、斯波義敏に責任をとらせて幕をおろそうとした。

義政将軍は、義教将軍のように直に指令を出さず、ブレーンを使って政治を行うのは、守護の逆上的反抗（赤松満祐）や大名一揆に対する備えである。これが何とか功を奏して将軍の座には踏みとどまったが、この事件によって義政将軍の政治勢力はなくなり、政治の主導もできなくなった。

ニ　山名持豊が「実権掌握」を目指す政治戦略を見るとこれまで細川氏との提携を柱として政治勢力の一派をなしてきたが、細川氏と手を切り自分（持豊）を中心とする提携替えを構築していくことになる。

○　元々畠山政長支援派であった持豊が変節して畠山義就との提携替えを行うことの画策は、家永遵嗣氏（２）は「持豊と義就の間は越智家栄（大和の義教派）が仲介」とされている。持豊と義就は当然面識があるであろうし、離れていても直接に間接に話合いをしようと思えばできる。

提携の時期の確証は難しいが、提携は、文正元年（１４６６）１２月２５日の義就入京以後の両者の活動からから確実である。

しかしこの重要事実を勝元がいつ気づいたかであるが、勝元の動きが見えないところから翌年の文正政変（９月５日）以降しばらくしてであろう。

○　以前より持豊、大内氏、勝元は提携関係にあったが、寛正６年８月に大内氏が細川氏と敵対関係にある伊予の河野通春に味方したことから、大内氏と細川氏の提携は崩壊し始める。一方持豊は大内氏との提携を密にする。（持豊の養女を大内教弘に嘉吉３年６月に嫁がせている）

持豊と大内氏が図って、大内氏が河野通春に味方したのかは不明であるが、応仁の乱での持豊と大内氏の提携から観測は出来るところである。

○　持豊と斯波義廉との提携は寛正４年に進められ文正元年（応仁の乱の前年）に入って持豊の娘との婚姻を整えることで提携を確実化されていったのであろう。義廉にとっては危うい自分の地位保全の為味方の確保であり、持豊にとっては政治勢力の強化である。一方勝元は持豊の動きを容認している。義政将軍の政治主導に対し持豊の義政将軍への対抗を歓迎しているかと思われる。文正元年７月の義廉更迭、義敏復帰では義廉支持で持豊と協調して義政将軍に反対を表明している。但し、勝元はこの時点では持豊と畠山義就との提携や大内政弘との提携強化は知らなかったであろう。

○　家永遵嗣氏(2)は、「持豊は義視と手を結んで勝元を抑えて新政権（義視政権）での主導権を取ろうとした」とされている。

持豊と義視との提携、持豊と富子の提携又勝元と義視の提携が寛正６年以降出来ていたのか、いなかったのか証明しにくいし、あったとしても確かな約束でない事は応仁の乱中に義視が勝元派から持豊派に変節することからも分かる。

応仁の乱の要因として家督をめぐる義視対義尚・富子に絡む勝元と持豊との相関関係をあげる向きもあるが、これは乱原因の主要因ではない。それは元々応仁の乱勃発への直接の要因は勝元と持豊との実権争いだからである。勝元や持豊にとっては義視も義尚も実権を掌握した後にそれを確かにする為に必要な玉（大事な道具）であったであろう。

そして持豊が上御霊社の戦いの折には義政将軍と共に、義視も義尚も確保した。実権を掌握の時には義政将軍と共に義視を抱きこんで実権を確かにするのである。実権掌握のためにどうしてもなくてはならない訳ではない。実権掌握後に必要なのである。

ホ　上御霊社の戦いへの政局を見る。

○　文正元年９月５日の文正政変でこれまでの義政将軍の主導若しくは実権掌握に近い政局から義政将軍の政治勢力は大きく後退する。義政将軍の周辺には伊勢貞親、季瓊真蕊、赤松政則や斯波義敏はいない。さらにこの変で番衆も役に立たないことが分かった。斯波義廉は文正の政変後の９月１４日に出仕した。

○　文正の政変をはさんで文正元年８月から１０月、河内や大和で畠山義就が兵を挙げ勝ち進む。（河内合戦）

この間については大乗院寺社雑事記で戦況について先のの記述がある。。（４９）

・八月二五日

「畠山右衛門佐義就今日自吉野出頭壺坂寺、京都儀以外故相待時宜分歟云々當国

儀以外迷惑云々」

・九月二日

「畠山右衛門佐自壺坂入部河内國了、升形城責、洛(落)歟云々、以外大儀出来、」

・九月五日

「畠山右衛門佐為退治遊佐四郎左衛門夜前著若江云々」

・九月一五日

「今日當國幷於河内合戦在之、雑説之、重而可記之」

・九月一七日

「河内合戦嶽山幷深田被責落了、京方遊(佐)作打負、右衛門佐方勝乗云々、今朝合戦也、京奈良通路依馬借上下不通者也、珍事」

・九月廿二日

「…・今日自畠山右衛門佐方可責高田旨及沙汰云々」

・十月二日

「昨日多武峯勢押寄越智郷、打負引退云々、此興次第也」〈多武峯勢は政長派、越智は義就派〉

・十月十七日

「昨日自畠山右衛門佐方、布施高田兄弟攻落了、越智勢以下當國之輩相加云々、没落衆等悉以入」

義就の一方的な勝利で河内升形城、嶽山城と勝ち進む。

この間政長や幕府軍は出陣していない。成身院光宣や越智長直等大和の政長派が防戦しているだけである。それではこの間京都での動きはどうであったのか。大乗院寺社雑事記９月１３日条（５０）に注目したい。

「河内合戦様雑説不一……公方儀無正体云々、以外事也、……殊更山名・細川両人為大名頭相計カ云々、……抑風聞趣ハ、今出河殿・山名ハ衛門佐事可有扶持云々、細川ハ當畠山管領、可合力云々、両方所存可成如何事哉、」衛門佐は義就、管領は政長）

これによると、この時点（９月１３日）で尋尊や世間では山名持豊が義就を支援している事を知っている。この事を勝元が知らないはずはない。義就を征伐するかしないかを勝元と持豊の間で決着を見ることができなかった。持豊は表向きは両者穏便なる仲直りを主張したのではないか。

しかし１１月より１２月２５日の入京までの間は義就は河内に戻っていて進撃の様子の記事がない。これは勝元と持豊の間で義就征伐の中止そして義就の進撃の中止が話しあわれたと推測せざるを得ない。そしてこの話し合いを破り、持豊が義政将軍を抱きこんで１２月２５日のに義就の突然の入京になったものと考えざるを得ない。

９月５日の文正の政変以降、義政将軍の政治力の大幅減退、持豊は斯波義廉を復帰させ、畠山義就との提携、大内氏との提携強化で政治勢力が強くした。一方勝元は持豊との提携の崩壊、大内氏との提携も崩壊、義就の９月の河内、大和での進撃を止められなかった事、更に義政将軍の抱きこみに遅れを取った事により政治勢力が大幅に減退した。この状況の中で持豊に強引に押し切られたのである。

○　１２月２５日の畠山義就入京について「大乗院寺社雑事記」や「後興院記」においても義政将軍の許しなく山名持豊が入京させたと風聞を記述させているが、これは持豊が義政将軍を抱きこんだ政略である事は間違いない。

・大乗院寺社雑事記　（５１）によると「畠山右衛門佐義就、今日自河内國上洛、不伺上　意押而上洛歟云々、當管領作法可為如何哉」

・後法興院記　（５２）によると「傳聞前畠山右衛門佐今日上洛云々、非武家命、山名入道召上之由風聞、大儀　可出来歟、珍事也、下邊以外物忿云々」

義就が入京して翌年文正２年（応仁元年）１月１８・１９日の上御霊社の戦いで畠山政長が敗れるまでの持豊、義政将軍、義就の行動は予め打ち合わせた政治日程に基づいたもののように進んでいる。言わば勝元と政長は持豊の意表をつく術策に落ちたのである。１２月２５日より１月１８日の間の政治の推移を「大乗院寺社雑事記」、「経覚私要鈔」、「齋藤親基日記」、「御法興院政家記」、からまとめると次の通りで、持豊と義政将軍が用意周到に準備し、勝元と政長が意表をつかれ慌てている様子が分かる。

・文正元年１２月２６日

大乗院寺社雑事記　によると「右衛門佐陣取千本尺加堂云々、昨日京著」

畠山義就が入京する。１２月２４日に河内を出立して２５日に一挙に上洛である。

・１２月２７日

大乗院寺社雑事記（５３）によると「…・當畠山政長ハ屋形之四方ニ矢倉上之、赤松次郎法師・六角以下閇籠、・・・・・為兵粮　京中酒屋・土籠（藏カ）役銭申懸之、以使者責立云々…畠山義就ハ千本地蔵院ニ取陣、山名・武衛以下合力、毎事、申合云々、同京中兵粮米等、可相懸之旨及其沙汰云々、…」

政長の被官人がこ時期になって兵糧を略奪する。政長は戦備に慌てている様子である。

・文正２年正月２日
後法興院記（５４）によると「是日衛門佐出仕云々、畠山両人昨今出仕、太不被意得事也、」
大乗院寺社雑事記（５５）によると「去二日右衛門佐義就令出仕御對面云々、両方引汲説無法量、且上意無憑故云々、為天下不可然事也」

義就は義政将軍に謁す。義就は正式に許され、政長を退ける意思の公表である。

・文正二年正月５日
後法興院記（５６）によると「是日右衛門佐申武家之渡御令借用山名金吾宿所云々、…」

山名館で義就は義政将軍を饗応している。

・文正２年正月６日
大乗院寺社雑事記　（５７）「…・六日可開屋形之由、被仰出小弼之處、不可開旨申切御返事云々、細川二申合歟之由風聞」

義政将軍は、政長（小弼）に屋形から出ていくようにとの命令、政長は拒否の返事である。

・文正２年正月８日
後法興院記（５８）によると「昨日武家被仰付管領事於武衛治部大輔當冬ニ兵衛佐云々」
大乗院寺社雑事記　（５９）によると「…管領職事、去八日被仰付斯波治郎大輔義簾云々…」

政長管領を罷免され、代わって斯波義廉を任命する。
持豊の政治工作が予定通り進んでいる。

・文正２年正月１５日
経覚史私要鈔（６０）「…昨日十五日、……山名早聞付、遮而山名・武衛等警固申間…・」
「…・仍今出川殿・若公以下一所御座之間…」

持豊は室町第を警護する。即ち義政将軍と義視・若公（義材）を確保したことになる。

・文正２年正月１６日

後法興院記（６１）「下畠山合力之事可停止之由、自武家被仰細川云々、及晩在人云、細川止合力、然者山名合力衛門佐事可停止由、細川依申之、此儀先落居、下畠山へ明旦可推寄云々」（下畠山は政長）

持豊は、義政将軍から勝元に政長を助けることを禁ずる命を出させる。

・正月１８・１９日

後法興院記（６２）「去曉卯刻許巽方有火事、下畠山邊云々、（三四ケ所下畠山従類宿所云々）早旦或人云々、下畠山自河原推寄上御霊取陣云々、天下大亂珍事也、未刻、禁裏、仙洞、室町殿へ有行幸申刻上畠山衛門佐尾張守（下畠山）陣上御霊へ推寄燒拂（二度）時聲無隙、両方互死人數十人、其外蒙疵者不知其數云々、自申刻至寅刻責云々」

同記

「傳分尾張守去曉没落・・・・・」

（下畠山・尾張守は政長　上畠山・衛門佐は義就）

政長は自邸を焼き上御霊社に陣して、義就と戦い、敗れて京を逃げる。これが所謂応仁の乱への前哨戦である上御霊合戦である。

大乗院寺社雑事記では義政将軍は持豊と勝元の両方に手助けをしてはならと命じたことになっている。

大乗院寺社雑事記　（６３）「…・・山名・細川両人両方合力事可止旨、平被仰請云々…・」

しかし大乗院寺社雑事記では義就には山名方が助けたとされている。

大乗院寺社雑事記（６４）によると「昨日御霊合戦事、義就・山名入道為両人沙汰正弘責戦之間、正弘打負退散、不便無極次第也云々、…」

参戦人数は、軍記「応仁の乱」（１）御霊合戦之事によると、政長方は二千人足ずで、死傷者は御法興院記（６２）では「…・両方互死人數十人、其外蒙疵者不

知其数云々…・」

「応仁の乱」の兵員の表記は一般的にかなり大きいと思われるので相当差し引く必要があることや死傷者の数から、そして短時間で戦闘が終わっていることからそれほど大きな規模の戦いでなかったと言える。

しかしながら畠山義就の完勝である。

義就の入京が山名持豊によって準備されたものであるからして政長と義就が戦闘状態に入ることは必然である。持豊と義就はこの戦闘に勝てると踏んだから入京したのである。これを単に政長と義就の争いと見てはいけない。これは持豊が以前から画策し、文正の政変を絶好の機会としてとらえ、その後の実権争奪の術策の成果なのである。

上御霊の合戦は短期決戦で戦闘規模も大きくないが、畠山義就の圧勝である。その結果は、政局においては先の文正政変で義政将軍の「実権掌握」の大幅減退、そして勝元派の政長の完敗により勝元も後退して山名持豊の実権支配が決定したと言える。

勝元はここにおいてもはや政局で政治勢力を挽回する事は無理と判断した。総武力をもって持豊打倒を決意して細川派を結集し、山名派と全面的に決戦に臨む事にしたのである。これが続く応仁の乱である。

義教謀殺後の政治局面の重要なターニングポイントを五つに概括する。

、嘉吉２年（１４４２）に細川持之が病没し、その後は細川勝元・山名持豊連合と畠山持国の対立の政局でそこに日野重子、今参局等の側近の出番が生じ、政局が定まらない時期となるのが一番目。次に畠山持国がお家騒動で勢力を落とす中で、義政将軍が成人し、享徳３年（１４５４）には相当の政治力を行使し始めたのが二番目。（山名持豊と赤松則尚の争いで、持豊に家督交代と命じ実行）

これ以降義政将軍の政治主導が強くなり始め、勝元と持豊は相手を畠山持国から義政に変えて対抗する。

政局は義政将軍の主導がだんだん強くなるが、義政が「実権掌握」を更に確かにするために、文正元年９月に養子（弟）の義視を誅殺しようとするいわゆる文正の政変を起こし、勝元・持豊連合の大反発にあい失敗、これで義政は政治勢力を大幅び後退させてしまうのが三番目。

文正の政変の以前に山名持豊は細川勝元と手を切り自分を中心とする派閥の結成を決意し、畠山義就や斯波義廉と内々で接触し画策、これが奏功して文正政変後は、勝元の勢力が減退したのが四番目。

持豊の画策により、義就の突然の入京、政長追放命令で勝元派は混乱し。上御霊の戦いで政長は完敗し、政局は持豊支配となったのが五番目。

これを勝元が武力で奪還を図ったものが応仁の乱となる。

次に「政局の要（かなめ）の人物」から概括する。

この時期、政局には多くの人物が登場するが、「政権」を主導する又はその実権を掌握できる可能性のある「政局の要（かなめ）の人物」は当時、細川持之、畠山持国、細川勝元、足利義政、山名持豊（宗全）の五人である。

五人は義教没後同じ時期での政局での対抗馬ではないが、「政局の要の人物」である。実権の掌握を目指すことに無理な、又はしようとしない人物と切りはなして考えねばらない。

斯波家家督騒動の義敏・義廉や畠山家家督騒動の、政長・義就は政局で重要な人物に見える時もあるが、前記の人物達の「政局の材料、道具又は駒」との位置づけとするのが妥当である。同じように富樫家家督騒動や赤松家再興騒動も政局の材料にされたのである。

この「材料」の意味は、それぞれの家督騒動を政局の材料、道具、駒として「政局の要の人物」が自分の勢力の拡大に利用することである。

言い換えれば「実権掌握」をめざして政治勢力の拡大のために彼等は家督騒動に乗じて　騒動の各家を自分の傘下に組み入れる工作をなし、騒動の家の片方を自分の道具として使用する政局の図式である。

更に義政の弟の義視は一見義政の「政権」そのものをねらう対抗馬と見えるが、政局の中で「政局の要の人物」と対等の力なく、それに寄りそって将軍候補の地位を維持できる立場にあり、やはり政局の材料であり、彼等の玉（大事な道具・駒にされたと考える方が理解しやすい。

義政将軍の側近である伊勢貞親や季瓊真蘂を右記の「政局の要の人物」又は横並びの立場にある人物ととらえてはならない。彼等は義政のブレーンであってその時の義政の考え方の外には立てないと考えるべきである。

この時代武力を背景にしない者は政治勢力たりえない。貞親や真蘂の発言力は足利家政権下の義政将軍の政治勢力・政治主導力によって生み出されたと考えるべきである

従て義政に力がなくなれば自動的にその影響力は消滅していく。

「政権」の身内の勢力では天皇家の舅の立場で「実権」を持った藤原氏や鎌倉幕府での北条政子の例もあるが、日野重子の場合は義政の幼少の頃の一時のことで全てを取り仕切る権力は持っていたとはいえない。実家の日野氏は武家主導の政権下での公家であり軍事力もない。従って日野重子及び実家の日野勝光は政局で一定の活動はするが「政局の要の人物」ではない。「政局の要の人物」達がだれも「実権」を掌握できない混沌とした政局で一定の力を持ったに過ぎず、右記五人のような「政局の要の人物」とみなされない。

義政将軍の乳母とも妾とも言われる今参局も実家の大館氏の力が守護大名に及ばな

い勢力では政局への影響力を大きく評価してはならない。混沌とした政局の中で一時的に発言力を得たに過ぎない。

政局の対抗図式は、第一の展開はに畠山持国対細川勝元・山名持豊連合、第二の展開は義政将軍対細川勝元・山名持豊連合、第三の展開は山名持豊対細川勝元となって政局は収拾できなくなり、武力戦での決着ために応仁の乱突入となる。

（１）「応仁記」　群書類従　第二十輯　合戦部
（２）家永遵嗣「軍記応仁記と応仁の乱」歴史遊学―史料を読む　山川出版社２００１
（３）新井白石「続史余論」益田　宗　校注　岩波書店　２０００
（４）田中義成「足利時代史」明治書院　大正１２年
（５）渡辺世祐「室町時代史」創元社　１９４８
（６）稲垣泰彦「応仁文明の乱」日本歴史　中世３　岩波書店　１９６３
（７）鈴木良一「応仁の乱」岩波書店　１９７３
（８）永島福太郎「応仁の乱」至文堂　１９６８
（９）永島福太郎「応仁の乱雑考」日本歴史通号３１１）１９７４
（１０）森田恭二「足利義政の研究」日本史研究叢刊３　和泉書院　１９９３
（１１）小川　信「山名宗全と細川勝元」新人物往来社　１９９４
（１２）家永遵嗣「室町幕府将軍権力の研究」博士論文　１９９４
（１３）石田晴男「応仁・文明の乱」吉川弘文館　２００８
（１４）川岡　勉「山名宗全」吉川弘文館　２００９
（１５）石田晴男「応仁・文明の乱」吉川弘文館　２００８
（１６）「建内」文安四年二月　大日本古記録　史料編纂所
（１７）「師郷記」享徳三年四月三日条　史料纂集　２４
（１８）「康富記」享徳三年八月二一日条　増補史料大成
（１９）「師郷記」享徳３年８月２３条　史料纂集２４　続群書類従完成会
（２０）師郷記」享徳３年８月２８日条　史料纂集２４　続群書類従完成会
（２１）「斉藤基恒記」享徳３年８月２２日条　続史料大成
（２２）「康富記」享徳３年９月１０日条　増補史料大成
（２３「康富記」享徳３年十一月二日条　増補史料大成
（２４）「斉藤基恒記」享徳３年十一月二・三日条　続史料大成
（２５）「嘉吉記」群書類従　第二十輯　合戦部
（２６）今谷　明「室町の王権」Ｐ１９６　中央公論新社１９９０
　　今谷　明「日本国王と土民」Ｐ２３０　日本の歴史⑨　集英社１９９２
（２７）森田恭二「足利義政の研究」Ｐ３９　和泉書院１９９３
（２８）「師郷記」享徳３年１１月２７日条　史料纂集２４続群書類従完成会

（２９）師郷記」享徳３年１２月１３・１４日条　史料纂集２４続群書類従完成会
（３０）「斉藤基恒記」享徳３年１２月１３日条　続史料大成
（３１）「長禄寛正記」群書類従第二十輯　合戦部
（３２）「斉藤基恒記」康正元年３月２６日条　続史料大成
（３３）「師郷記」康正２年５月２６日　史料纂集
（３４）「大乗院寺社雑事記」長禄３年６月１日条　続史料大成
（３５）「大乗院寺社雑事記」長禄３年７月２３日条　続史料大成
（３６）時期については今谷　明「日本国王と土民」日本の歴史⑨　集英社１９９２による
（３７）「長禄寛正記」（長禄４年９月１８日）群書類従第二十輯　合戦部
（３８）「碧山日録」長禄４年９月１５日条　増補続史料大成
（３９）「大乗院寺社雑事記」長禄４年９月１７日条
（４０）「長禄四年記」　（室町幕府評定衆攝津之親の日記「長禄四年記」の研究　設楽薫　東京大学史料編纂所研究紀要　１９９３より）
長禄４年（寛正が元年）閏９月二十一条、
（４１）「大乗院寺社雑事記」寛正２年１０月１６日条　続史料大成
（４２）家永遵嗣「室町幕府将軍権力の研究」　第二部応仁文明の乱前後の東国問題と将権力　第三節斯波義廉の斯波氏入嗣と堀越公方　第二項斯波義廉の登場
博士論文１９９４
（４３）「蔭涼軒日録」寛正４年１１月１４日条　増補続史料大成
（４４）「大乗院寺社雑事記」寛正４年１２月２５日条　続史料大成
（４５）「経覚私要鈔」寛正６年１１月２２日条　史料纂集
（４６）「大乗院寺社雑事記」文正元年７月２３・２８日条　続史料大成
「後法興院記」文正元年７月２３日条　史料纂集
（４７）「大乗院寺社雑事記」文正元年８月２６日条　続史料大成
（４８）「蔭涼軒日録」文正元年８月２５日条　増補続史料大成
（４９）「大乗院寺社雑事記」文正元年８月２５日条・９月２日条・９月１５日条・９月１７日条・９月２２日条・１０月２日条・１０月１７日条　続史料大成
（５０）「大乗院寺社雑事記」文正元年９月１３日条　続史料大成
（５１）大乗院寺社雑事記」文正元年１２月２４日条　続史料大成
（５２）「後法興院記」文正元年１２月２５日条　史料纂集
（５３）大乗院寺社雑事記」文正元年１２月２７日条　続史料大成
（５４）「後法興院記」文正２年正月２日　史料纂集
（５５）大乗院寺社雑事記」文正２年正月６日条　続史料大成
（５６）「後法興院記」文正２年正月５日　史料纂集
（５７）大乗院寺社雑事記」文正２年正月１１日条　続史料大成
（５８）「後法興院記」文正２年正月９日　史料纂集

（５９）大乗院寺社雑事記」文正２年正月１１日条　続史料大成
（６０）「経覚私要鈔」文正２年正月１６日　史料纂集
（６１）「後法興院記」文正２年正月１６日日条　続史料大成
（６２）「後法興院記」文正２年正月１８日・１９日条　続史料大成
（６３）「大乗院寺社雑事記」文正２年正月１９日条　続史料大成
（６４）「大乗院寺社雑事記」文正２年正月２０日条　続史料大成

終わりに

応仁の乱の原因は室町幕府足利家の「政権」の性質とそれに基づく幕府内における「政権」の運営にある。即ち時代を通して足利将軍（政権）と管領、守護との「実権」の争奪にある。主導権争いと言い換えても良いであろう。

これは足利尊氏の統治方法が一族と重臣と少数の外様の豪族を守護にし、その他の豪族を守護の被官、家臣化としたことである。そして守護の権限を拡大しこと、更に守護の中には数カ国の守護を兼ねる有力守護が出来上がっていったことである。「足利家政権」の運営は当初より有力守護の権限、発言力が強いことは、尊氏の時代から「政権」の特質である。

三代将軍義満は、天皇・朝廷との関係で守護達に比し、絶対的に優位な地位（天皇に次ぎ、摂関家に准ずる地位）に就き、「足利家政権」が守護によって犯され難い地位を構築することになる。更に南朝と北朝の合一を果たし、南朝の絶滅を図り、朝廷の持っていた京都の施政権や朝廷や社寺の人事権等を取り込み、「足利政権」を確立した。

しかしながら歴代将軍達はいつも政権の実権を掌握出来ていた訳ではない。将軍、管領と有力守護との間での「実権争奪」の政局となることが多い。そして管領、守護は政権そのものを狙わない（狙えないと考えている）ことが特色で、応仁の乱中も乱後もそして戦国時代に入って、織田信長の十五代義昭将軍の追放（天正元年１５７３）まで、戦国大名までも足利家に代わって将軍（政権）になろうとしない。

将軍が弑逆（暗殺）となっても守護、大名は自ら将軍になろうとしない。近親の足利氏を惣領（将軍）に立てるのである。これは足利家が源氏での名門と言うだけでなく義満将軍によって天皇、朝廷との関係で公家・武家双方に足利家の絶対優位の仕組み作りが功を奏したものと考えられる。

六代将軍義教は実権掌握後、約９年で有力守護の赤松満祐に弑逆される（謀殺）。そして満祐討伐後、政局は安定しないのである。

義政以前において、実権の奪い合いの不安定な政局期間は、幕府初期の尊氏、弟の直義、重臣の高師直の三者三つ巴の政争、義満時代の細川頼之と斯波義将の政争があるが、「足利

政権」はこれを乗り越えるのである。

義教後継の息子の義勝が夭折し、跡を弟の義政が継いだが幼く、自立するまで本来管領が「実権」をもって政治を運営するところではあるが、管領家の細川氏（勝元）と畠山持国とが対立し両者とも「実権」を掌握できない時期が続く。

享徳３年（１４５４）頃から義政将軍は自立し、その後政治の主導を取りつつ更に「実権掌」握に至ろうとする時に、弟で後継とされていた義視に対し誅戮未遂事件（文正の政変（１４６６年））を起こし、その結果治政治勢力を一挙に減退させてしまったのである。

山名持豊は文正の政変後、勝元に対し、畠山義就、斯波義廉等を傘下に収め、政局を優位に進めた。

文正２年（応仁元年１４６７）１月の上御霊社の戦いで山名持豊派の畠山義就が細川勝元派の畠山政長に勝利する事で持豊が「実権」を掌握したかに見えたが、勝元が一派を結集して山名派に全面的武力闘争に挑んだのである。これが応仁元年５月２６日開戦の応仁の乱である。

即ち、義政の「足利政権」は幕府内の「実権争い」が長期に及び収拾出来なくなり、応仁の乱に突入したのである

義政将軍の自立前は、畠山持国と細川氏（勝元）とその提携の山名持豊とが争い、義政自立後は、義政将軍と勝元とその提携の山名持豊が争い、そして文正の政変後は勝元と持豊が争う図式である。

この時期に畠山家家督騒動、斯波家家督騒動、義政後継の義視の文正の政変等数々の騒動や事件の多くが解決することなく応仁の乱の流れの中に持ち込まれるが、これ等の騒動や事件は彼等の「実権争奪」の材料、道具若しくは駒として利用されたと解釈すべきである。家督騒動等は時代を通じていつでもある。しかしこの時期のように長引く事は、これが政局に利用されたからである。

先行研究の多くは、義政将軍、勝元、持豊の実権争奪の政局と畠山家督騒動や斯波家家督騒動の事件等々を同列において論述、解説していることからこの時期を難解なものしていると考える。

突き詰めて言えば、応仁の乱の原因は義政将軍以前から存在する将軍、管領と有力守護の「実権争奪」の政局の特質が義政時代に収拾がつかなくなってしまったのである。

応仁の乱中の文明５年（１４７３）に細川勝元と山名持豊は病没した。後は細川氏にも山名氏にも「要」の人物が現れない。そこに西軍（山名派）の大内氏が台頭したが、乱の終結の糸口がつかめず、混戦となり、結局１０年もの長期戦となる。、

応仁の乱では勝者がはっきり分かれず、一時的に足利家に「実権」が戻ったかのように見えたが、実態は「足利政権」の弱体化、そして守護家と家臣団との軋轢による守護大名の弱体化により室町幕府の弱体化が進み、「足利政権」は近畿地域の「政権」となり、ついには「政権」の態をなさなくなり戦国時代に入っていくのである。

尚、応仁の乱の直接の原因ではないが、義政将軍時代にも義政以前の将軍と同じように「政

権」そのものに対抗、反抗する勢力が出現する。それは後南朝、鎌倉公方、兄弟である。

後南朝問題は、混乱した政局の中で、少人数での蜂起で本当の黒幕が分からない。

鎌倉公方問題は公方選任に問題があり、も氏公方が初めから持氏の子（成氏）でなく義政の弟（政知）であったなら関東は混乱せず、関東勢力が義政将軍に味方したことも考えられる。

そうなれば応仁の乱が勃発したかどうかという点も指摘は出来る。

義政将軍の後継候補の弟義視問題も政局に付随して生じ、政局の要の人物に利用されたと位置づける。

いずれにしてもこれらの問題は義政・細川勝元・山名持豊間における「実権争奪」の政局の下で生み出された事件であって応仁の乱の直接の原因ととらえない。

本稿は、応仁の乱前史と称し、応仁の乱勃発の原因を「足利家政権」の本質の問題からと、直接の原因である義政将軍時代の政局を論述する事を目的としたので、これをもって終章とする。

以上

{別表}室町幕府における管領(守護)と足利家惣領との実権争奪の政局

shug	管領(執事)	就任期間(北朝年号)	足利家の惣領	幕府内政局	期間	管領及びその他事項
1	高　師直	建武3年(1336)～ 観応2年2月26日(1351)	尊氏	(A)尊氏、直義、 師直で実権争奪	1336～1351	足利家の重臣の家系。 足利家の重臣としては、他に伊勢氏 重臣の中では抜群の実力者
				(B)尊氏実権	1351～1358	足利直義と幕府内の権力闘争で、尊氏が直義に味方した為、敗死(観応2年1351)
2	仁木頼章	観応2年10月21日(1351) ～延文3年5月(1358)				足利一族、三河・額賀郡、仁木出身、直義・師直につぐ実力者 (尊氏と直義仲たがい(政権闘争)尊氏は直義を倒す(1352年日直義没)) (尊氏没1358年4月30日) 頼章は1359年没、弟の義長は細川清氏と争い、伊勢に没落1360年7月
3	細川清氏	延文3年10月10日(1358)～ 康安元年9月23日(1361)	義詮	(B)義詮実権	1358～1367	足利家の氏族、三河額田郡細川出身、清氏は細川宗家、 若狭で幕府軍に敗れ近江坂本に没落1361年10月
4	斯波義将	貞治元年7月23日(1362)～ 貞治5年8月8日(1366)	義詮			足利支族、陸奥斯波郡出身、鎌倉御家人、足利家では名門、父の高経 が後見人の地位、清氏は細川頼之の追討を受け讃岐・白峯で敗死、 (1962年7月大内弘世帰服1363年春、山名時氏帰服1964年8月)
5	細川頼之	貞治6年11月25日(1367)～ 康暦元年閏4月14日(1379)	義詮 義満	(C)頼之実権	1367～1379	義詮、後を頼之に託す。(義詮、1367年12月没) 清氏とは従兄弟 頼之、下向を命じられる、讃岐に没落、康暦の政変(後愚昧記) 1379年閏4月
6	斯波義将	康暦元年閏4月28日(1379) ～明徳2年3月12日(1391)	義満	(D)頼之と義将との実権争奪	1379	2回目
				(C)義将実権	1379～1380	
7	細川頼元	明徳2年4月8日(1391)～ 明徳4年6月5日(1393)	義満	(B)義満実権	1380～1408	頼之の子、頼之上洛1391年4月 (山名氏清・満幸、義満と戦い敗北(明徳の乱)1391年12月) (南北朝和議1391年10月)
8	斯波義将	明徳4年6月6日(1393)～ 応永5年閏4月23日(1398)	義満 (義持)			3回目 細川頼元没1392年3月
9	畠山基国	応永5年6月20日(1398)～ 応永12年7月(1405)	義満 (義持)			足利一門 (大内義弘、義満に反抗、堺で討死(応永の乱)1399年10～12月)
10	斯波義重 (義教)	応永12年7月25日(1405) ～応永16年6月7日(1409)	義満 (義持)			義将の子 畠山基国没1406年1月 (義満没1408年5月)
				(E)将軍、管領、守護の合議	1408～1428	
11	斯波義将	応永16年6月7日(1409)～ 応永16年8月10日(1409)	義持			4回目
12	斯波義淳	応永16年8月10日(1409)～ 応永19年2月30日(1412)	義持			義将の孫(義重の子) 義将没1410年5月
13	細川満元	応永19年月16日(1412)～ 応永28年7月29日(1421)	義持			頼元の子 斯波義重(義教)没1418年
14	畠山満家	応永28年8月18日(1421)～ 永享元年8月16日(1429)	義持 (義量)			基国の子 義量没1425年2月 細川満元没1426年10月 (義持没1428年1月)
15	斯波義淳	永享元年8月24日(1429)～ 永享4年10月10日(1432)	義教	(E)将軍、管領、守護の衆議	1428～1432	2回目

16	細川持之	永享4年10月22日（1432）～ 嘉吉2年6月27日（1442）	義教	（B）義教実権	1432～1441	満元の子 畠山満家没・斯波義淳没1433 （赤松満祐、義教将軍を弑逆1441年6月、満祐敗死9月）
			義勝	（C)持之実権	1441～1442	
17	畠山持国	嘉吉2年6月29日（1442）～ 文安2年3月4日（1445）	義勝	（D）勝元（山名宗全）と持国 との実権争奪	1442～1454	満家の子 細川持之没1442年8月 義勝没1443年7月
18	細川勝元	文安2年3月24日（1445）～ 宝徳元年9月5日（1449）	義政			持之の子
19	畠山持国	宝徳元年10月5日（1449）～ 享徳元年11月16日（1452）	義政			2回目
20	細川勝元	享徳元年11月16日（1452） ～寛正5年9月9日（1464）	義政			2回目 畠山持国没1455年3月 満家の孫、持富（満国の弟）の子
				（F）義政、勝元、 山名宗全との実権争奪	1454～1467	
21	畠山政長	寛正5年9月23日（1464）～ 応仁元年1月6日（1467）	義政			
22	斯波義廉	応仁元年1月8日（1467）～ 応仁2年7月10日（1468）	義政	（応仁の乱）	1467～1477	渋川義鏡（足利一族）から養子 （上御霊社の戦い、政長敗退1467年1月18日） （応仁の乱始まる1467年5月26日）
23	細川勝元	応仁2年7月10日（1468）～ 文明5年5月11日（1473）	義政			3回目
24	畠山政長	文明5年12月19日（1473）～ 文明5年12月26日（1473）	義政			
25	畠山政長	文明九年12月25日（1477）	義政			

＊4の斯波義将まで執事、5細川頼之から管領
＊足利家の惣領蘭の括弧内は政権は親にあるが就任の将軍名

（A）将軍、兄弟、有力家臣とで三つ巴の実権争奪の政局
(B)将軍が実権掌握の政局
（C）管領が実権掌握の政局
（D）管領家間での実権争奪の政局
（E）将軍、管領家、有力守護の合議の政局
（F)将軍、管領、有力守護三者での実権争奪の政局
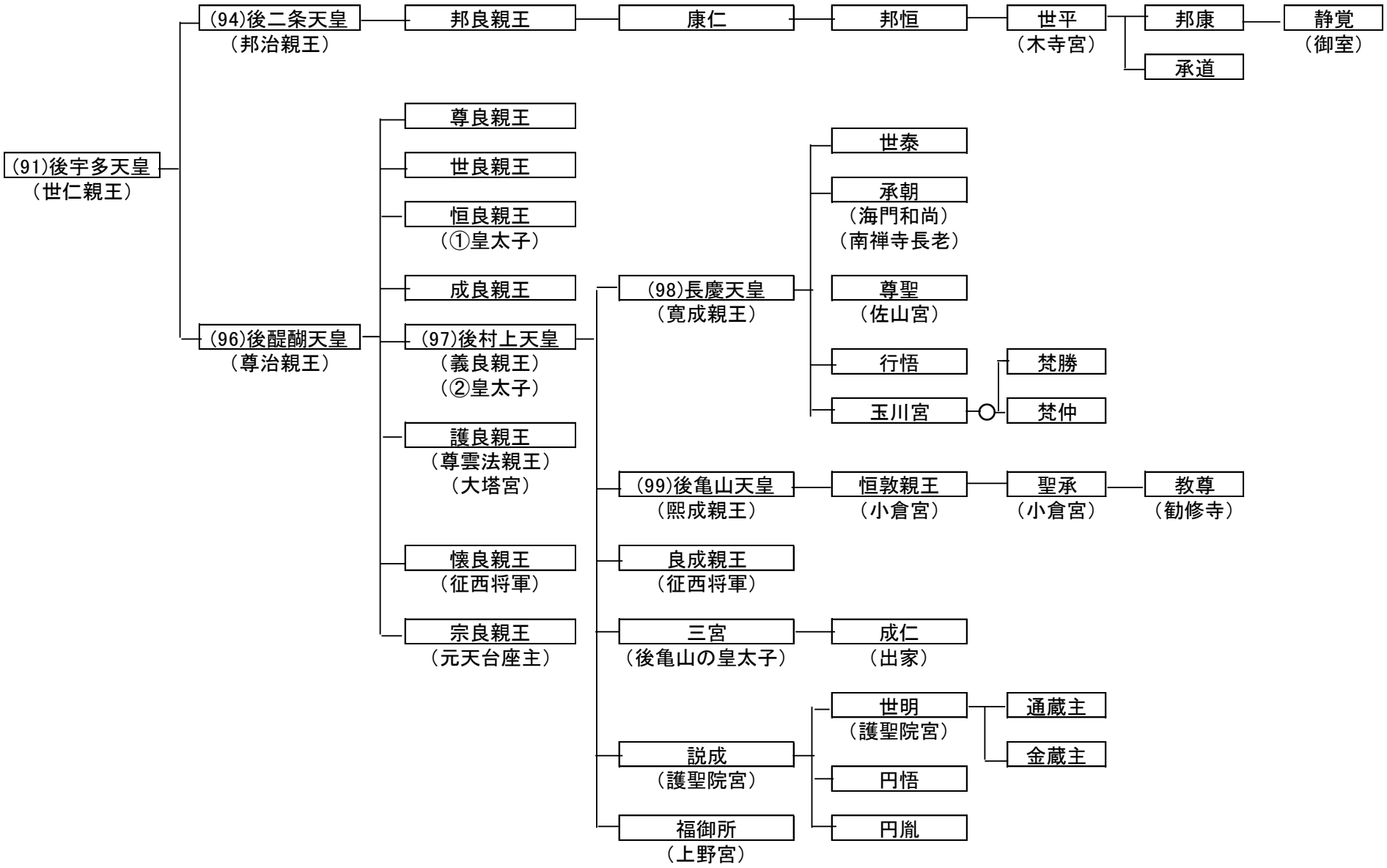
後醍醐天皇・後二条天皇系図